

令和8年 第3回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和8年2月20日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第5号	「第3次宇都宮市文化振興基本計画(案)」に係る意見の提出について	1	○

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第6号	教育行政相談の内容と対応について	2	×
報告第7号	令和7年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について	3	○
報告第8号	西小学校における校舎長寿命化改修工事の完了について	4	○
報告第9号	令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について	5	○
報告第10号	友好都市 沖縄県うるま市との交流について	6	○
報告第11号	令和7年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について	7	○
報告第12号	空間放射線量率測定及び給食の放射性物質(食材・調理済給食)検査の終了について	8	○
報告第13号	令和7年度本市児童生徒の体力について	9	○
報告第14号	「令和8年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について	10	○
報告第15号	宇都宮市教育支援委員会からの答申について	11	×

議案第 5 号

「第 3 次宇都宮市文化振興基本計画（案）」に係る意見の提出について
「第 3 次宇都宮市文化振興基本計画（案）」に係る意見の提出について，次のように決定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

記

1 「第 3 次宇都宮市文化振興基本計画（案）」について

別紙のとおり

2 意見提出案

別紙 意見提出案のとおり

（提案の理由）

宇都宮市長から、「第 3 次宇都宮市文化振興基本計画」を策定するに当たり，教育委員会の意見を求められましたので，その回答を行うものです。

参考 文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項

特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

宮文都第1056号

令和8年2月3日

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀茂雄様

宇都宮市長 佐藤栄
(魅力創造部文化都市推進課扱)



「第3次宇都宮市文化振興基本計画（案）」について

「第3次宇都宮市文化振興基本計画」を策定するにあたり、文化芸術基本法第七条の二第2項の規定により、貴委員会の意見を伺います。

「第3次宇都宮市文化振興基本計画（案）」について

趣旨

当該計画（案）がまとまったことから、その内容について協議するもの

1 概要

『文化の薫るまちうつのみや』を目指して

～本市文化行政の基本方針である

「第3次宇都宮市文化振興基本計画を策定～

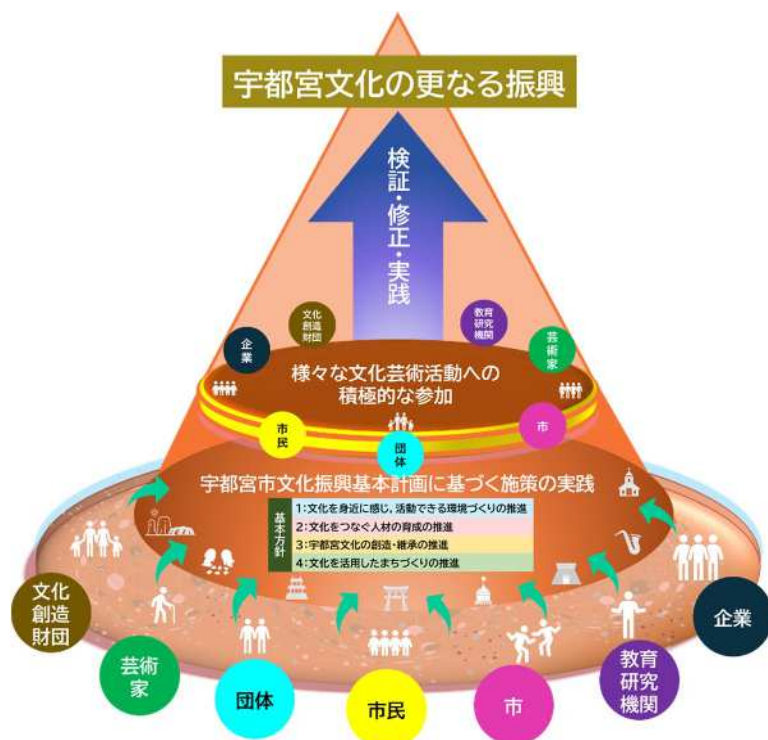
メディア芸術[※]への関心の高まりやデジタル技術の進展、文化資源の観光や福祉等への多面的な活用など、文化を取り巻く環境が変化する中、「文化の薫るまちうつのみや」の実現に向け、市民が主体的に文化活動に取り組める環境の整備や文化資源の保存・創造・活用などを関係機関と連携して推進し、宇都宮文化の更なる振興を図るため、新たな計画を策定しました。

※メディア芸術とは、漫画・アニメ・映画及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術

基本理念

文化をつなぎ 未来を紡ぐ 宇都宮

～心が響きあい 更なる魅力を創造するまちへ～



▲宇都宮文化振興イメージ図

2 計画の特徴

(1) メディア芸術の振興による新たな文化の創造

市民芸術祭メディア芸術部門での取組強化をはじめとしたメディア芸術の発表・鑑賞の場の充実を図っていくとともに、メディア芸術を活用し、既存の文化・芸術・歴史資源の魅力と価値を向上させ、戦略的に発信し、宇都宮文化全体の価値を高めていく事業を推進していく計画とした。

《主な施策》

【新規】メディア芸術の振興促進

【新規】芸術文化と歴史文化の融合 など

(2) 多様な手法を活用した、文化の保存・継承・創造

これまでの文書や口伝、映像等での保存・継承の取組に加え、時代の潮流に沿って進展するデジタル技術等を活用し、宇都宮文化の新たな発見・魅力の創造につながる保存・継承の取組など、市民が楽しみながら多彩な宇都宮文化を知り、未来につないでいくための事業を推進していく計画とした。

《主な事業》

【新規】歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進

【新規】デジタルコンテンツを活用した学習機会の充実 など

(3) 他分野との施策間連携の強化による文化資源等を活用した持続可能なまちづくりの推進

大谷石や百人一首、ジャズなど個性豊かな宇都宮文化を活かした宇都宮ブランド力の向上や、文化のもたらす経済的・社会的効果がまちづくりの力となるよう、観光や福祉、多文化共生などとの施策間連携や、庁内外の関係機関との連携を強化した魅力的な施策展開を推進していく計画とした。

《主な事業》

【新規】産学官連携による文化振興事業の推進

【新規】文化・芸術・歴史資源を活用した文化観光の推進 など

3 計画期間

令和8年度から令和17年度まで（10年間）

4 目標指標

基本方針	成果指標	現状値(R6)	目標値(R17)
1 文化を身近に感じ活動できる環境づくりの推進	文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合 (市民アンケート)	82.6% ▶	90%
2 文化をつなぐ人材育成の推進	文化活動をしている市民の割合 (市民アンケート)	37.9% ▶	50%
3 宇都宮文化の創造・継承の推進	宇都宮の文化資源を誇りに感じる人の割合 (世論調査)	44.8% ▶	60%
4 文化を活用したまちづくりの推進	文化資源を目的に宇都宮に訪れた人の割合 (観光動態調査)	37.1% ▶	50%



第3次宇都宮市文化振興基本計画(素案) 概要版

第1章 計画の概要

【1 策定に当たって】

本計画は、前計画の評価と文化を取り巻く環境と市民ニーズの変化を踏まえ、市民が宇都宮ならではの貴重な文化に気付き、誇りと愛着を感じ、豊かに暮らすことができる社会の実現を目的に策定するもの

【2 計画の位置付け】

本計画は文化都市推進課を始め庁内各課で実施している個別事業を文化振興の観点から関連付けし、総合的かつ効果的に施策の方向性を示すもの。また、文化芸術基本法や関連計画を踏まえるとともに、第6次宇都宮市総合計画基本計画(後期計画)に掲げる基本施策「魅力創造・交流の未来都市の実現に向けて」を実現する計画。

【3 計画期間】

令和8年度から令和17年度までの10年計画とする。

第2章 文化を取り巻く環境の動向

1 社会情勢

- ・デジタル化の加速
- ・ライフスタイルの変化
- ・少子高齢化・グローバル化の進展
- ・メディア芸術の関心の高まり
- ・異常気象の増加に伴う文化財の保存管理、国・県等の動向

- 社会動向やライフスタイルの変化および環境の変化に対応した施策を検討
- 漫画・アニメなどメディア芸術文化の振興

2 国・県の動向

- ・「文化芸術基本法」改正及び施行(H29)⇒観光等分野との連携強化、国際的な交流等推進
- ・骨太方針2025(経済財政運営と改革の基本方針2025)⇒文化観光施策を通じた地域経済活性化の推進など
- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4)
- ・栃木県文化振興基本計画(第2期)

- 観光など他分野との施策間の連携強化
- 歴史・文化・芸術資源を活用した経済の好循環、地域活性化
- 部活動の地域展開を踏まえた文化芸術の振興

第3章 本市の文化の現状と課題

1 市民アンケート結果

- ・鑑賞・見学を行った分野について、メディア芸術が多い 50.2%
- ・文化芸術活動の参加形態について、ひとりで行った割合が多い 45.4%
- ・文化芸術活動の場所について、「自宅」と回答した割合が多い41.5%
- ・情報発信の充実を求める声が多い 34.3%
- ・担い手づくりの取組強化が課題と回答した割合が高い 87.8%

- **メディア芸術の振興**
- **ライフスタイルの変化による文化活動形態の変化への対応**
- **情報発信の強化**
- **文化の次世代継承の課題認識の高まりへの対応**

2 有識者(学校関係者)ヒアリング結果

- ・学生を対象とした市民が作った芸術作品等の展示・披露機会の充実
- ・学生団体が参加可能なイベント情報を分かりやすくまとめ、発信する仕組みづくり
- ・大谷地区の貴重な景観や観光資源を活かした施策展開

- **宇都宮文化を活用したまちづくりへの施策展開への対応**
- **ターゲット層(若年層)を意識した情報発信の強化**
- **ニーズに沿った多様な発表機会の提供**

3 現行計画の評価

⇒目標値には至らなかったものの、各取組において一定の成果

基本方針	評価と目標値達成・未達成の理由
文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進	文化・芸術を鑑賞・見学した市民の割合82.0%(H26比+2.7%)目標値90% ➢映画や漫画、アニメなどのメディア芸術に触れる機会は多いと思われる、メディア芸術祭の来場者も増加しているが、指標はそれほど伸びておらず、メディア芸術の周知啓発不足が要因と考える
文化をつなぐ人材育成の推進	文化活動をしている市民の割合37.9%(H26年度比▲1.8%)目標値50% ➢文化活動・発表の場の提供、児童・生徒への芸術・伝統文化関連講座、文化芸術団体への支援などを通して人材育成に取り組んできたが、コロナ禍による活動形態の変容に対する施策が十分に展開できなかったことが主な要因と考える
宇都宮文化の創造・継承の推進	宇都宮の文化を誇りに感じる人の割合44.8%(H26年度比+11.5%)目標値60% ➢本市の魅力的な歴史・文化・資源を磨き上げ、市内外に広くPRするため、日本遺産の認定や重要文化的景観選定、みや遺産の創設などに取り組んできたが、それらの資源の認知度向上のための取組が不足していたことが主な要因と考える
文化を活用したまちづくりの推進	文化資源を目的に宇都宮に訪れた人の割合37.1%(H26年度比+25.2%) 目標値20% 達成 ➢街なかでの音楽イベントや日本遺産認定を契機とした大谷地区を中心とした観光客の増により目標値を大きく上回った

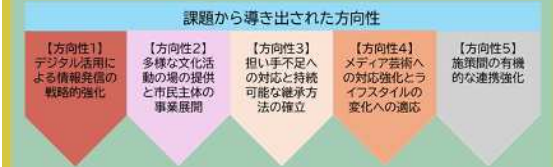
4 今後重点的に取り組むべき課題

取組の効果を高め、時代に即した施策を展開するための課題の導出

- 課題1: 広報誌などの従来の媒体での発信とともに、デジタルを活用した発信・アクセス性を強化するなど、戦略的な広報展開が必要
- 課題2: 市民のニーズやライフスタイルの変化、時代の潮流に沿った多様な文化活動の場の提供に取り組むとともに、引き続き事業の企画段階から市民の積極的な参画を促し、市民主体の事業展開が必要
- 課題3: 児童・生徒の文化に触れる機会の充実を図るとともに、地域における伝統文化の継承と、文化・芸術の担い手・指導者育成に繋がるよう、よりその事業効果を高めていく必要があるとともに、持続可能な手法の確立が必要
- 課題4: メディア芸術への関心が高いことや文化に触れる形態の個別化や多様化等、ライフスタイルの変化に適応した取組の推進が必要
- 課題5: 施策間の連携や関係各課との連携を強化し、全体としての相乗効果を生み出せるような取組が必要

第4章 文化振興の基本理念と基本方針

次期計画の基本的な考え方



- ・取組成果を踏まえた継続性を保持しつつ、時代に即した取組展開が必要
- ・基本方針は時代潮流に寄らず、互いに作用し、文化振興を図る上で普遍的で重要な要素であることから、4つの方針を継承しつつ、より効果的な施策を展開



文化創造のサイクル図

第4章 文化振興の基本理念と基本方針

基本理念

文化をつなぎ 未来を紡ぐ 宇都宮

～心が響きあい 更なる魅力を創造するまちへ～

第5章 文化施策の展開方向

基本方針1
文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進
成果指標
文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合 90%

市民が日頃のくらしに文化活動を取り入れ、より豊かな生活を送るために、デジタル技術も活用しながら文化芸術に触れる環境や発表・活動の環境、そして文化を学べる環境を充実させていくとともに、ターゲット層を意識した戦略的な情報発信を行うなど、市民が様々な文化情報を得やすい環境を整備することにより、メディア芸術を含む新しい鑑賞・活動形態の変化やライフスタイルの変化にも対応し、市民が文化をより身近に感じ、気軽に触れ、発表するなど活動できる環境づくりを推進します。

基本方針2
文化をつなぐ人材育成の推進
成果指標
文化活動をしている市民の割合 50%

文化を創造・継承する人材を、持続的に育成していくために、地域や学校などにおいて文化を先導する人材の育成や担い手育成のほか、地域文化を守り・伝える人材や団体の育成支援を進めることにより、文化をつなぐ人材等の育成を推進します。

基本方針3
宇都宮文化の創造・継承の推進
成果指標
宇都宮の文化資源を誇りに感じる人の割合 60%

市民が楽しみながら多彩な宇都宮文化を知り、故郷に誇りと愛着を感じるために、デジタル技術等を活用したり、芸術文化と歴史文化を融合させたりするなど、宇都宮文化の価値を高め、新たな発見や魅力の創出を推進するとともに、これまで積み重ねられた宇都宮文化について、次世代の文化創造に資するよう、保存・継承を推進します。

基本方針4
文化を活用したまちづくりの推進
成果指標
文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合 50%

文化のみならず経済的・社会的効果がまちづくりの力となるよう文化・芸術・歴史資源を活用した文化観光を推進するほか、国際交流や福祉など多様な分野との連携を強化した施策を展開することにより、地域の魅力づくり、絆づくり、多文化共生などを促進し、多くの人が訪れ交流する魅力あふれる宇都宮のまちづくりを推進します。

施策 NO.	施策の方向性	新重点 デジタル 規点	施策 NO.	施策の方向性	新重点 デジタル 規点	施策 NO.	施策の方向性	新重点 デジタル 規点	施策 NO.	施策の方向性	新重点 デジタル 規点
基本施策①	文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進		基本施策①	文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出		基本施策①	宇都宮文化の創出の推進		基本施策①	地域の魅力づくりへの活用	
文化にふれる場の充実	A1-1 文化会館・美術館での鑑賞機会の充実	★◆	B1-1 若手芸術家の育成の促進			C1-1 新たな歴史・文化の再評価・再発見	★		D1-1 文化資源を取り入れた地域イベントへの支援	★	
	A1-2 ジャズのまち事業の推進		B1-2 身近に学べるマッチング事業の支援	★◆		C1-2 史跡等整備の推進	★◆		D1-2 文化・芸術・歴史資源を活用した文化観光の推進	○★◆	
	A1-3 文化財ガイド施設を活用した周知啓発事業の促進	◆	B1-3 文化活動者の活用促進			C1-3 日本遺産「大谷石文化」の推進	★◆		施策間連携の強化		
	A1-4 図書館における文化情報の周知啓発の促進	◆	B1-4 芸術家の発表・交流活動の支援			C1-4 宇都宮市民遺産認定制度の推進	★		D1-3 文化資源を活用した集客交流の促進	★	
	A1-5 歴史・文化の周知啓発事業の推進	★◆	基本施策②	いきいきと文化活動に取り組む人材育成の推進			C1-5 調査・研究機能の強化			D1-4 多様な分野との連携強化	○★◆
発表・活動環境の充実	A1-6 歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進	○★◆	B2-1 芸術・伝統文化関連講座の推進	★◆		C1-6 芸術文化と歴史文化の融合	○★◆		D1-5 産学官連携による文化振興事業の推進	○★◆	
	A2-1 市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進	★◆	B2-2 保育所等における文化の学習機会の充実			C1-7 歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進			D2-1 景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	再掲	
	A2-2 百人一首事業の推進	★◆	B2-3 デジタルコンテンツを活用した学習機会の充実	○★◆		C1-8 メディア芸術の振興促進	再掲		D2-2 ジャズのまち活性化事業の推進		
	A2-3 身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出	★◆	B3-1 宇都宮伝統文化(ふるさと)継承事業の推進	★		C2-1 本市にゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進			D2-3 妖精資料活用事業の推進	◆	
	A2-4 民間施設との連携・活用の検討		B3-2 企業や文化振興財団等による助成事業の活用			C2-2 うつのみや市民賞の推進			D2-4 城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進	◆	
	A2-5 青少年の発表機会の創出	◆	B3-3 中学校部活動及び地域クラブ活動における地域人材の育成・活用	○★		C3-1 まちなみ景観事業の推進	◆		D2-5 百人一首事業の推進	再掲	
	A2-6 障がい者の発表機会の創出	◆	B3-4 市民学芸員の育成の推進	○★		C3-2 うつのみや百景事業の推進	◆		D2-6 日本遺産「大谷石文化」の推進	再掲	
	A2-7 地域文化祭の推進		基本施策③	地域の文化を守り・伝える人材・団体の育成・支援の推進		C3-3 景観形成重点地区等の指定の推進			D2-7 友好都市との文化交流の推進	○★◆	
	A2-8 ライフスタイルに応じた活動環境の充実	○★◆				基本施策②	宇都宮文化の保存・継承の推進		基本施策②	絆づくりへの活用	
A2-9 メディア芸術の振興促進	○★◆	B4-1 文化ボランティア養成講座の開催			C4-1 多気城跡の保存に向けての調査の推進	◆		D3-1 学校における地域文化財活用事業の推進			
学びの機会の充実	A3-1 文化創造財団による講座の推進	◆	B5-1 市民ボランティア団体の育成・支援	★		C4-2 史跡・名称・天然記念物等の保存	◆		D3-2 芸術・伝統文化関連講座の実施	再掲	
	A3-2 生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進		B5-2 文化活動団体への支援(補助金等)及び連携強化			C4-3 文化財の収蔵・蓄積の基盤整備	★◆		D4-1 伝統工芸や地場産業との連携の推進		
	A3-3 宇都宮市民大学の推進					C4-4 文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進			基本施策③	多文化共生や国際交流の推進	
	A3-4 高齢者の学びの機会の促進					C4-5 文化財の防災・防犯対策の推進	○		D5-1 多文化共生フォーラムの開催		
基本施策②	文化情報の収集・発信機能の充実				景観保全の促進			D5-2 姉妹・文化友好都市との文化芸術交流の推進			
文化情報の収集・発信機能の戦略的強化	A4-1 歴史・文化等を活用したまちなか文化情報交流拠点づくり					C5-1 景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進			D5-3 国際理解講座の実施		
	A4-2 ホームページ、SNS等を活用した情報発信の推進	◆				C5-2 大谷の文化的景観保存活用事業の推進	★◆		D5-4 文化資源を活用した文化交流の推進	★◆	
	A4-3 ターゲット層を意識した戦略的情報発信の推進	○★◆				C5-3 大谷・多気地区美観事業の推進					
					多様な豊かな自然環境の保全						
						C6-1 文化財等を通じた自然環境理解の促進	◆				
						C6-2 自然環境の把握と周知啓発の推進					

第6章 計画の推進体制

- 協働による文化芸術の振興
市民、団体(NPO等)、芸術家、教育機関、企業、(公財)うつのみや文化創造財団、市がそれぞれの役割の下、主体的に活動に取り組む。
- 計画の進行管理
毎年実施している総合計画の施策評価を活用するとともに、文化会館・美術館利用者数などの関係指標を参考にし、必要に応じて事業の成果を検証・見直しを行い、効果的な事業を推進する。




目次		2
第1章	計画の概要	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の目的……………4 2. 計画の位置づけ……………5 3. 計画期間……………6 4. 文化の範囲……………7
第2章	文化を取り巻く環境の動向	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 社会環境の変化……………9 2. 国・県等の動向……………10 3. 宇都宮市の動向……………13
第3章	本市の文化の現状と課題	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 市民アンケート結果……………15 2. 有識者ヒアリング……………25 3. 前計画の評価……………27 4. 課題……………32
第4章	文化振興の基本理念と基本方針	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本理念……………34 2. 基本方針……………36
第5章	文化施策の展開方向	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 重点事業の考え方……………39 2. 施策の方向性……………40 3. 成果指標……………44
第6章	計画の推進	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 推進体制…………… 50 2. 成果指標…………… 51
	資料編	 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本計画施策内容…………… 53 2. 懇談会名簿…………… 57

第1章 計画の策定にあたって



- 1. 計画策定の目的
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画期間
- 4. 文化の範囲



計画改定の目的

第1章

第2章

第3章


第4章

第5章

第6章

4

- ◆ 本市では平成28年3月に「第2次宇都宮市文化振興基本計画(平成28年度～令和7年度)」を策定し、文化振興を推進してきました。
- ◆ 社会経済のグローバル化、デジタル技術の進展など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、文化芸術基本法においても、観光やまちづくり等の幅広い分野との連携を視野に入れた総合的な施策展開がより一層求められています。
- ◆ 文化行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、文化振興の施策・取組を総合的かつ計画的に実施するため、第3次宇都宮市文化振興基本計画(以下本計画)を策定して取組を推進していきます。(令和8年度～令和17年度の10か年計画)





計画の位置づけ

第1章

第2章

第3章

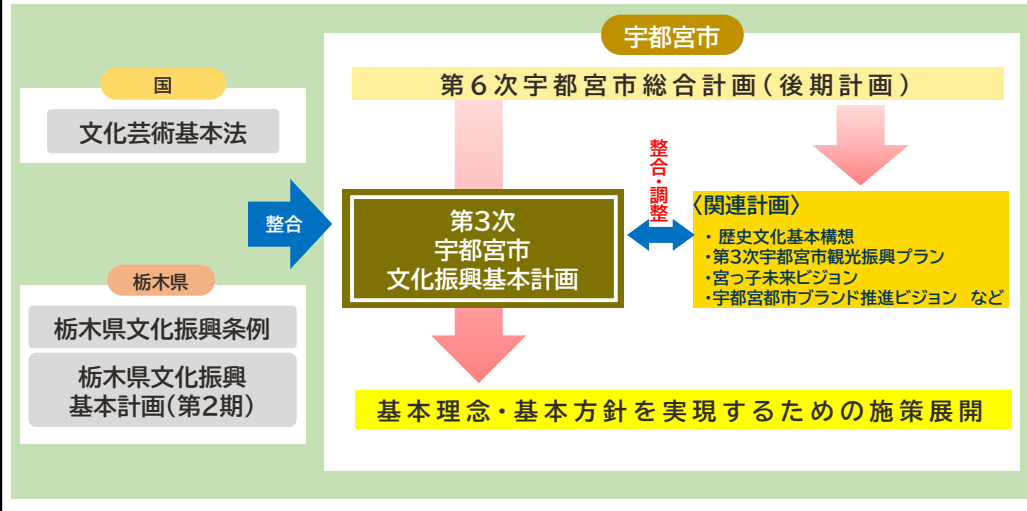
第4章

第5章

第6章

5

宇都宮市文化振興基本計画は文化芸術基本法に基づき、文化芸術振興施策を計画的に推進するため、法令及び県の計画、市関係各課の計画と整合を図りながら策定した計画です。



計画期間

第1章

第2章

第3章

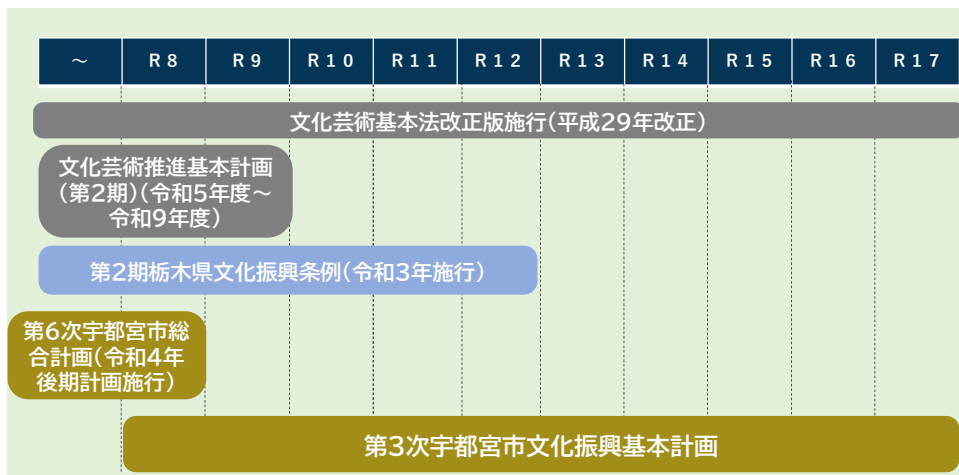
第4章

第5章

第6章

6

本計画は令和8年度を始期とした10年間の計画とし、必要に応じて、中間見直し等を行います。





文化の範囲

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

7

本市では文化の範囲を下記のように分類、定めます

文化の範囲	
ア：芸術	文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術
イ：メディア芸術	映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
ウ：伝統芸能・芸能	伝統芸能(雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能), 講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)
エ：生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化(茶道, 華道, 書道, 食文化, その他生活に係る文化), 国民娯楽(囲碁, 将棋その他の国民的娯楽), 出版物及びレコード, コンパクトディスクをはじめとする音楽・映像媒体
オ：文化財	有形文化財(建造物, 絵画, 彫刻, 古文書等)・無形文化財(演劇, 音楽, 工芸技術等)・民俗文化財(風俗慣習, 民俗芸能等)・史跡名勝天然記念物・埋蔵文化財・伝統的建造物群
カ：景観	自然的景観, 歴史・文化的景観, 市街地景観, 都市施設景観など

8

第2章 文化を取り巻く環境の動向



1. 社会環境の変化
2. 国・県等の動向
3. 宇都宮市の動向



社会環境の変化

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

9

デジタル化の加速

・情報通信インフラやICTの急激な普及とともに、デジタル技術の進展・実用化が次々と進んでおり、文化芸術分野においても、表現・鑑賞・発信方法の幅を拡げています。

ライフスタイルの変化

・新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、オンライン配信や、SNSを活動の場とする芸術家も増え、作家個人へのアプローチも容易になるなど、文化芸術がより身近なものに変化しました。

メディア芸術の関心の高まり

・マンガやアニメ、デジタルアートといったメディア芸術への関心が高まっています。

少子高齢化・グローバル化の進展

・少子高齢化の進展や社会環境の変化により、地域の伝統文化の継承や、文化芸術の分野においても担い手不足が課題となっています。

・経済を始め、あらゆる分野における国際化の進展や外国人住民の増加・多国籍化、クールジャパン戦略による外国人観光客の増加などにより、国内外において日本文化への関心が高まっています。

異常気象の増加に伴う文化財の保存管理

・近年、地球規模での温暖化の進行等による異常気象のリスクが高まり、気温の上昇や大雨の頻度の増加等は、地域の文化財や伝統的文化の保存、文化施設の管理運営等にも影響を及ぼし、今後、一層深刻化することが懸念されています。



国・県等の動向

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

10

国：文化芸術基本法(平成29年6月23日改正及び施行)

改正の趣旨

- ・文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を本法の範囲に取り込む
- ・文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する

基本的施策の改正点

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。



国や県等の動向

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

11

国：文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－

令和5年3月24日閣議決定

中長期目標：第1期計画に掲げる「目標」を基本的に踏襲

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- ② 創造的で活力ある社会の形成
- ③ 心豊かで多様性のある社会の形成
- ④ 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

第2期計画における重点的取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進

- 1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 2 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 4 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 5 文化芸術のグローバル展開の加速
- 6 文化芸術を通じた地方創生の推進
- 7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進



国や県等の動向

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

12

県： 栃木県文化振興基本計画（計画期間：R3年度～R13年度）

取組の方向性	施策の展開	主な施策
【方向性1】 とちぎの文化を担う人づくり	1 子どもたちの文化芸術活動の充実	1 優れた文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実 2 文化芸術活動を体験し、成果等を発表できる機会の提供
	2 文化芸術の担い手の育成	1 若手芸術家の育成 2 地域における文化芸術活動の活性化 3 文化振興等への寄与に対する顕彰
	3 文化交流の促進	1 全国各地との文化交流の促進 2 友好交流先等諸外国との文化交流の促進
【方向性2】 とちぎの文化に親しむ環境づくり	1 県民による多彩な文化芸術活動の促進	1 文化芸術活動の鑑賞の場の提供 2 文化芸術活動の発表の場の提供
	2 文化芸術活動における多様な主体の参画と交流の促進	1 障害者による文化芸術活動の推進 2 文化芸術活動への多様な主体の参画と交流の促進
	3 文化施設の充実、文化情報の収集・発信	1 県立文化施設の機能等の充実 2 戦略的な情報発信
【方向性3】 とちぎの文化を活かした地域づくり	1 文化財・伝統文化の保存、継承、活用	1 地域の伝統文化の保存・継承 2 文化財の保存・活用の推進 3 埋蔵文化財の保存・活用
	2 文化と他分野との連携等による地域の活性化	1 文化芸術を活かした関係人口の創出 2 観光との連携による地域の活性化 3 伝統工芸品等の地場産業の振興 4 食文化の継承・発展
	3 文化を育む自然環境や景観等の保全	1 文化を育む自然環境の保全 2 文化を育む景観の保全

みんなで育み、誇る「とちぎの文化」



市：第6次宇都宮市総合計画後期基本計画（2023(令和5)年2月）

【計画期間：2023(令和5)年度～2027(令和9)年度】

本市では、2018(平成30)年3月に第6次宇都宮市総合計画を策定しました。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、基本構想に定めた2050年の「将来のうつのみや像(都市像)」である「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」の実現に向けて、各施策・事業に取り組んでいます。更なる取組の推進を図るため、2023(令和5)年2月に基本計画を改定し、後期基本計画を策定しました。

「第2部 基本計画」「第4章 分野別計画」の「政策8 地域資源を守り、活用した賑わいと活力ある社会の実現」「施策4 暮らしに息づく文化の継承・創造・活用の推進」では、施策の方向性として、文化に触れる機会の更なる創出や、文化活動の発表の場の充実などにより、市民が主体的に文化活動に取り組める環境を整えることや、歴史・文化資源を市民共有の財産として保存・活用することにより、本市の新たな魅力づくりと地域の活性化を推進することを示しています。

第3章 本市の文化の現状と課題



- 1.市民アンケート結果
- 2.有識者ヒアリング
- 3.前計画の評価
- 4.課題



市民アンケート結果

令和6年度 文化振興基本計画改定に係る基礎調査の実施

今日における市民の価値観や要望が複雑・多様化してきている中で、市民が文化施策についてどのように考え、また何を望んでいるかを統計的に把握するとともに、施策の成果や文化芸術への関心・意識の程度等を調査し、文化行政の運営上の基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を行いました。

対象及び回収率

本調査では文化団体関係者と一般市民の意識を比較するため、文化団体関係者を調査対象とするタイプAと、一般市民を調査対象とするタイプBの2種類の調査を実施しました。

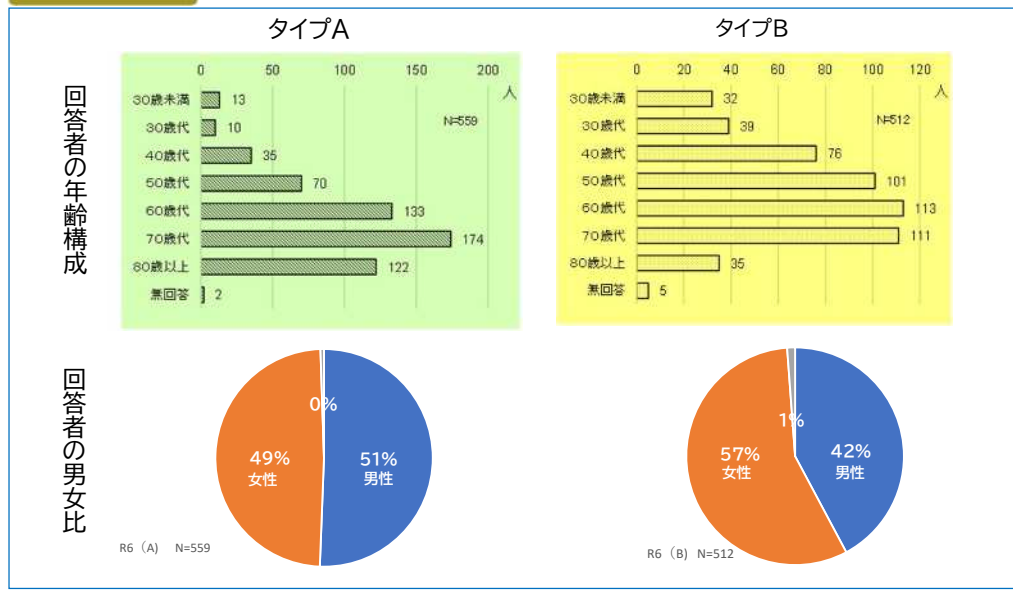
なお、両タイプには同じ調査表を配布しました。(掲載については、主な結果を抜粋しています。)

	タイプA(有意抽出)	タイプB(無作為抽出)
調査対象者	文化団体関係者	満18歳以上の一般市民
発送標本数	900人	2,100人
抽出方法	各文化団体データより抽出	住民基本台帳による無作為抽出(層化抽出)
調査方法	WEB回答及び郵送法	WEB回答及び郵送法
調査期間	令和6年9月26日から11月11日	令和6年9月26日から11月11日
回収標本数	559人(62.1%) うちWEB回答167人(WEB回答率29.9%)	512人(24.4%) うちWEB回答224人(WEB回答率43.8%)
調査の特徴	文化団体に所属して活動をおこなう市民の意向を把握できる	全市民の意向を把握できる



市民アンケート結果

回答者の属性等



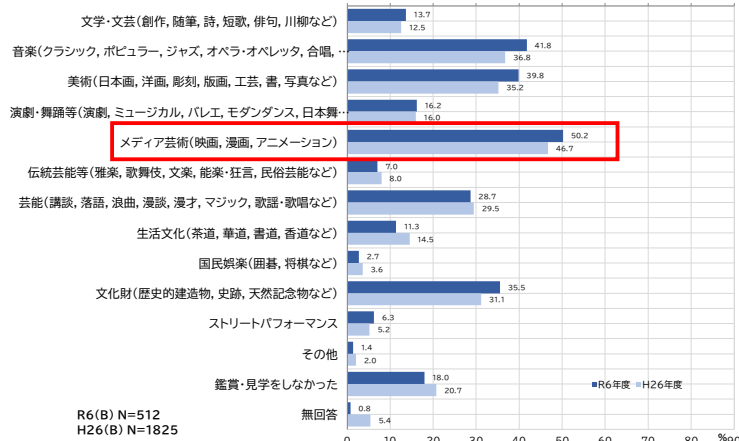


市民アンケート結果

関心が高い「鑑賞・見学」の分野

この一年間に「鑑賞・見学」を行った分野について、文化団体に属さず鑑賞機会が比較的少ないと考えられる **タイプB**に着目すると、「メディア芸術」(50.2%)が最も多い結果となりました。また、タイプAにおいても49.6%と高い割合を示しており、A・B両方で約半数が鑑賞している分野は「メディア芸術」のみでした。これらの結果から、属性にかかわらず「メディア芸術」は全体として関心が高い分野であることがうかがえます。

タイプB

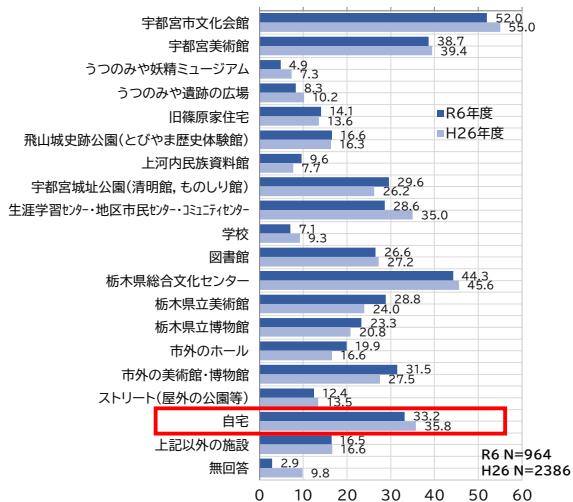


市民アンケート結果

「鑑賞・見学」の場所

「鑑賞・見学」を行った場所についてみると、A・Bいずれのタイプでも『宇都宮市文化会館』(52%)が最も多く、次いで『栃木県総合文化センター』(44.3%)、『宇都宮美術館』(38.7%)が続いています。一方で、『自宅』(33.2%)も比較的高い割合を示しており、オンライン鑑賞などを含め、自宅が文化活動の重要な場となっていることがうかがえます。

全体(A・B合算)

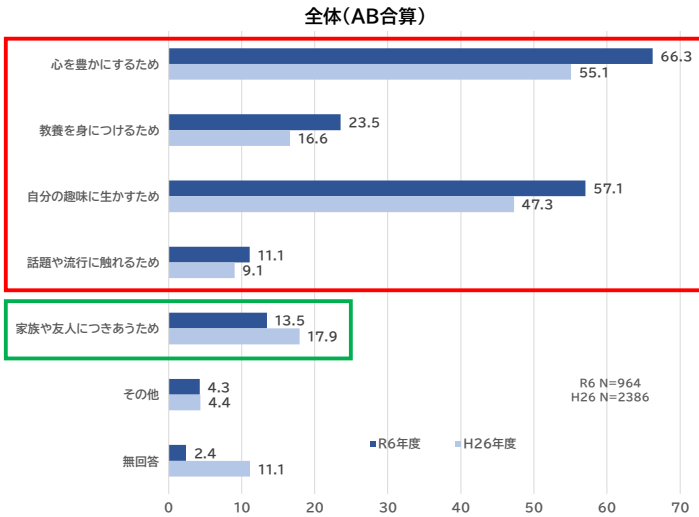




市民アンケート結果

「鑑賞・見学」の目的

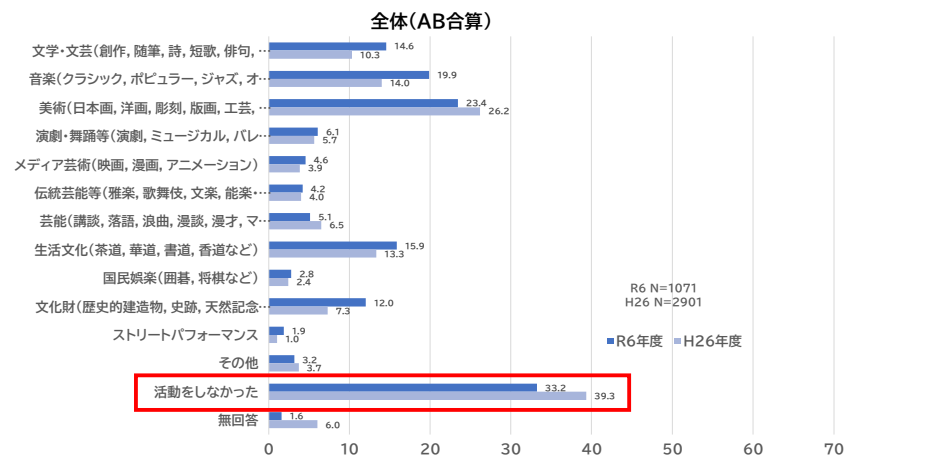
前回調査と比較すると、A・B両タイプで『心を豊かにするため』(H26年度比+11.2pt)、『教養を身につけるため』(+6.9pt)、『自分の趣味に生かすため』(+9.8pt)といった“自己充実”に関わる理由が増加しています。一方で、タイプBでは『家族や友人につきあうため』が4.4pt減少するなど、他者との関わりを理由とした回答が減少しました。これらの変化から、鑑賞・見学を「自分のために行う」傾向が強まっていることが示されています。



市民アンケート結果

日頃行っている「文化芸術活動」

日頃行っている「文化芸術活動」については、A・B両タイプで『美術』(23.4%)が最も多く、次いで『音楽』(19.9%)となっています。一方で『活動をしなかった』(33.2%)も依然として高い割合を占めています。さらにBタイプのみを見ると62.1%が「活動をしなかった」と回答しており、タイプAとの差が大きいことがわかります。この結果から、文化芸術活動が日常的に行われるような環境づくりや働きかけを強化する必要性が示されています。

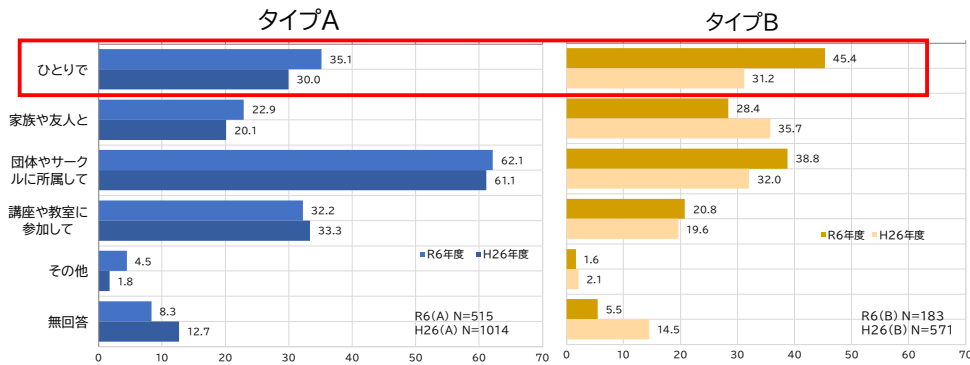




市民アンケート結果

「文化芸術活動」の参加形態

前回からの増加率をみると、「ひとりで」と回答した割合がAでは5.1pt、Bでは14.2pt増加し、A・Bともに最も大きな伸びとなりました。特にタイプBでの増加が顕著であり、コロナ禍以降、自宅でメディア芸術を一人で鑑賞する行動が広がった可能性があることが示唆されます。

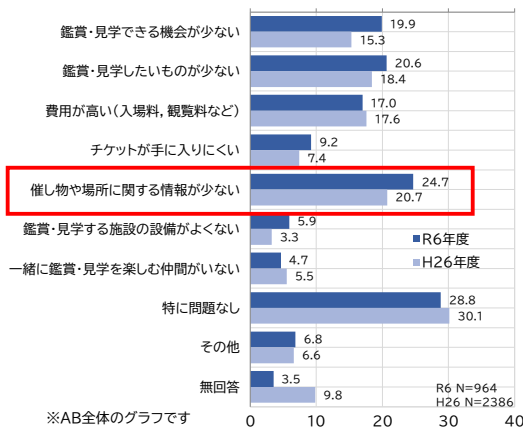


市民アンケート結果

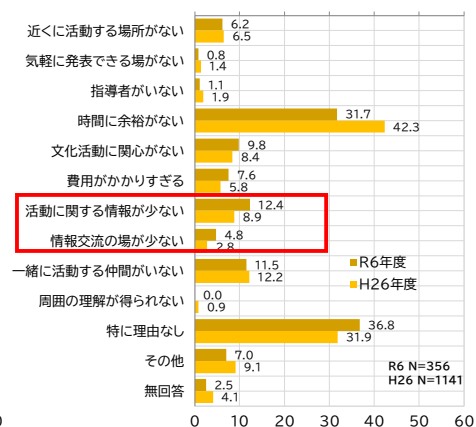
「文化芸術活動」の障壁

「文化芸術活動」を行う際の障壁については、(1)「鑑賞・見学にあたり、問題を感じたこと・困ったことがあるか」、(2)「鑑賞・見学を除く文化活動を行わなかった理由」の2つの質問から把握しました。A・B両層ともに、「時間」や「費用」といった個人的事情を除くと、「情報が少ない」「情報交流の場が少ない」が最も多い回答となりました。この結果から、情報提供や情報交流の機会を充実させることが、文化芸術活動の参加促進に向けた重要な課題であるといえます。

「鑑賞・見学」にあたり、何か問題を感じたこと、お困りになったことがありますか



「文化活動」(ただし鑑賞・見学を除く)を行わなかった理由は何ですか

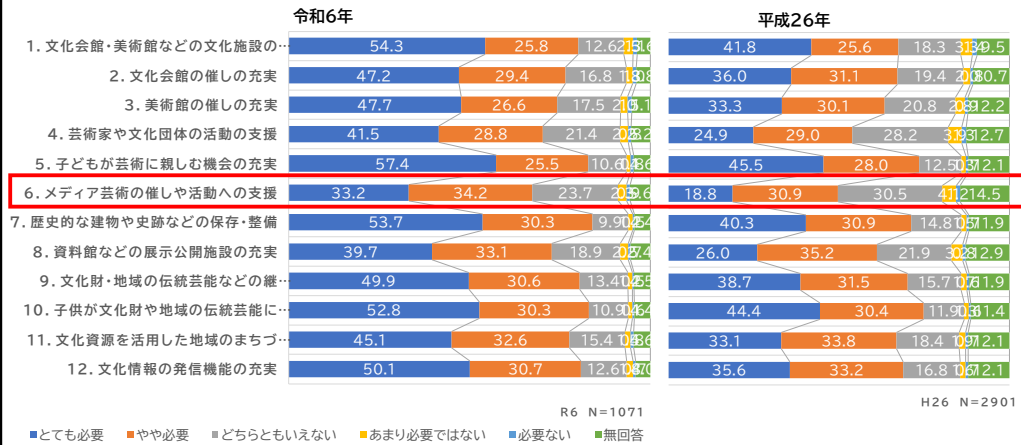




市民アンケート結果

文化的環境整備の重要性

文化的環境整備において「必要」と考える項目を前回調査と比較したところ、「メディア芸術の催しや活動への支援」が最も高い増加率を示し、「とても必要」「やや必要」と回答した割合が前回より17.7pt増加しました。これは、近年のメディア芸術への関心の高まりが反映された結果といえます。また、全体的に「とても必要」「やや必要」が増加していることから、文化芸術全般を社会にとって重要なものとして捉える認識が一層強まっていることが明らかになりました。



市民アンケート結果まとめ

1. メディア芸術への関心の高まり

全体としてメディア芸術への関心が高く、鑑賞・見学分野の中でも最も回答割合が高い傾向がみられた。

2. 鑑賞・活動の場所にみられる変化

一般市民(タイプB)では、鑑賞・見学、文化芸術活動のいずれにおいても「自宅」での実施が多く、家庭内で行われるスタイルが定着しつつある状況が示されている。

4. 鑑賞・見学の目的の変化

鑑賞・見学の目的は、これまでの「友人や家族との付き合い」よりも「自分のため」に行う市民が増加している。

5. 一般市民の文化活動参加の現状

一般市民では、文化活動を全く行っていない割合が高く、参加機会が十分に確保されていない状況が見られる。

6. ひとりで行う文化活動の増加

前回調査と比べ、ひとりで文化活動を行う市民の割合が増加。特に一般市民での伸びが大きく、コロナ禍以降の行動変容の影響が考えられる。

7. 情報発信・情報交流へのニーズ

「情報が少ない」「交流の場が少ない」との回答が多く、情報発信や情報交流の強化を求める声が増加している。



有識者ヒアリング

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

25

令和6年度 文化振興基本計画改定に係る基礎調査の実施

下記4者を訪問し、本市文化に関する要望や、学生の文化活動の状況、就職後の若年者の文化活動の現状などについてヒアリングし、今後の課題導出の参考にしました。

有識者ヒアリング(大学等)

1. 作新学院大学 女子短期大学部 学長特別補佐 西田 直樹氏
2. 宇都宮短期大学 音楽科 学科長 新井 啓泰氏
3. 宇都宮大学 副学長 博士 横田 和隆氏
4. 宇都宮メディア・アーツ専門学校 理事長 清水 崇司氏



有識者ヒアリング結果

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

26

有識者ヒアリングの主な意見

■ 1. 若者が地域文化に触れる機会の拡充

市民の創作物や地域の文化活動が若い世代の目に触れる場が十分とはいええず、若者が自然に地域文化に触れられる環境づくりが求められる状況にある。

■ 2. 学校と文化事業の連携推進

学校施設は地域に開かれた文化拠点として活用できる可能性を持つ一方で、文化事業との連携が十分に機能していない面が課題となっており、教育機関との協働体制の強化が必要とされている。

■ 3. 文化拠点や観光資源をつなぐ回遊性の強化

LRT延伸や大谷地区の景観など多様な文化・観光資源が点在するものの、それらをつなぐ導線が十分でなく、宇都宮らしい回遊型の文化体験をつくる仕組みづくりが課題とされている。

■ 4. 若者向け文化情報の発信

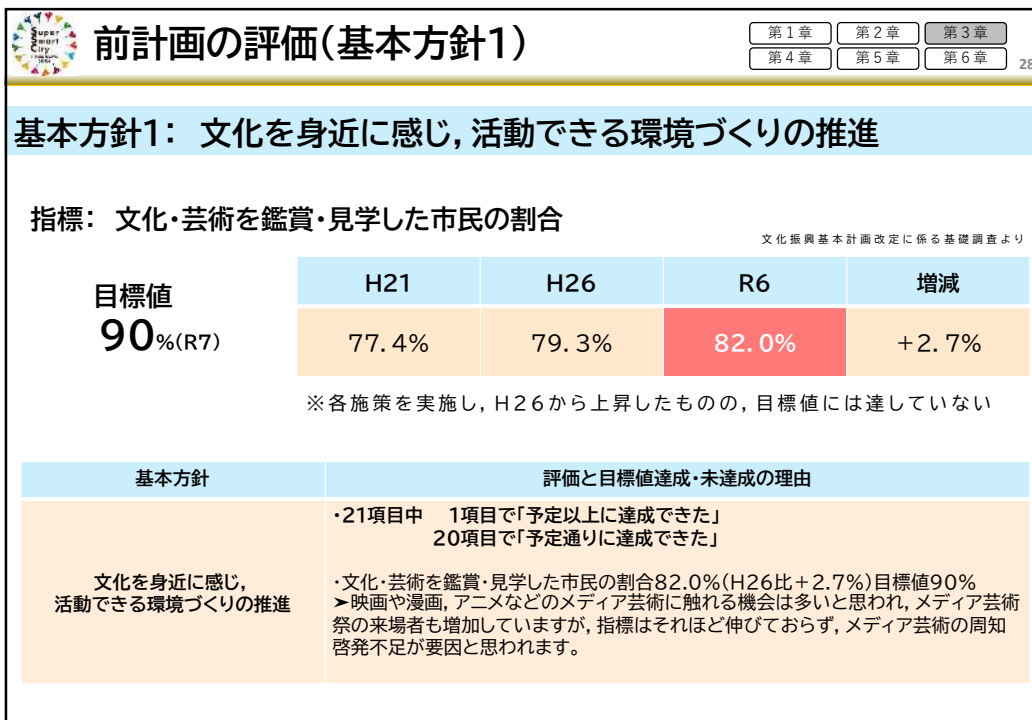
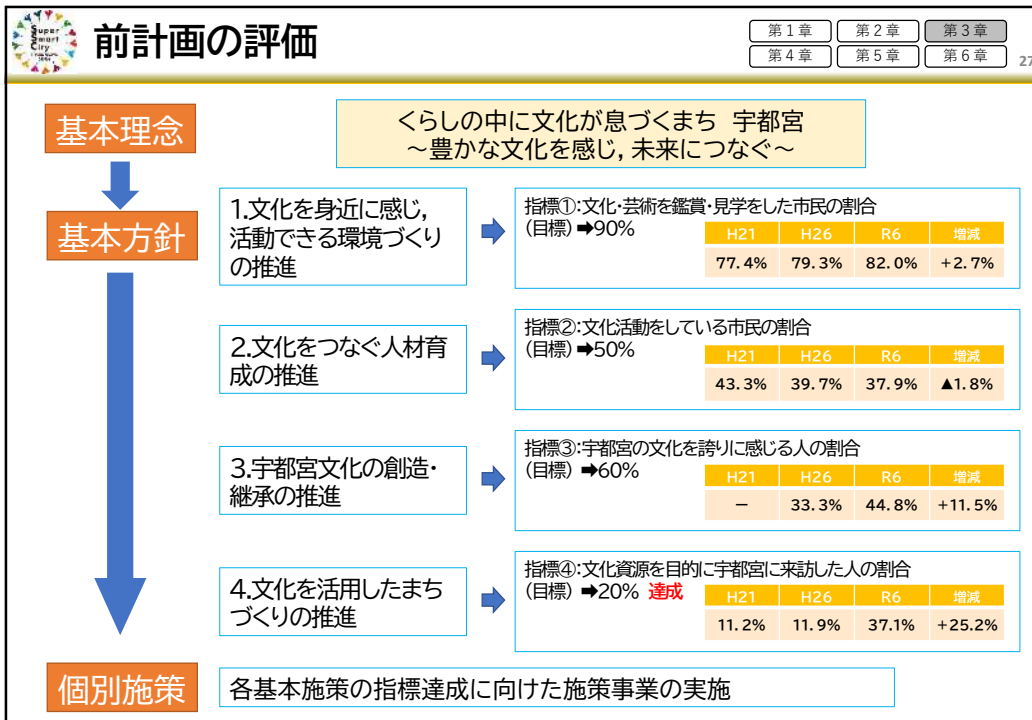
学生が参加できる文化活動の情報が分散しており、必要な情報が若い世代に届きにくい状況がみられ、情報提供のわかりやすさやアクセス性の向上が求められている。

■ 5. 大谷地区をはじめとする固有資源の活用余地

大谷地区を中心とした地域固有の文化資源が十分に活用されておらず、地域の特性を生かした文化の魅力創出に向けた取組の強化が必要とされている。

■ 6. 若者参加型の文化事業の拡充

若者が参加しやすいメディア芸術祭のような良い取り組みは存在するものの、市全体としては限られており、若い世代が文化活動に主体的に関われる場の拡大が期待されている。





前計画の評価(基本方針2)

第1章 第2章 第3章
第4章 第5章 第6章 29

基本方針2：文化をつなぐ人材育成の推進

指標：文化活動をしている市民の割合

文化振興基本計画改定に係る基礎調査より

目標値	H21	H26	R6	増減
50% (R7)	43.3%	39.7%	37.9%	▲1.8%

※各施策を実施し、H26から上昇したものの、目標値には達していない

基本方針	各項目評価
文化をつなぐ人材育成の推進	<p>・12項目中 12項目で「予定通りに達成できた」</p> <p>・文化活動をしている市民の割合37.9%(H26年度比▲1.8%)目標値50% >文化活動・発表の場の提供、児童・生徒への芸術・伝統文化関連講座、文化芸術団体への支援などを通して人材育成に取り組んできましたが、コロナ禍による活動形態の変容に対する施策が十分に展開できなかったことにより、目標値未達となったと思われます。</p>



前計画の評価(基本方針3)

第1章 第2章 第3章
第4章 第5章 第6章 30

基本方針3：宇都宮文化の創造・継承の推進

指標：宇都宮の文化を誇りに感じる人の割合

世論調査より

目標値	H21	H26	R6	増減
50% (R7)	—	33.3%	44.8%	+11.5%

※各施策を実施し、H26から上昇したものの、目標値には達していない

基本方針	各項目評価
宇都宮文化の創造・継承の推進	<p>・20項目中 20項目で「予定通りに達成できた」</p> <p>・宇都宮の文化を誇りに感じる人の割合44.8%(H26年度比+11.5%) 目標値60% >本市の魅力的な文化・芸術・歴史資源を磨き上げ、市内外に広くPRするため、日本遺産の認定や重要文化的景観選定、みや遺産の創設などに取り組んできましたが、それらの資源の認知度向上のための取組が不足していたことが主な要因と思われます。</p>



前計画の評価(基本方針4)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

31

基本方針4：文化を活用したまちづくりの推進

指標：文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合

観光動態調査より

目標値	H21	H26	R6	増減
20% (R7)	11.2%	11.9%	37.1%	+25.2%

達成

基本方針	各項目評価
文化を活用したまちづくりの推進	<p>・17項目中 17項目で「予定通りに達成できた」</p> <p>・文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合37.1% (H26年度比+25.2%) 目標値20% 達成 >街なかでの音楽イベントや日本遺産認定を契機とした大谷地区を中心とした観光客の増により目標値を大きく上回りました。</p>



課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

32

社会情勢や市民アンケート、有識者ヒアリング、これまでの取り組みと指標から、これからの10年間で取り組むべき5つの課題が浮かび上がりました。

デジタル活用による情報発信の戦略的強化

文化情報(文化施設でのイベント情報や歴史文化資源など)の発信の充実を求める声が多いことから、広報紙などの従来の媒体での発信とともに、SNSやデジタル媒体の活用や内容の充実を図るなど、戦略的な広報展開が必要である。

多様な文化活動の場の提供と市民主体の事業展開

文化の活動形態にも変化がみられることから、市民のニーズや時代の潮流に沿った多様な場の提供に取り組むとともに、引き続き事業の企画段階から市民の積極的な参画を促し、市民主体の事業展開が必要である。

担い手不足への対応と持続可能な継承方法の確立

文化の担い手づくりの取組強化の課題認識が高まっていることから、地域での伝統文化の継承や、地域や学校における文化芸術活動の担い手・指導者育成に繋がるよう、よりその事業効果を高めていく必要があるとともに、DXを活用した効率化(オンライン講習やデジタルアーカイブ等)など新たな持続可能な手法の確立が必要である。

メディア芸術への対応強化とライフスタイルの変化への適応

・メディア芸術への関心が高いこと、一般市民の鑑賞・活動場所が自宅が最も多いこと、一人で文化活動を行う割合が増加していることから、これらのライフスタイルの変化に適応した取組を推進する必要がある。

施策間の連携強化

個性豊かな宇都宮文化を生かした宇都宮ブランド力の向上や、地域活性化に寄与するより魅力的な施策展開のため、施策間の連携や庁内外の関係機関との連携を強化し、全体としての相乗効果を生み出せるような取組の実施を推進する必要がある。

第4章 文化振興の基本理念と基本方針



1.基本理念 2.基本方針

基本理念

第1章	第2章	第3章
第4章	第5章	第6章

34

次期計画の基本的な考え方

- 取組成果を踏まえた継続性を保持しつつ、時代に即した取組展開が必要です。
- 基本方針は時代潮流に依らず、互いに作用し、文化振興を図る上で普遍的で重要な要素であることから、4つの方針を継承しつつ、より効果的な施策を展開します。

文化の創造・継承
歴史・文化の評価
ゆかりの人物の評価など

**文化を身近に感じ活動できる
環境づくりの推進**
文化に触れる機会の充実
活動・発表環境の充実
文化情報の収集

**文化を活用した
まちづくり**
観光・産業・福祉・教育・
まちづくりなど

文化をつなぐ人材育成の推進
文化を先導する人材育成
文化団体の育成・支援

有機的な連携

有機的な連携

有機的な連携

有機的な連携

次世代につなぐ

育み
つながる

文化芸術を
活かした
交流

基本理念

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

35

- ◆宇都宮に息づく人々の営みと歴史、そして多彩な文化が響き合いながら、このまち独自の個性と魅力を形成してきました。
- ◆文化は、人と人、世代と世代、過去と未来、そして地域と世界をつなぐ架け橋となり、更なる価値と創造力を育みます。
- ◆様々な人・団体が連携していくことで、経済の好循環と持続可能な発展につながり、心が響き合い魅力あふれ文化が薫るまち宇都宮を目指します。

第3次宇都宮市文化振興基本における基本理念

文化をつなぎ 未来を紡ぐ 宇都宮

～心が響きあい 更なる魅力を創造するまちへ～

基本方針

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

36

文化を取り巻く社会情勢や国・県動向、本市の現状や現行計画の評価により課題を整理

課題から浮かびあがったキーワードと方向性

戦略的な情報発信	多様な文化活動の場の提供	学校・地域における担い手育成	メディア芸術	観光など多様な分野との連携強化
デジタル技術の活用	市民主体の事業展開	デジタル技術の活用	新しい鑑賞・活動形態への対応	芸術文化と歴史文化の融合
方向性1 デジタル活用による情報発信の戦略的強化	方向性2 多様な文化活動の場の提供と市民主体の事業展開	方向性3 担い手不足への対応と持続可能な継承方法の確立	方向性4 メディア芸術への対応強化とライフスタイルの変化への適応	方向性5 施策間の有機的な連携強化

基本方針

1 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進	2 文化をつなぐ人材育成の推進	3 宇都宮文化の創造・継承の推進	4 文化を活用したまちづくりの推進
------------------------------------	---------------------------	----------------------------	-----------------------------



基本方針

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

37

1 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進

市民が日頃のくらしに文化活動を取り入れ、より豊かな生活を送るために、デジタル技術も活用しながら文化芸術に触れる環境や発表・活動の環境、そして文化を学べる環境を充実させていくとともに、ターゲット層を意識した戦略的な情報発信を行うなど、市民が様々な文化情報を得やすい環境を整備することにより、メディア芸術を含む新しい鑑賞・活動形態の変化やライフスタイルの変化にも対応し、市民が文化をより身近に感じ、気軽に触れ、発表するなど活動できる環境づくりを推進します。

2 文化をつなぐ人材育成の推進

文化を創造・継承する人材を、持続的に育成していくために、地域や学校などにおいて文化を先導する人材の育成や担い手育成のほか、地域文化を守り・伝える人材や団体の育成支援を進めることにより、文化をつなぐ人材等の育成を推進します。

3 宇都宮文化の創造・継承の推進

市民が楽しみながら多彩な宇都宮文化を知り、故郷に誇りと愛着を感じるために、デジタル技術等を活用したり、芸術文化と歴史文化を融合させたりするなど、宇都宮文化の価値を高め、新たな発見や魅力の創出を推進するとともに、これまで積み重ねられた宇都宮文化について、次世代の文化創造に資するよう、保存・継承を推進します。

4 文化を活用したまちづくりの推進

文化のみならず経済的・社会的効果がまちづくりの力となるよう文化・芸術・歴史資源を活用した文化観光を推進するほか、国際交流や福祉など多様な分野との連携を強化した施策を展開することにより、地域の魅力づくり、絆づくり、多文化共生などを促進し、多くの人が訪れ交流する魅力あふれる宇都宮のまちづくりを推進します。

38

第5章 文化施策の展開方向



1. 施策の方向性
2. 成果指標

重点事業の考え方について

第1章 第2章 第3章
第4章 第5章 第6章

文化を取り巻く社会情勢や国・県動向, 本市の現状や現行計画の評価により課題を整理

課題から浮かびあがったキーワードと方向性

戦略的な情報発信	多様な文化活動の場の提供	学校・地域における担い手育成	メディア芸術	観光など多様な分野との連携強化
デジタル技術の活用	市民主体の事業展開	デジタル技術の活用	新しい鑑賞・活動形態への対応	芸術文化と歴史文化の融合
方向性1 デジタル活用による情報発信の戦略的強化	方向性2 多様な文化活動の場の提供と市民主体の事業展開	方向性3 担い手不足への対応と持続可能な継承方法の確立	方向性4 メディア芸術への対応強化とライフスタイルの変化への適応	方向性5 施策間の有機的な連携強化

これらに対応する施策を重点施策に設定

重点施策例

- ・ターゲット層を意識した戦略的情報発信の推進
- ・メディア芸術の振興
- ・芸術・伝統文化関連講座の推進
- ・歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進
- ・文化・芸術・歴史資源を活用した文化観光の推進 など

※重点施策についてはP40～43に記載

基本方針1

第1章 第2章 第3章
第4章 第5章 第6章

「施策」毎の「施策の方向性」を以下と整理します。

○:新規 ★:重点 ◆:デジタル
※ 赤字は新規

基本方針1	基本施策	施策	NO.	施策の方向性	新規	重点	デジタル	所管課	
文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進	文化にふれる場の充実		A1-1	文化会館・美術館での鑑賞機会の充実		★	◆	文化都市推進課	
			A1-2	ジャズのまち事業の推進				文化都市推進課 観光MICE推進課	
			A1-3	文化財ガイダンス施設を活用した周知啓発事業の促進			◆		文化都市推進課
			A1-4	図書館における文化情報の周知啓発の促進			◆		生涯学習課
			A1-5	歴史・文化の周知啓発事業の推進			★	◆	文化都市推進課
			A1-6	歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進		○	★	◆	文化都市推進課
	発表・活動環境の充実		A2-1	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進		★	◆	文化都市推進課	
			A2-2	百人一首事業の推進		★	◆	文化都市推進課	
			A2-3	身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出		★	◆	文化都市推進課	
			A2-4	民間施設との連携・活用の検討					文化都市推進課
			A2-5	青少年の発表機会の創出				◆	文化都市推進課
			A2-6	障がい者の発表機会の創出				◆	障がい福祉課
学びの機会の充実		A2-7	地域文化祭の推進				生涯学習課		
		A2-8	ライフスタイルに応じた活動環境の充実		○	★	◆	文化都市推進課	
		A2-9	メディア芸術の振興促進		○	★	◆	文化都市推進課	
		A3-1	文化創造財団による講座の推進				◆	文化都市推進課	
		A3-2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進					生涯学習課	
		A3-3	宇都宮市民大学の推進					生涯学習課	
文化情報の収集・発信機能の充実	文化情報の収集・発信機能の戦略的強化	A3-4	高齢者の学びの機会の促進				高齢福祉課		
		A4-1	歴史・文化等を活用したまちなか文化情報交流拠点づくり				文化都市推進課		
		A4-2	ホームページ、SNS等を活用した情報発信の推進				◆	文化都市推進課	
		A4-3	ターゲット層を意識した戦略的情報発信の推進		○	★	◆	文化都市推進課	

基本方針2		第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6章	41	
施策の方向性		「施策」毎の「施策の方向性」を以下とおり整理します。							
基本方針2		○：新規 ★：重点 ◆：デジタル ※赤字は新規							
基本施策	施策	NO.	施策の方向性	新規	重点	デジタル	所管課		
文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出	文化を先導する人材の育成・発表・交流活動支援	B1-1	若手芸術家の育成の促進				文化都市推進課		
		B1-2	身近に学べるマッチング事業の支援		★	◆	学校教育課 生涯学習課		
		B1-3	文化活動者の活用促進				文化都市推進課		
		B1-4	芸術家の支援・交流活動の推進				文化都市推進課		
いきいきと文化活動に取り組む人材育成の推進	子どもの文化体験の推進	B2-1	芸術・伝統文化関連講座の推進		★	◆	文化都市推進課 学校教育課		
		B2-2	保育所等における文化の学習機会の充実				子ども政策課 保育課		
	多様な世代の担い手育成の推進	B2-3	デジタルコンテンツを活用した学習機会の充実	○	★	◆	文化都市推進課 学校教育課		
		B3-1	宇都宮伝統文化(ふるさと)継承事業の推進		★		文化都市推進課		
地域の文化を守り・伝える人材・団体の育成・支援の推進	市民ボランティアの育成・支援 文化団体の育成・支援	B3-2	企業や文化振興財団等による助成事業の活用				文化都市推進課		
		B3-3	中学校部活動及び地域クラブ活動における地域人材の活用	○	★		文化都市推進課 学校教育課		
		B3-4	市民学芸員の育成の推進	○	★		文化都市推進課		
		B4-1	文化ボランティア養成講座の開催				文化都市推進課		
		B5-1	市民ボランティア団体の育成・支援		★		文化都市推進課		
		B5-2	文化活動団体への支援(補助金等)及び連携強化				文化都市推進課		

基本方針3		第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6章	42	
施策の方向性		「施策」毎の「施策の方向性」を以下とおり整理します。							
基本方針3		○：新規 ★：重点 ◆：デジタル ※赤字は新規							
基本施策	施策	NO.	施策の方向性	新規	重点	デジタル	所管課		
宇都宮文化の創出の推進	歴史・文化の創出の推進	C1-1	新たな歴史・文化の再評価・再発見		★		文化都市推進課		
		C1-2	史跡等整備の推進		★	◆	文化都市推進課		
		C1-3	日本遺産「大谷石文化」の推進		★	◆	文化都市推進課 観光MICE推進課		
		C1-4	宇都宮市民遺産認定制度の推進		★		文化都市推進課		
		C1-5	調査・研究機能の強化				文化都市推進課		
	ゆかりの人物等の評価の推進	景観・まちなみの評価・創出の促進	C1-6	芸術文化と歴史文化の融合	○	★	◆	文化都市推進課	
			C1-7	歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進		再掲		文化都市推進課	
			C1-8	メディア芸術の振興促進		再掲		文化都市推進課	
		C2-1	本市にゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進				文化都市推進課		
		C2-2	うつつのみや市民賞の推進				文化都市推進課		
宇都宮文化の保存・継承の推進	文化財等の保存・継承	C3-1	まちなみ景観事業の推進			◆	景観みどり課		
		C3-2	うつつのみや百景事業の推進			◆	景観みどり課		
		C3-3	景観形成重点地区等の指定の推進				景観みどり課		
		C4-1	多気城跡の保存に向けての調査の推進				文化都市推進課		
		C4-2	史跡・名称・天然記念物等の保存				文化都市推進課		
	景観保全の促進	多様性豊かな自然環境の保全	C4-3	文化財の収蔵・蓄積の基盤整備		★	◆	文化都市推進課	
			C4-4	文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進				文化都市推進課	
			C4-5	文化財の防災・防犯対策の推進	○			文化都市推進課	
			C5-1	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進				文化都市推進課 景観みどり課	
			C5-2	大谷の文化的景観保存活用事業の推進		★	◆	文化都市推進課 観光MICE推進課 景観みどり課	
		C5-3	大谷・多気地区美観事業の推進				観光MICE推進課		
		C6-1	文化財等を通じた自然環境理解の促進			◆	文化都市推進課		
		C6-2	自然環境の把握と周知啓発の推進				文化都市推進課 環境保全課		



基本方針4

施策の方向性

「施策」毎の「施策の方向性」を以下とおり整理します。

○：新規 ★：重点 ◆：デジタル

※赤字は新規

基本方針4

基本施策	施策	NO.	施策の方向性	新規	重点	デジタル	所管課
地域の魅力づくりへの活用 の推進	施策間連携の強化	D1-1	文化資源を取り入れた地域イベントへの支援		★		文化都市推進課 観光MICE推進課
		D1-2	文化・芸術・歴史資源を活用した文化観光の推進	○	★	◆	文化都市推進課 観光MICE推進課
		D1-3	文化資源を活用した集客交流の促進		★		文化都市推進課 観光MICE推進課
		D1-4	多様な分野との連携強化	○	★	◆	文化都市推進課 および関係各課
		D1-5	産学官連携による文化振興事業の推進	○	★	◆	文化都市推進課
	地域活性化への活用	D2-1	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	再掲			文化都市推進課 景観みどり課
		D2-2	ジャズのまち活性化事業の推進				文化都市推進課
		D2-3	妖精資料活用事業の推進			◆	文化都市推進課
		D2-4	城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進			◆	公園管理課
		D2-5	百人一首事業の推進	再掲			文化都市推進課
D2-6		日本遺産「大谷石文化」の推進	再掲			文化都市推進課 観光MICE推進課	
D2-7		友好都市との文化交流の推進	○	★	◆	文化都市推進課	
絆づくりへの活用 の推進	地域の絆づくりへの活用	D3-1	学校における地域文化財活用事業の推進				学校教育課
	企業や大学等との絆づくりの推進	D3-2	芸術・伝統文化関連講座の実施	再掲			文化都市推進課
		D4-1	伝統工芸や地場産業との連携の推進				文化都市推進課
多文化共生や国際交 流の推進	多文化共生・国際交流の推進	D5-1	多文化共生フォーラムの開催				多文化共生推進課
		D5-2	姉妹・文化友好都市との文化芸術交流の推進				多文化共生推進課
		D5-3	国際理解講座の実施				多文化共生推進課
		D5-4	文化資源を活用した文化交流の推進		★	◆	文化都市推進課



成果指標

本計画における基本理念の達成度合いを図る成果指標として、以下の4つを定めま
す。

基本方針	成果指標	現状値(R6)	目標値(R17)
1:文化を身近に感じ、活動できる 環境づくりの推進	文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合 (市民アンケート)	82.6% ▶	90%
2:文化をつなぐ人材育成の推進	文化活動をしている市民の割合 (市民アンケート)	37.9% ▶	50%
3:宇都宮文化の創造・継承の推進	宇都宮の文化資源を誇りに感じる人の 割合 (世論調査)	44.8% ▶	60%
4:文化を活用したまちづくりの推進	文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の 割合 (観光動態調査)	37.1% ▶	50%



成果指標

[第1章](#)[第2章](#)[第3章](#)[第4章](#)[第5章](#)[第6章](#)

45

基本方針1

基本方針	成果指標	現状値(R6)	目標値(R17)
1 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進	文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合	82.0%	90%

文化・芸術活動を行うきっかけとなる、文化・芸術の鑑賞・見学等の機会の充実を図ることにより、多くの市民が生活の中に文化を取り入れ、豊かな市民生活を送ることを目指します。

「文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合」を成果指標とし、市民アンケートにおいて、今後メディア芸術を鑑賞したいと回答した割合が、H26年からR6年の10年間で9.2ポイント上昇しており、次期計画においてはメディア芸術の振興など市民の鑑賞・見学機会の向上に資する様々な施策を強化していき、今後10年でその要望を反映させていくことを目指し、90%とします。



成果指標

[第1章](#)[第2章](#)[第3章](#)[第4章](#)[第5章](#)[第6章](#)

46

基本方針2

基本方針	成果指標	現状値(R6)	目標値(R17)
2 文化をつなぐ人材育成の推進	文化活動をしている市民の割合	37.9%	50%

文化を守り伝える人材や団体の育成を支援など、文化活動に取組み、継続的に文化を保存・継承できる社会となることを目指します。

「文化活動をしている市民の割合」を成果指標とし、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針の成果指標」では約40%の国民が文化芸術活動をすることを目指すとしており、現状値では40%目前であることから、市民の半数が文化活動に関わっている状態を目指します。



成果指標

[第1章](#)[第2章](#)[第3章](#)[第4章](#)[第5章](#)[第6章](#)

47

基本方針3

基本方針	成果指標	現状値(R6)	目標値(R17)
3 宇都宮文化の創造・継承の	宇都宮の文化を誇りに感じる人の割合	44.8%	▶ 60%

本市の歴史を構成する文化財や景観を再発見・再評価し、後世に保存・継承することにより、宇都宮市民の誇りとして「文化・芸術」を挙げる市民の増加を目指します。「宇都宮の文化に誇りに感じる人の割合」を成果指標とし、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針の成果指標」では約60%の国民が地域の文化的環境に満足することを目指していることと、H26年からR6年の10年間においては同指標については11.5ポイント上昇しており、今後10年で同程度以上の伸び率を目指し、60%とします。



成果指標

[第1章](#)[第2章](#)[第3章](#)[第4章](#)[第5章](#)[第6章](#)

48

基本方針4

基本方針	成果指標	現状値(R6)	目標値(R17)
4 文化を活用したまちづくりの推進	文化資源を目的に宇都宮に 来訪した人の割合	37.1%	▶ 50%

ジャズ・妖精・大谷など文化資源を活用した事業を他分野と連携することにより、まちに活力を与え、宇都宮の文化に魅力を感じる人が増加することを目指します。「文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合」を成果指標にし、現行計画では目標値を達成したことから、目標値を見直します。ここ数年、文化資源を目的にした来訪者の割合は30%後半～40%前半の値で推移していることから、来訪者の半数が宇都宮の文化資源を目的に来訪してもらえるようなまちづくりの推進を図ります。

第6章 計画の推進



1.推進体制 2.成果指標

推進体制

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

50

計画の推進にあたり、市民・地域・学校・企業・団体(NPO等)・芸術家・行政など様々な関係機関が相互に連携し、各活動主体が互いの立場を理解し、それぞれの役割を認識し、主体的に文化振興活動に取り組むことが重要であることから、それぞれが以下のような役割を担うことを目指します。

主体者	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが市民文化の担い手であることの自覚を持つ。 文化芸術に積極的に触れたり活動することを通じ、自身が持っている経験や知識を発揮する。
団体(NPO等)	<ul style="list-style-type: none"> 教育、福祉、観光などの団体や機関との連携を強化していく。 次代を担う子供たちに優れた文化芸術活動や地域の伝統文化等を伝える取組を推進していく。 日本遺産や文化財の魅力伝えるガイド活動の充実と人材育成の強化を推進していく。
芸術家	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設を活用した発表機会の創出を図る。 宇都宮発の文化芸術の創造・発信の強化を図る。
教育・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな感性や個性を育むために、多様な文化芸術活動に参加・体験できる機会の充実を図る。 文化財や文化施設等を活用し、地域の優れた文化に触れ親しむ環境づくりの推進 生徒の文化活動を広く支援する。 大学や県立博物館等の研究機関と連携し、地域文化の振興を図る。
企業	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化活動へ積極的に参画する。 企業の持つ施設の開放や、事業のノウハウ、人材などの資源を活用する。
公益財団法人 うつのみや 文化創造財団	<ul style="list-style-type: none"> 舞台芸術および美術の専門知識・技術を生かした質の高い事業の提供する。 市民主体の文化活動を推進する。 教育、福祉、観光などの団体や機関との連携を強化していく。
市	<ul style="list-style-type: none"> 本市の文化芸術の主体である市民の文化活動を支援する。 観光、福祉、国際交流など幅広い部門の施策を取り上げ、市内での相互連携を図る。

◆本計画の着実な推進に向けては、上位・関連計画と整合性を取りながら、宇都宮の文化振興に関係するあらゆる人や、団体等と有機的に連携しながら取り組みます。



成果指標

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

51

◆ 毎年実施している総合計画の施策評価を活用するとともに、下表で示した指標等も参考にし、必要に応じて事業の成果を検証・見直しを行い、効果的な事業を推進します。

施策体系	参考指標 一例
基本方針1 文化を身近に感じ活動できる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 文化会館・美術館の利用者数 市民芸術祭・ジュニア芸術祭参加者数・来場者数 文化財施設の入館者数 文化関係ホームページの閲覧者数
基本方針2 文化を支える人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮エスボール賞受賞者の累計数 子どもを対象とした文化関連講座の参加者数 市民ボランティア団体数 街の先生登録者数, 活用件数
基本方針3 宇都宮文化の創造・継承の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民遺産登録件数 歴史的建造物の指定・登録件数 ガイド養成講座参加者数 文化関連講座参加者数 宇都宮の文化資源を誇りに感じる人の割合
基本方針4 文化を活用したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 文化資源を活用した連携事業数 文化資源を活用した集客交流事業の参加者数 文化施設における外国人観光客の来訪者数

資料編

52



- 1.基本方針施策内容
- 2.懇談会名簿

基本方針1 施策内容			53
No.	施策の方向性	内容	
A1-1	文化会館・美術館での鑑賞機会の充実	ライフステージや市民ニーズに応じた企画を検討し、多様な世代が質の高い文化芸術を鑑賞・観覧できる機会の充実を図るとともに、障害者や外国人を含む幅広い市民が鑑賞しやすい環境整備に努めます。	
A1-2	ジャズのまち事業の推進	「ジャズのまち宇都宮」を支える人材の育成を図るとともに、市民に広くジャズの楽しさや魅力を伝える発表機会を創出し、ジャズを活用した市内内外の集客や交流の取組を推進することにより、関係人口の増加につなげることに、初心者から愛好家まで幅広い層が活動し楽しめる環境を整えます。	
A1-3	文化財ガイダンス施設を活用した周知啓発事業の促進	本市の歴史や文化の周知・啓発を図るため、つつのみや道跡の広場、清明館、飛山城史跡公園、旧藤原家住宅などにおける公開事業や展示事業を促進します。あわせて、魅力的なイベントや講座を企画し、LRTなどの公共交通機関と連携した誘客や、各種媒体による積極的な情報発信を行います。	
A1-4	図書館における文化情報の周知啓発の促進	図書館において、歴史講座の開催や歴史・文化に関する展示、関連図書の紹介、デジタルアーカイブ等を通じて、宇都宮の歴史・文化に関する情報発信を推進します。	
A1-5	歴史・文化の周知啓発事業の推進	地域に残る文化財や景観の価値を再発見できるよう、啓発用パンフレット等による周知を行うとともに、文化財巡りなど歴史や文化に触れる機会を創出します。あわせて、季節に応じたイベントや、新たな切り口による伝統食・伝統工芸等の講座を企画するなど内容の充実を図り、幅広い世代の参加促進や満足度の向上につなげます。さらに、様々な媒体を活用した積極的な情報発信を進めるとともに、芸術文化との連携事業を充実させ、新たな魅力の発見を促すなど、より多くの市民の関心を高め、文化への理解と愛着を深めます。	
A1-6	歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進	デジタル技術を活用し、文化資源のアーカイブ化とデジタルミュージアムの構築を進め、文化資源の半永久的な保存と次世代への継承、市民の学習機会の増加やジビックプライドの醸成、さらには市内外への発信と交流・関係人口の創出を図ります。	
A2-1	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進	文化団体や学校協力の下、市民の文化活動の発表の場及び文化創造の場として市民芸術祭・ジュニア芸術祭を開催します。特に、市民の関心が高まりつつあるメディア芸術については、より多くの参加が促進されるよう、メディア芸術部門の内容の充実を図ります。また、受賞作品の情報発信を強化するなど、一般市民への認知度向上に向けた取組を推進します。	
A2-2	百人一首事業の推進	本市にゆかりのある百人一首の市民大会や全国大会、グランプリ決定戦の開催を通じて発表や交流の場を創出するとともに、デジタルを活用した発信を強化し、若年層を含む新たな層への認知度向上を図ります。あわせて、各種イベントと連携するなど、効果的に市内外へ発信することで、「百人一首のまち・宇都宮」としての認知度とブランド力の向上を図り、本市の文化的特色として広く発信していきます。	
A2-3	身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出	市民生活の身近な場での文化活動を促進するため、空き地や公共空間等を活用した、新たな市民の文化活動の発表の場の創出について、その在り方を含め検討します。	
A2-4	民間施設との連携・活用検討	民間が運営するホールやギャラリー、教室など特色ある民間施設との連携や活用を進め、市民の文化活動環境の充実を図ります。	
A2-5	青少年の発表機会の創出	ジュニア芸術祭などの作品コンクール、ステージ発表の機会を充実させるとともに、効果的な広報により認知度の向上を図ります。また、メディア芸術やデジタルコンテンツといった新たな分野での発表機会の創出や、学校・地域団体と連携した体験型の取組を進め、青少年が多様な文化活動に取り組み、その成果を生き生きと発表できる環境を整えます。	
A2-6	障がい者の発表機会の創出	ふれあい文化祭などを通じて障がい者の文化的な発表の場を設け、日頃の活動成果をたえあうとともに、多様な発信手段や交流の機会を活用して社会参加の促進と市民理解の深化を図ります。	
A2-7	地域文化祭の推進	各地区の生涯学習センターで開催している文化祭において、地域のサークルや団体による活動発表や地域資源の展示を行うとともに、大学や企業などと連携し、多世代交流と地域文化の活性化を推進します。	
A2-8	ライフスタイルに応じた活動環境の充実	個々のライフスタイルの変化や、時代潮流に即した文化の鑑賞・活動形態に対応するため、各種講座や市民芸術祭の受賞作品などのデジタル配信のための検討を進め、市民が文化をより身近に感じ、気軽に触れ、発表するなど活動できる環境づくりを推進します。	
A2-9	メディア芸術の振興促進	市民の関心が高まりつつあるマンガ・アニメ等のメディア芸術の振興を図るため、市民芸術祭のメディア芸術部門での取組の強化をはじめ、様々な事業、イベント等でメディア芸術を積極的に活用します。	
A3-1	文化創造財団による講座の推進	文化会館や美術館において質の高い文化に触れ、音楽や演劇、美術などの芸術文化について理解を深めるための講座やワークショップを開催するとともに、効果的な周知方法を検討し、オンライン配信など多様な参加形態を導入するなど、幅広い市民が継続的に参加できる環境を整えます。	
A3-2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進	生涯学習センターで開催している文化・教養に関する講座について、誰もが参加しやすい環境を整えるとともに、企業や地域団体と連携した体験型学習を取り入れるなど、より一層、市民の学習意欲と地域理解の向上につながる講座を開催します。	
A3-3	宇都宮市立大学の推進	市民の高度で専門的な学習ニーズに応え、心豊かに市民生活を送るための教養講座や、郷土愛を育む地域の文化・歴史講座など、市民の知的好奇心を満たし、生活に潤いや生きがいを与える講座を開催します。	
A3-4	高齢者の学びの機会の促進	老人福祉センターにおいて、文化教養の向上に資する講座や教室を開催し、高齢者が地域で健康で生きがいを持った生活を送れるよう支援します。あわせて、世代間交流の機会やセカンドライフ支援の充実を取り入れ、多様な学びや交流の場を広げるとともに、SNSや地域広域など多様な媒体を活用した情報発信を強化することで、参加のきっかけを増やし、地域コミュニティの強化と高齢者の社会参加を促進します。	
A4-1	歴史・文化等を活用したまちなか文化情報交流拠点づくり	本市の歴史や文化を認識し理解することは、市に対する誇りや郷土愛を育む上で欠かせない要件です。そのため、本市の文化に係る情報を幅広い市民に効果的に伝達し、更には集客や交流を促すことのできる文化情報交流拠点をまちなかを整備することについて検討を進めます。	
A4-2	ホームページ等を活用した情報発信の推進	本市が管理するホームページや文化創造財団のHPを活用し、歴史文化に関する情報や最新のイベント情報等を発信し、市民への情報提供を推進します。また、新聞等のマスメディアをはじめ、関連団体等に積極的に情報提供を行い、幅広い市民への情報発信を強化します。	
A4-3	ターゲット層を意識した戦略的情報発信の推進	ホームページやSNS等を活用し、各種イベントや講座ごとに設定したターゲット層を意識した広報展開を行い、より効果的な発信を推進します。	

基本方針2 施策内容			54
No.	施策の方向性	内容	
B1-1	若手芸術家の育成の促進	芸術の創作活動が特に顕著で、今後の活躍が期待できる若手芸術家に対し、宇都宮工スペースル文化振興事業等を通じて育成支援を行います。	
B1-2	身近に学べるマッチング事業の支援	学校支援ボランティアや生涯学習情報システムと連携し、学校や地域での文化的な教育活動を支援します。AIの進展により学習が多様化する中、地域人材と直接関わる価値を活かし、休日の部活動の地域展開も踏まえて学校と地域が協働し、子どもたちの文化活動を支える仕組みづくりを進めます。	
B1-3	文化活動者の活用促進	本市において文化活動を行いやすい環境を整え、その活動を通じて本市文化振興への協力や市民への還元を行うことができる仕組みを検討します。	
B1-4	芸術家の支援・交流活動の推進	演奏会や展覧会を通じて、芸術家の発表・交流の機会を提供します。あわせて、文化会館を利用する団体や演奏家との連携事業など、幅広い分野や世代の芸術家が参加できる機会を設け、多様な表現の導入を進めることで、市民がより豊かな芸術に触れる場を広げるとともに、芸術家同士の交流を促進し、文化芸術活動のさらなる活性化を図ります。	
B2-1	芸術・伝統文化関連講座の推進	宮つ子ふるさとに誇りを持ち、心豊かに成長できるように、「宮つ子伝統文化体験教室」や「ふれあい文化教室」などを通じて、本市において守り伝えられてきた民俗芸能・伝統行事・生活文化など本市の文化に触れる機会を創出します。	
B2-2	保育所等における文化の学習機会の充実	認定こども園や幼稚園、保育所等での生活文化・伝統文化体験や文化芸術鑑賞を通じて、子どもと家族の文化理解を促進します。あわせて、親子で楽しめる五感体験や伝統的な遊び、地域文化に触れる機会を確保し、子どもの健やかな成長と地域とのつながりを育みます。	
B2-3	デジタルコンテンツを活用した学習機会の充実	郷土愛の醸成を目的として、市内小中学校で学習している「宇都宮学」や音楽や園芸などの授業において、歴史文化芸術に関する児童生徒の学習効率の向上を図るため、デジタル技術等を活用した分かりやすいコンテンツの発信を推進します。	
B3-1	宇都宮伝統文化(ふるさと)継承事業の推進	ふるさと宇都宮の伝統文化を保存・継承するため、宇都宮伝統文化連絡協議会と連携し、「伝統文化フェスティバル」等のイベントや体験教室を通して、生活の中に息づいてきた地域文化・生活文化などの周知・啓発に努めるとともに、開催方法や内容の工夫により、幅広い世代が参加しやすい環境を整え、次世代の伝統文化を担う人材の育成につなげます。	
B3-2	企業や文化振興財団等による助成事業の活用	企業や文化振興財団等が実施する文化芸術や伝統文化に対する助成制度を各文化団体に情報提供し、次世代の人材育成に役立ててもらいます。	
B3-3	中学校部活動及び地域クラブ活動における地域人材の育成と活用	休日の部活動の地域展開が進められていることから、中学校部活動における地域人材の育成と活用について積極的に取り組みます。	
B3-4	市民芸術員の育成の推進	宇都宮の歴史文化に関心を持つ市民を対象に各種講座を実施し市民芸術員としての知識の習得を促すことで、地域の文化の担い手育成を推進します。	
B4-1	文化ボランティア養成講座の開催	市民における本市の地域文化・生活文化の周知啓発の中核となる文化ボランティアを養成するため、文化ボランティア養成講座を開催します。	
B5-1	市民ボランティア団体の育成・支援	文化ボランティアの活動を促進するために、活動の場となる団体を育成するとともに、適切な支援を推進します。	
B5-2	文化活動団体への支援(補助金等)及び連携強化	市民の文化活動を支える宇都宮市文化協会の活動を支援するとともに、指定文化財の保存団体・愛護団体や伝統文化連絡協議会などの活動を支援し、民俗芸能の育成や史跡、天然記念物の維持管理等、文化芸術の振興を市民協働により推進します。	

基本方針3 施策内容			55
No	施策の方向性	内容	
C1-1	新たな歴史・文化の再評価・再発見	百人一首や大谷石など、本市ゆかりの文化資源の調査研究を進め、貴重な歴史や文化の掘り起こしを進めます。	
C1-2	史跡等整備の推進	上神主・茂原首領跡などの整備事業を進め、史跡等の歴史的・学術的価値を適切に伝えるとともに、保存活用計画の策定や地域と連携した維持管理に取り組みます。さらに、デジタル技術の活用や、文化芸術と連携したイベント等を通じて市民が史跡を身近に感じられる環境を整え、史跡を核としたまちづくりを推進し、地域の魅力向上と文化の継承につなげます。	
C1-3	日本遺産「大谷石文化」の推進	日本遺産に認定された大谷石文化を広く発信し、市民がその歴史的・文化的価値を誇りとして実感できるようにします。また、文化財保存活用地域計画に基づき保存と活用を一体的に進め、宇都宮市大谷石文化推進協議会や地域と連携した普及啓発を展開するとともに、「宇都宮市歴史文化基本構想」に基づき観光振興や地域活性化へとつなげます。	
C1-4	宇都宮市民遺産認定制度の推進	市民や地域に愛され親しまれてきた歴史文化資源を「宇都宮市民遺産」として認定し、「地域の宝」として顕彰します。あわせて、保存・継承のための活動を支援し、周知啓発や未指定文化財の掘り起こしを進めるとともに、市民が誇りを持って未く守り伝えていく機会を広げます。	
C1-5	調査・研究機能の強化	地域の歴史・文化や自然に関する調査研究を強化し、専門職員の確保や大学等との連携を進めます。あわせて、専門知識を持つ人材の育成と共同研究の推進により、調査成果を市民に還元する仕組みを整え、文化振興の基盤を強化するとともに、将来の担い手育成を進めます。また、市制150周年を見据え、新「宇都宮市史」の発行に向けた史料収集や関係機関との協議を進めます。	
C1-6	芸術文化と歴史文化の融合	文化施設での音楽発表や芸術作品の展示を行うなど、芸術文化と融合させて新たな魅力の創出と発見を促し、地域文化への関心と誇りを高めます。	
C1-7	歴史・文化デジタルミュージアム事業の推進	デジタル技術を活用し、文化資源のアーカイブ化とデジタルミュージアム事業の構築を進め、文化資源の半永久的な保存と次世代への継承、市民の学習機会の増加やシビックプライドの醸成、さらには市内外への発信と交流・関係人口の創出を図ります。	
C1-8	メディア芸術の振興促進	市民の関心が高まりつつあるマンガ・アニメ等のメディア芸術の振興を図るため、市民芸術祭のメディア芸術部門での取組の強化をはじめ、様々な事業、イベント等でメディア芸術を積極的に活用します。	
C2-1	本市ゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進	本市ゆかりの誇れる文化人に係る講演会や作品展、演奏会等を通じて、市民の郷土愛と文化人の関心を高めます。あわせて、エスパー受賞者をはじめとする幅広い世代の芸術家に啓蒙の場を提供し、学校演劇事業など多様な機会を設けることで、新たな文化活動の芽を育み、本市文化振興の発展につなげます。	
C2-2	うつつのみや市民の推進	本市の誇りとなる優れた文化活動を行った市民を顕彰し、本市の文化振興の現状を適正に評価し多くの市民の皆さんに知っていただくための事業を推進します。	
C3-1	まちなみ景観事業の推進	魅力ある都市景観を創り出している建築物等を表彰する「まちなみ景観賞」を継続し、市民の景観への関心と意識の高揚を図ります。特に、より多くの応募数の獲得や表彰物件の紹介に、デジタル技術を活用するなど、効果的な周知を行い、幅広い世代が日常の中で景観の価値を実感できる機会の充実を目指します。	
C3-2	うつつのみや百景事業の推進	宇都宮の美しい風景を発信する「うつつのみや百景」事業を継続し、市民の郷土愛を育み、景観づくりの大切さを伝えます。特に若い世代を含めた幅広い市民が参加できるように、デジタル技術の活用など、多様な表現方法の活用により、宇都宮らしい魅力を再発見できる取り組みを進めます。	
C3-3	景観形成重点地区等の指定の推進	本市の顔にふさわしい地区を「景観形成重点地区」等に指定し、地域特性に応じた良好な都市景観の保全・創出を推進します。指定にあたっては地域住民との意見交換を重ね、市民が主体的に関われる仕組みを大切にしながら、地域に根ざした景観形成を進め、宇都宮の伝統的な魅力向上につなげます。	
C4-1	多気城跡の保存に向けての調査の推進	まちがくた広範囲に中世の遺構が残る多気城跡について、保存手法や対象範囲の検討や、歴史資料の収集などを引き続き進めるとともに、その状況を多様な手段で発信することで多気城跡の価値への市民の興味関心を高め、保存の機運につなげます。	
C4-2	史跡・名称・天然記念物等の保存	文化財の現状を定期的に把握し、所有者と連携しながら、自然環境や生物多様性に配慮した適切な保全事業を実施します。担い手不足といった課題も踏まえつつ、デジタル技術や市民協働の仕組みの活用など、持続的な保存体制の充実に努めます。	
C4-3	文化財の取壊・移築の歴史整備	文化財の適正な保存態と公開活用を両立させるため、取壊整理施設の在り方や情報発信の方法を検討します。既存施設の活用に加え、デジタルアーカイブ化やオンライン公開を進め、市民協働のもと保存・研究・体験機能を充実させ、文化財の継承に主体的に関われる環境を整えます。	
C4-4	文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進	歴史的建造物の保存に当たり、所有者の理解と協力を得ながら、新規指定や普及啓発を進めます。高齢化など維持管理の課題に対応しつつ、活用モデルの工夫や専門家・若手人材との協働を通じて、保存と地域資源としての活用の両立を図ります。	
C4-5	文化財の防災・防犯対策の推進	歴史文化資源を火災、震災、その他の災害から守るため、本市所在の指定文化財の管理状況を確認する予防調査や防災防犯訓練を推進する。また、地域住民と連携した文化財パトロール等、地域ぐるみで歴史文化資源を見守る体制の充実に取り組む。	
C5-1	景観上面積のある歴史的建造物の保全・活用の促進	景観上面積のある大谷石建造物等の歴史的建造物について、支援体制の周知や関係機関との連携を進めながら保全・活用を図ります。市民や事業者との協働により、地域の歴史・文化の魅力を発信するとともに、観光資源としての活用を通じて、宇都宮の景観価値を高めていきます。	
C5-2	大谷の文化的景観保存活用事業の推進	景観上面積のある歴史的建造物の保全・活用の促進	
C5-3	大谷・多気地区景観事業の推進	大谷・多気地区景観事業補助金等を活用し、継続的な景観整備を進めます。実施団体と連携し、効果的な計画や手法を工夫することで、大谷・多気地区の特異な景観を保全しつつ、観光資源としての魅力を高め、まちの活性化につなげます。	
C6-1	文化財等を通じた自然環境理解の促進	天然記念物の周知や文化財展示施設での展示・講座を通じ、自然環境への理解を深めます。あわせて、デジタル技術の活用や案内方法の工夫により、情報発信を充実させ、自然と人の関わりを学ぶ機会を広げます。	
C6-2	自然環境の把握と周知啓発の推進	本市の自然環境の現状・経年変化を把握する自然環境基礎調査を定期的に実施するとともに、把握した特徴的な自然環境や、天然記念物をはじめとした貴重な生きもの、在来の生態系に影響を及ぼす外来種などの情報や生物多様性の大切さを周知啓発し、自然環境の保全を推進します。	

基本方針4 施策内容			56
No	施策の方向性	内容	
D1-1	文化施設を取り入れた地域・イベントへの支援	市内外から多くの来訪者を集める「ふるさと宮まつり」や「フェスタ in 大谷」などについて、関係団体や地域・民間事業者と連携し、継続的な開催を支援します。物価高騰などの課題に対応するとともに、協賛や連携の拡大を図り、市外からの人流を取り込むと同時に、食文化や大谷石、伝統芸能など「宇都宮の文化」を広く発信し、市民の認知度向上と地域の賑わい創出につなげます。	
D1-2	文化・芸術・歴史資源を活用した大谷のまちづくりの推進	本市の文化財や、大谷石、伝統芸能や百人一首、ジャズなどの文化資源と、各種観光イベントとの連携を図り、多様な文化的魅力を発信することで、滞在時間や消費の拡大につなげ、文化のたつた経済効果やまちづくりの力となるための施策展開を推進します。併せて、大谷地域では特異な景観を活かした観光振興を進め、交通対策や利便性向上とともに、地域主体の取組を支援しながら、年間を通じた周知促進と活性化を図ります。	
D1-3	文化資源を活用した集客交流の促進	ジャズや市民音楽祭、歴史文化資源などを通じ、人が集い、交流が生まれるまちづくりを進めます。市民ボランティアとの連携や、若手アーティストの発表機会の拡充により、地域資源と文化活動を組み合わせた多様な集客・交流の場を創出します。	
D1-4	多様な分野との連携強化	本市の誇る文化芸術・歴史資源や生活文化にかかわる地域資源について、市内の関係機関と連携し、医療、介護、観光など、多様な分野と施策間連携することで、文化のたつた経済的・社会的効果がまちづくりの力となるための施策展開を推進します。	
D2-1	産業連携による文化振興事業の推進	教育・研究機関等が持つ知的・人的資源を活用し、文化が福祉など多様な分野と連携することで、人々の生活の質の向上に資するよう調査研究を推進します。また、企業や団体との連携を強化し、文化・芸術に対する支援の取組を積極的に活用し、多様な文化の振興に取り組めます。	
D2-2	景観上面積のある歴史的建造物の保全・活用の促進	景観上面積のある大谷石建造物等の歴史的建造物について、支援体制の周知や関係機関との連携を進めながら保全・活用を図ります。市民や事業者との協働により、地域の歴史・文化の魅力を発信するとともに、観光資源としての活用を通じて、宇都宮の景観価値を高めていきます。	
D2-3	ジャズのまち活性化事業の推進	「ジャズのまち」としての認知度を市内外に高め、ライブ鑑賞や演奏体験、街なかでの音楽イベントを通じて交流を促進します。また、まちかどピアノなど日常に音楽が届け込む仕組みを進めることで、宇都宮のブランド力にさらに貢献し、まちの活性化につなげます。	
D2-4	妖精資料活用事業の推進	全国的にも稀有な妖精資料を活かし、展示や講座、SNSを通じた発信により、妖精文化の魅力を広げます。また、イベントや参加型の取組を通じてファン層を拡大し、「妖精のまち・宇都宮」としての個性を発信します。	
D2-5	城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進	市民団体と協働して「宇都宮城址まつり」や「桜まつり」、歴史講演会など様々な事業を展開し宇都宮の歴史を広く伝え、郷土への愛着と誇りを育みます。また、ARやVRなどデジタル技術の積極的な活用や、あらゆる機会・手段を捉えた更なる情報発信の充実により参加者や会員数の増加を図り、幅広い世代の参加を促し市民団体の活動を充実するとともに、歴史を未来へ伝える城址公園の重要性を示していきます。	
D2-6	百人一首事業の推進	本市にゆかりのある百人一首の市民大会や全国大会、グランプリ決定戦の開催を通じて発表や交流の場を創出するとともに、デジタルメディアを活用した発信を強化し、若年層を含む新たな層への認知度向上を図ります。あわせて、各種イベントと連携するなど、効果的に市内外へ発信することで、「百人一首のまち・宇都宮」としての認知度とブランド力の向上を図り、本市の文化的特色として広く発信していきます。	
D2-7	日本遺産「大谷石文化」の推進	日本遺産に認定された大谷石文化をはじめとする本市の文化資源を広く発信し、市民がその歴史的・文化的価値を誇りとして実感できるようにします。文化財保存活用地域計画に基づき保存と活用を一体的に進め、協議会や地域と連携した普及啓発を展開するとともに、「宇都宮市歴史文化基本構想」に基づき観光振興や地域活性化へとつなげます。	
D2-8	友好都市との文化交流の推進	うるま市など友好都市とより一層の連携強化を図り、事業による「人づくり」の機会の創出や地域経済の活性化などの相乗効果を生み出すため、文化分野での連携・交流事業を推進します。	
D3-1	学校における地域文化財活用事業の推進	各学校の周辺に点在する文化財を活用し、自分たちが育った地域の歴史を学ぶとともに、保護活動を通じて郷土への誇りと愛着を育み、将来の継承につなげます。	
D3-2	芸術・伝統文化関連講座の推進	富子さんがふるさとに誇りを持ち、心豊かに成長できるよう、「富子伝統文化体験教室」や「ふれあい文化教室」を通じて、民俗芸能や伝統行事など本市の伝統文化を推進します。あわせて、地域の伝承活動や人材育成を支援し、親子で楽しめる体験型デジタルを活用した入居り入れ、多様な機会を通じて伝統文化の理解と継承を進めます。また休日活動の地域展開が進められていることから、学校部活動における地域人材の活用について積極的に取り組めます。	
D4-1	伝統工芸や地産産業との連携の推進	黄がなやふくへく、大谷石を使った置物や高床などの伝統工芸や地産産業について、親子や多世代が参加できる体験プログラムや地域イベントを通じて触れる機会を広げ、魅力を次世代へつなげます。あわせて、若手職人の技術習得や販路開拓の支援を進め、更なる連携推進を図ります。	
D5-1	多文化共生フォーラムの開催	外国人市民が「ゲスト」となり、日本と母国の文化や生活の違いなどを取り入れ、多様な機会を通じて伝統文化の理解と継承を進めます。また、市民同士の交流の場を設けることで、多文化共生都市の推進につなげます。	
D5-2	姉妹・文化友好都市との文化交流の推進	姉妹・文化友好都市との交流事業を実施し、青少年をはじめ市民の国際感覚を育むとともに、相互の文化・芸術体験を通して、文化芸術交流を推進します。	
D5-3	国際理解講座の実施	外国人市民が講師となり、生活習慣や歴史など幅広い文化を紹介し合うことで、相互理解を促進します。また、多世代が関わりやすい学びの機会を創出し、地域での多文化共生の推進に繋がります。	
D5-4	文化施設を活用した文化交流の推進	文化施設等の多言語化を進め、外国人観光客や在住外国人が本市の文化を理解しやすい環境を整えます。あわせて、外国人市民やコミュニティの声を取り入れた情報発信や交流の機会を充実させ、多文化共生に資する文化交流を推進します。	



第3次宇都宮市文化振興基本計画策定懇談会名簿

57

所 属	肩 書	氏 名
宇都宮市文化協会	会長	赤澤 豊
宇都宮伝統文化連絡協議会	会長	小川 聖
宇都宮メディア・アーツ専門学校	理事長	清水 崇司
学校法人 須賀学園	理事長	須賀 英之
宇都宮観光コンベンション協会	常務理事	鈴木 孝美
文星芸術大学	学長	田中 久美子
陶遊舎	主宰	谷口 勇三
宇都宮市立横川西小学校	校長	津久井 文
沢井箏曲院宇都宮研究会	会主	和久 文子
宇都宮大学	名誉教授	三橋 伸夫
宇都宮市文化財保護審議委員会	委員長	梁木 誠
市民公募		松金 ゆうこ
市民公募		鈴木 正則



58



第3次宇都宮市文化振興基本計画
令和 年 月

編集 宇都宮市魅力創造部文化都市推進課

(案)

宮教企第 号
令和8年2月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

「第3次宇都宮市文化振興基本計画（案）」について（回答）

令和8年2月3日付宮文都第1056号により意見を求められた標記の件について、下記のとおり意見を提出します。

記

「第3次宇都宮市文化振興基本計画（案）」については、異論ありません。

報告第7号

令和7年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について

令和7年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について、次のように報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和7年度「宮っ子表彰」及び「義務教育皆勤賞表彰」について

1 表彰について

(1) 趣 旨

義務教育期間における皆勤について、本人の努力を称え、本人及び周囲の児童生徒の励みとなるよう表彰を行う。

(2) 表彰要件等

	宮っ子表彰 (義務教育9年間皆勤賞)	義務教育皆勤賞表彰 (小学校6年間, 中学校3年間皆勤賞)
表彰要件	市内中学校第3学年に在籍し, 義務教育9年間の「出席すべき日数」を無欠席, 無遅刻, 無早退で学校に通った生徒	市立小学校第6学年及び市立中学校第3学年に在籍し, 小学校6年間または中学校3年間の「出席すべき日数」を無欠席, 無遅刻, 無早退で学校に通った児童生徒
表彰者	市長	教育委員会
被表彰者の決定	各学校の表彰候補者のうちから, 表彰審査会における書類審査の上, 市長が決定	各学校の表彰候補者のうちから, 宇都宮市教育委員会児童生徒表彰委員会における書類審査の上, 教育委員会が決定
表彰状の授与	市長	各学校の校長

2 被表彰者について (2月12日時点)

宮っ子表彰 (義務教育9年間皆勤賞)	義務教育皆勤賞表彰	
	(小学校6年間皆勤賞)	(中学校3年間皆勤賞)
63名	67名	198名

※宮っ子表彰(義務教育9年間)については, 表彰式が開催される2月25日をもって最終決定

※義務教育皆勤賞表彰については, 2月末日をもって最終決定

3 表彰式について

(1) 令和7年度宮っ子表彰(義務教育9年間皆勤賞)表彰式

- ① 日 時 令和8年2月25日(水) 午後4時00分~午後5時00分
- ② 場 所 宇都宮市役所14階 14大会議室
- ③ 出席者 被表彰者
付添者(被表彰者1名につき1名, 各学校1名まで)
国・県・私立学校長, 市長, 市議会議長, 教育長, 事務局長,
事務局次長, 教育企画課長

(2) 義務教育皆勤賞表彰

2月中に表彰状を学校へ送付し, 集会等において校長が被表彰者へ伝達

【参考】過去の受賞者数

(1) 宮っ子表彰（義務教育9年間皆勤賞）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	49	38	57	48	57	63	52	46	66	78	63	67

(2) 小学校6年間皆勤賞

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	70	85	79	72	59	96	106	105	136	184	116	97

(3) 中学校3年間皆勤賞

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	398	448	536	557	548	536	573	645	818	753	445	274

報告第8号

西小学校における校舎長寿命化改修工事の完了について

西小学校における校舎長寿命化改修工事の完了について、次のように報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

西小学校における校舎長寿命化改修工事の完了について

1 長寿命化改修工事の経過

- 本市が有する学校施設94校（小学校69校，中学校25校）のうち，約4割の建物が建築後45年を経過するなど，老朽化が進行しており，児童生徒の安全や快適な教育環境の確保はもとより，地域の防災機能強化の観点からも，早急に学校施設の老朽化対策に取り組んでいく必要がある。
- このため，「宇都宮市学校施設長寿命化計画」を策定し，今ある建物を可能な限り活用し，迅速かつ効率的に建物の安全性の確保や施設機能の回復などを図る長寿命化改修工事を推進している。

2 西小学校の概要

建築 【面積】	北校舎：昭和46年築【3,465㎡】 南校舎：昭和47年築【2,080㎡】 中校舎：昭和46～47年築【643㎡】
所在	宇都宮市西1-2-13
生徒数 学級数	169人 通常学級6，特別支援学級2【令和7年5月1日現在】

3 改修工事の概要

(1) 整備内容

- 壁：改修による施設の耐久性向上，ひび割れ等の補修・塗装
- 天井：張替え・塗装 など（詳細は【参考写真】参照）

(2) 工事スケジュール

令和4年 5月～令和5年 2月	実施設計（株式会社 安藤設計）
令和5年 6月～令和5年 9月	校舎長寿命化改修工事（第一期） ※第二期工事にあたっての先行改修
令和5年10月～令和8年 2月	校舎長寿命化改修工事（第二期） ※「居ながら改修」という手法により，部分引き渡しを繰り返すことで，仮設校舎を建設せずに実施
令和8年2月9日	改修後校舎の全面利用開始

(3) 施工事業者

第一期工事【建築】株式会社陸工業

ほか 電気・機械の業者2社

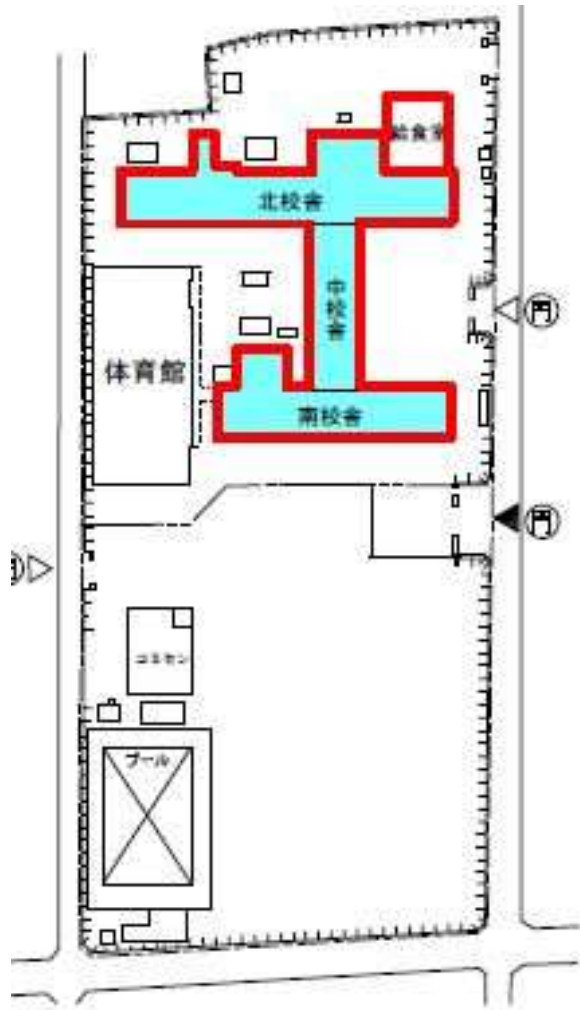
第二期工事【建築】日豊晋豊岩村建設共同企業体

ほか 家具・防水・電気・放送・機械の業者7社

(4) 予算額（令和5～7年度継続費）

令和5年度	186,859千円
令和6年度	546,149千円
令和7年度	478,858千円
計	1,211,866千円

(5) 位置図



(6) 外観（改修後）



No.	部位	整備内容
1	外壁・屋上	<p>外壁の改修による施設の耐久性向上 屋上防水シートの更新</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>改修前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>改修後</p> </div> </div>
2	主要な設備機器	<p>更 新：受水槽，給排水管，排水管，照明（LED化） 部分更新：放送設備，受変電設備</p>
3	床・内壁	<p>床：表面の研磨，一部張替え（塩化ビニルシート張り） 壁：ひび割れ等の補修・塗装，天井：張替え・塗装 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>改修前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>改修後</p> </div> </div>
4	トイレ	<p>トイレ全体の改修，湿式トイレは全てドライ化・洋式化</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>改修前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>改修後</p> </div> </div>
5	バリアフリー	<p>段差解消やスロープ設置によるバリアフリー性の向上</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>改修後</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>改修後</p> </div> </div>

報告第9号

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について次のように報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について

○ 趣旨

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について報告するもの

1 「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの目的と実施方法等

(1) 目的

- ・ 学校教育に関わる意見や意識を数値化し、学校評価へ反映することにより、学校評価の客観性や信頼性を高める。
- ・ 全校共通質問の市平均等との比較により自校の強みや弱みを確認し、学校評価に反映する。

(2) 対象者

①児童生徒 ②教職員 ③保護者 ④地域住民（R7回答者数 57, 340人）

(3) アンケート項目

【A質問】

- ・ 市が設定した全校共通のアンケート質問。「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の施策に基づく20の評価項目に関連したアンケート質問が設定されており、各対象は、関連したアンケート質問に回答する。
- ・ 児童生徒15問、教職員20問、保護者13問、地域住民7問

【B質問】

- ・ 全校共通の2つの評価項目に関連したアンケート質問が設定されており、全対象がアンケートに回答する。
- ・ 学校が独自に、最大8問までアンケート項目を追加設定することができる。

(4) 実施方法

原則Webで回答することとしたが、地域住民には紙媒体も併用して実施した。
（紙での回答者数：地域住民362人 児童生徒67人 保護者2人）

(5) 実施時期

令和7年11月から12月まで

2 全体アンケート集計結果の概要

児童生徒の肯定的回答割合については、昨年度と同程度の数値であるが、保護者については、多くの項目において、肯定的回答割合がやや上回る結果となった。

- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」、「思いやり」、「健康、安全な生活」については、児童生徒、教職員ともに、肯定的回答割合が90%を上回っており、昨年度に引き続き肯定的回答率が高い。
- ・ 「宇都宮の良さ」については、教職員、保護者において、肯定的回答割合が年々上昇している。
- ・ 「デジタル機器や図書の活用」については、保護者の肯定的回答割合が1.8ポイント減少している。
- ・ 「いじめ対策」、「不登校対策」については、児童生徒、教職員、地域住民の肯定的回答割合は、95%を上回っている。
- ・ 「学校の業務の効率化」については、教職員の肯定的回答割合は88%で、昨年度と比較し、2.0ポイントの上昇が見られた。
- ・ 「小中一貫教育・地域学校園」「地域と連携した教育活動」については、昨年度と比較して、肯定的回答割合が上昇している。
- ・ 保護者の回答率は、昨年度と同等の61%であり、地域住民の回答数は1,416人で昨年度から66人減少した。

3 全体アンケート集計結果の分析のポイント

※1 表中の「増減」は、令和6年度との比較
 ※2 「/」は、評価対象外

(1) 確かな学力を育む指導の充実

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 1 児童生徒は、他者と協力し合ったり、必要な情報を集めたりして考えるなど、主体的に学習に取り組んでいる。	R7 (%)	90.5	94.3	86.2	/
	増減	0	1.0	0.1	/
No. 14 教職員は、分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い、学力向上を図っている。	R7 (%)	95.5	99.2	85.1	/
	増減	0.3	0.2	1.6	/

No. 1 「学習に取り組む態度」については、教職員、児童生徒ともに肯定的回答割合は90%を上回っており、児童生徒が主体的に学習に取り組んでいる様子が見られる。

No. 14 「分かる授業」については、教職員、児童生徒の肯定的割合が95%を上回っており、保護者は昨年度と比較し1.6ポイント増加しているが、保護者の肯定的回答割合は、児童生徒、教職員に比べて低い結果となっている。

今後も主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組み、児童生徒への学習指導、支援の充実を図り、学力向上につなげていくことが必要である。

(2) 宇都宮の良さ

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 7 宇都宮の良さを知っている。	R7 (%)	85.8	89.0	75.2	/
	増減	-0.4	1.7	1.2	/

No. 7 「宇都宮の良さ」については、昨年度と比較し、アンケート対象になっている教職員、保護者の肯定的回答割合は年々上昇している。副読本を活用しながら小学校から系統的に「宇都宮学」を実施することで、児童生徒が地域の魅力を知り、郷土への愛情を育む学習の充実が図られているものと考えられる。

(3) デジタル機器や図書等の活用

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 8 デジタル機器や図書等を学習に活用している。	R7 (%)	84.5	96.7	79.5	/
	増減	0.1	-0.8	-1.8	/

No. 8 「ICT機器や図書等の活用」については、教職員においては0.8ポイント、保護者では1.8ポイント減少している。今後、更に授業や家庭学習等において、1人1台端末をはじめとしたICT機器や図書を効果的に活用するなど、指導の充実を図っていく必要がある。

(4) いじめ・不登校対策の充実

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.11 教職員は、いじめが許されない行為であることを指導している。	R 7 (%)	96.6	99.2	81.4	95.5
	増減	0.2	-0.1	1.6	3.1
No.12 教職員は、不登校を生まない学級経営を行っている。	R 7 (%)	95.7	98.9	90.4	/
	増減	0.6	0.3	1.7	/

No.11「いじめ対策」については、児童生徒、教職員、地域住民の肯定的回答割合が95%を上回っており、保護者の肯定的回答も増加していることから、いじめは許されない行為であるということを児童生徒に指導されている成果として表れている。

No.12「不登校対策」については、児童生徒、教職員、保護者の肯定的割合が90%を上回り、課題の早期発見・早期対応への取組等、きめ細かな学級経営の充実につながっている。

引き続き、いじめ・不登校対策の充実を図るため、安心して過ごせる学校づくりや児童生徒の個々の状況に応じた支援に努めていく必要がある。

(5) 教職員の業務の効率化

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.16 教職員は、教職員の勤務時間を意識して、業務の効率化に取り組んでいる。	R 7 (%)	/	88.6	/	/
	増減	/	2.0	/	/

No.16「学校の業務の効率化」については、教職員の肯定的回答割合が、昨年度と比較して2ポイント上昇した。勤務時間外の自動音声応答やデジタル採点ソフトの導入等により、働き方改革が推進されており、勤務時間への意識や業務の効率化の取組につながっている。

(6) 小中一貫教育・地域学校園の活動

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.17 学校は、「小中一貫・地域学校園」の取組を行っている。	R 7 (%)	87.6	93.8	83.1	95.6
	増減	1.9	0.6	1.4	1.0

No.17「小中一貫・地域学校園の取組」については、全対象において肯定的回答割合が上昇している。9年間の系統性を生かした「小中一貫教育カリキュラム」の実施や、小学校6年生の進学先中学校訪問、地域学校園内の授業研究会への教職員の参加など、学校間での児童生徒、教職員の交流が活発に行われてきたことで、小中一貫・地域学校園の取組の充実につながっている。

今後も、教職員が小中一貫教育カリキュラムに基づき、児童生徒の教育効果を高められるよう、小中一貫・地域学校園の枠組みを生かした教育活動の一層の充実を図っていく。

(7) 地域と連携した教育活動

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No.18 学校は、家庭・地域・企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。	R 7 (%)	88.2	97.9	90.4	97.6
	増減	0.4	-0.2	1.3	0.8

No.18「地域と連携した教育活動」については、児童生徒、保護者、地域住民の肯定的回答割合は、昨年度を上回る結果となった。社会体験学習や地域の教育力を活かした活動が充実している成果として表れている。

今後も、学校が、家庭・地域・企業等と連携するとともに、「街の先生活動事業」、「宮っ子『夢』教室」「宮っ子チャレンジウィーク」を推進するなど、地域の教育力を活用した教育活動の充実に努めていく。

(8) 児童生徒の生活習慣

評価項目		児童生徒	教職員	保護者	地域住民
No. 4 児童生徒は、健康や安全に気を付けて生活している。	R 7 (%)	92.1	92.7	89.6	99.6
	増減	0.3	0.8	0.5	0.2
No. 21 児童生徒は、時と場に応じたあいさつをしている。	R 7 (%)	92.5	90.3	85.8	93.6
	増減	-0.7	1.4	0.7	0.9
No. 22 児童生徒は、きまりやマナーを守って生活をしている。	R 6 (%)	93.4	90.1	90.8	94.0
	増減	-0.1	1.0	0.4	0.3

児童生徒の生活習慣に関わる評価項目については、児童生徒、教職員、地域住民の肯定的回答割合が90%を上回っており、良好な状況である。No.21「時と場に応じたあいさつ」については、中学校教職員において、3.4ポイント増加している。引き続き、健康や安全な生活を心掛けたり、きまりやマナーを守って生活したりするなど、学校生活での他者との関わりの中から学び、生活習慣を身に付けるとともに、学校、家庭、地域でのよりよい生活につながるよう規範意識の醸成に向けた指導の充実を図っていく。

(9) 保護者の回答率

保護者の回答率（PTA会員数または保護者数における回答者数の割合）については、学校からのさくら連絡網、宮っ子ダイアリーを使った周知の徹底を図ったが、昨年度と同等の61%であった。

アンケートの回答率については、各学校が65%以上を目標に保護者から回答が得られるよう回答の方法について改善の検討をしていく。

(10) 地域住民の回答

地域住民の質問数は、A質問とB質問合わせて9問を設定しており、昨年度に引き続き、すべての質問において90%を上回る結果となった。各学校での教育活動や児童生徒の成長の姿を通して、地域住民から学校教育への理解が得られている。

また、地域住民の回答数については、回答数が66名減少し、1,416人であった。今後、地域住民から学校教育への関心と理解が得られるよう情報発信を行い、地域とともにある学校づくりの推進を図っていく。

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの肯定的回答割合経年比較表

①【市全体（小・中学校94校）】

水色網掛

肯定的回答割合90%以上

黄色網掛

令和6年度との比較による1ポイント

単位：%

No.		評価項目	児童生徒			教職員			保護者			地域住民		
			R6	R7	比較	R6	R7	比較	R6	R7	比較	R6	R7	比較
1	A1	児童生徒は、他者と協力したり、必要な情報を集めたりして考えるなど、主体的に学習に取り組んでいる。	90.5	90.5	0.0	93.3	94.3	1.0	86.1	86.2	0.1	/	/	/
2	A2	児童生徒は、思いやりの心を持っている。	91.2	91.3	0.1	94.7	95.6	0.9	92.8	93.2	0.4	96.6	97.5	0.9
3	A3	児童生徒は、目標に向かってあきらめずに、粘り強く取り組んでいる。	87.6	87.8	0.2	91.4	92.5	1.1	81.6	81.8	0.2	/	/	/
4	A4	児童生徒は、健康や安全に気を付けて生活している。	91.9	92.1	0.3	91.9	92.7	0.8	89.1	89.6	0.5	99.4	99.6	0.2
5	A5	児童生徒は、自分のよさや成長を実感し、協力して生活をよりよくしようとしている。	89.1	89.2	0.1	94.2	94.7	0.5	/	/	/	/	/	/
6	A6	児童生徒は、英語を使ってコミュニケーションしている。	80.3	79.9	-0.4	93.7	94.5	0.8	/	/	/	/	/	/
7	A7	児童生徒は、宇都宮の良さを知っている。	86.2	85.8	-0.4	87.3	89.0	1.7	74.0	75.2	1.2	/	/	/
8	A8	児童生徒は、デジタル機器や図書等を学習に活用している。	84.4	84.5	0.1	97.5	96.7	-0.8	81.3	79.5	-1.8	/	/	/
9	A9	児童生徒は、「持続可能な社会」について、関心を持っている。	85.6	85.1	-0.5	77.3	78.7	1.4	/	/	/	/	/	/
10	A10	教職員は、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて、適切な支援をしている。	/	/	/	98.1	98.8	0.7	/	/	/	/	/	/
11	A11	教職員は、いじめが許されない行為であることを指導している。	96.4	96.6	0.2	99.3	99.2	-0.1	79.8	81.4	1.6	92.4	95.5	3.1
12	A12	教職員は、不登校を生まない学級経営を行っている。	95.1	95.7	0.6	98.6	98.9	0.3	88.7	90.4	1.7	/	/	/
13	A13	学校は、一人一人が大切にされ、活気があり、明るくいいきとした雰囲気である。	95.4	95.6	0.2	99.2	99.2	0.0	87.4	88.8	1.4	99.0	98.6	-0.4
14	A14	教職員は、分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い、学力向上を図っている。	95.3	95.5	0.3	99.0	99.2	0.2	83.5	85.1	1.6	/	/	/
15	A15	学校に関わる職員全員がチームとなり、協力して業務に取り組んでいる。	/	/	/	95.2	95.7	0.5	/	/	/	/	/	/
16	A16	勤務時間を意識して、業務の効率化に取り組んでいる。	/	/	/	86.6	88.6	2.0	/	/	/	/	/	/
17	A17	学校は、「小中一貫教育・地域学校園」の取組を行っている。	85.7	87.6	1.9	93.2	93.8	0.6	81.7	83.1	1.4	94.6	95.6	1.0
18	A18	学校は、家庭・地域・企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。	87.8	88.2	0.4	98.1	97.9	-0.2	89.1	90.4	1.3	96.8	97.6	0.8
19	A19	学校は、利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている。	/	/	/	97.5	98.2	0.7	89.9	90.8	0.9	96.0	97.2	1.2
20	A20	コンピュータなどのデジタル機器やネットワークの点から、授業（授業準備も含む）を行うための準備ができています。	/	/	/	95.5	96.7	1.2	/	/	/	/	/	/
21	B1	児童生徒は、時と場に応じたあいさつをしている。	93.2	92.5	-0.7	88.9	90.3	1.4	85.1	85.8	0.7	92.7	93.6	0.9
22	B2	児童生徒は、きまりやマナーを守って、生活をしている。	93.5	93.4	-0.1	89.1	90.1	1.0	90.4	90.8	0.4	93.7	94.0	0.3

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの肯定的回答割合経年比較表

②【小学校69校】

水色網掛

肯定的回答割合90%以上

黄色網掛

令和6年度との比較による1ポイント

単位：%

No.		評価項目	児童生徒			教職員			保護者			地域住民		
			R6	R7	比較	R6	R7	比較	R6	R7	比較	R6	R7	比較
1	A1	児童生徒は、他者と協力したり、必要な情報を集めたりして考えるなど、主体的に学習に取り組んでいる。	90.9	90.3	-0.6	94.9	96.2	1.3	87.0	87.2	0.2	/	/	/
2	A2	児童生徒は、思いやりの心を持っている。	90.6	90.4	-0.2	96.0	97.0	1.0	93.3	93.7	0.4	96.3	97.0	0.7
3	A3	児童生徒は、目標に向かってあきらめずに、粘り強く取り組んでいる。	89.1	89.0	-0.1	93.4	94.8	1.4	81.1	81.5	0.4	/	/	/
4	A4	児童生徒は、健康や安全に気を付けて生活している。	92.3	92.7	0.4	92.7	94.3	1.6	89.0	89.9	0.9	99.5	99.6	0.1
5	A5	児童生徒は、自分のよさや成長を実感し、協力して生活をよりよくしようとしている。	89.4	89.1	-0.3	96.0	95.8	-0.2	/	/	/	/	/	/
6	A6	児童生徒は、英語を使ってコミュニケーションしている。	83.1	82.3	-0.8	94.2	95.2	1.0	/	/	/	/	/	/
7	A7	児童生徒は、宇都宮の良さを知っている。	87.1	86.2	-0.9	88.1	91.0	2.9	74.0	74.2	0.2	/	/	/
8	A8	児童生徒は、デジタル機器や図書等を学習に活用している。	89.2	88.1	-1.1	98.5	98.0	-0.5	84.2	81.3	-2.9	/	/	/
9	A9	児童生徒は、「持続可能な社会」について、関心を持っている。	89.6	89.1	-0.5	79.0	81.4	2.4	/	/	/	/	/	/
10	A10	教職員は、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて、適切な支援をしている。	/	/	/	98.4	99.1	0.7	/	/	/	/	/	/
11	A11	教職員は、いじめが許されない行為であることを指導している。	96.8	96.9	0.1	99.4	99.5	0.1	80.7	82.0	1.3	92.8	95.5	2.7
12	A12	教職員は、不登校を生まない学級経営を行っている。	95.3	95.8	0.5	99.0	99.4	0.4	89.2	91.2	2.0	/	/	/
13	A13	学校は、一人一人が大切にされ、活気があり、明るくいいきとした雰囲気である。	95.5	95.6	0.1	99.6	99.3	-0.3	87.7	89.5	1.8	98.9	98.4	-0.5
14	A14	教職員は、分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い、学力向上を図っている。	96.2	96.4	0.2	99.2	99.5	0.3	85.8	87.1	1.3	/	/	/
15	A15	学校に関わる職員全員がチームとなり、協力して業務に取り組んでいる。	/	/	/	96.8	97.0	0.2	/	/	/	/	/	/
16	A16	勤務時間を意識して、業務の効率化に取り組んでいる。	/	/	/	90.3	91.9	1.6	/	/	/	/	/	/
17	A17	学校は、「小中一貫教育・地域学校園」の取組を行っている。	89.9	90.0	0.1	95.2	95.4	0.2	81.1	81.7	0.6	94.3	94.9	0.6
18	A18	学校は、家庭・地域・企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。	91.6	91.6	0.0	98.9	98.8	-0.1	90.1	91.0	0.9	97.6	97.3	-0.3
19	A19	学校は、利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている。	/	/	/	98.9	98.8	-0.1	89.9	90.8	0.9	95.9	97.3	1.4
20	A20	コンピュータなどのデジタル機器やネットワークの点から、授業（授業準備も含む）を行うための準備ができています。	/	/	/	96.9	97.6	0.7	/	/	/	/	/	/
21	B1	児童生徒は、時と場に応じたあいさつをしている。	91.6	90.5	-1.1	90.1	90.5	0.4	83.5	84.2	0.7	91.9	92.7	0.8
22	B2	児童生徒は、きまりやマナーを守って、生活をしている。	92.5	92.3	-0.2	89.7	91.5	1.8	91.3	91.0	-0.3	94.2	94.5	0.3

令和7年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの肯定的回答割合経年比較表

③【中学校25校】

水色網

肯定的回答割合90%以上

黄色網掛

令和6年度との比較による1ポイント

単位：%

No.		評価項目	児童生徒			教職員			保護者			地域住民		
			R6	R7	比較	R6	R7	比較	R6	R7	比較	R6	R7	比較
1	A1	児童生徒は、他者と協力したり、必要な情報を集めたりして考えるなど、主体的に学習に取り組んでいる。	89.6	90.9	1.3	90.3	90.5	0.2	84.1	84.3	0.2	/	/	/
2	A2	児童生徒は、思いやりの心を持っている。	92.7	93.2	0.5	92.0	92.8	0.8	92.0	92.3	0.3	97.4	99.0	1.6
3	A3	児童生徒は、目標に向かってあきらめずに、粘り強く取り組んでいる。	84.3	85.2	0.9	87.4	88.1	0.7	82.4	82.5	0.1	/	/	/
4	A4	児童生徒は、健康や安全に気を付けて生活している。	90.9	91.0	0.1	90.4	89.6	-0.8	89.3	88.9	-0.4	99.1	99.7	0.6
5	A5	児童生徒は、自分のよさや成長を実感し、協力して生活をよりよくしようとしている。	88.3	89.5	1.2	90.4	92.4	2.0	/	/	/	/	/	/
6	A6	児童生徒は、英語を使ってコミュニケーションしている。	74.2	74.8	0.6	92.8	93.0	0.2	/	/	/	/	/	/
7	A7	児童生徒は、宇都宮の良さを知っている。	84.3	84.8	0.5	85.8	85.1	-0.7	74.2	77.2	3.0	/	/	/
8	A8	児童生徒は、デジタル機器や図書等を学習に活用している。	73.9	77.0	3.1	95.6	94.0	-1.6	75.7	76.1	0.4	/	/	/
9	A9	児童生徒は、「持続可能な社会」について、関心を持っている。	76.7	76.7	0.0	74.1	73.3	-0.8	/	/	/	/	/	/
10	A10	教職員は、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じて、適切な支援をしている。	/	/	/	97.5	98.1	0.6	/	/	/	/	/	/
11	A11	教職員は、いじめが許されない行為であることを指導している。	95.5	95.9	0.4	99.1	98.6	-0.5	78.0	80.1	2.1	91.1	95.3	4.2
12	A12	教職員は、不登校を生まない学級経営を行っている。	94.8	95.5	0.7	97.9	98.0	0.1	87.9	88.8	0.9	/	/	/
13	A13	学校は、一人一人が大切にされ、活気があり、明るくいいきとした雰囲気である。	95.2	95.7	0.5	98.4	99.2	0.8	86.7	87.5	0.8	99.4	99.4	0.0
14	A14	教職員は、分かる授業や児童生徒にきめ細かな指導を行い、学力向上を図っている。	93.1	93.6	0.5	98.7	98.6	-0.1	78.4	81.1	2.7	/	/	/
15	A15	学校に関わる職員全員がチームとなり、協力して業務に取り組んでいる。	/	/	/	92.0	93.2	1.2	/	/	/	/	/	/
16	A16	勤務時間を意識して、業務の効率化に取り組んでいる。	/	/	/	79.1	82.0	2.9	/	/	/	/	/	/
17	A17	学校は、「小中一貫教育・地域学校園」の取組を行っている。	82.5	82.6	0.1	89.3	90.6	1.3	82.7	85.8	3.1	95.4	97.8	2.4
18	A18	学校は、家庭・地域・企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。	79.5	80.9	1.4	96.6	95.9	-0.7	87.1	89.3	2.2	94.7	98.5	3.8
19	A19	学校は、利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている。	/	/	/	94.7	97.2	2.5	89.9	90.9	1.0	96.3	97.0	0.7
20	A20	コンピュータなどのデジタル機器やネットワークの点から、授業（授業準備も含む）を行うための準備ができています。	/	/	/	92.5	94.8	2.3	/	/	/	/	/	/
21	B1	児童生徒は、時と場に応じたあいさつをしている。	96.8	96.7	-0.1	86.5	89.9	3.4	88.3	88.8	0.5	95.0	96.4	1.4
22	B2	児童生徒は、きまりやマナーを守って、生活をしている。	95.8	95.6	-0.2	87.9	87.4	-0.5	88.8	90.2	1.4	92.2	92.6	0.4

報告第10号

友好都市 沖縄県うるま市との交流について

友好都市 沖縄県うるま市との交流について、次のように報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり






友好都市 沖縄県うるま市との交流について

令和6年8月3日、本市とうるま市との友好都市の提携が結ばれ、市教育委員会におけるうるま市の小・中学校とのオンラインによる交流の進捗状況について報告するもの

1 生徒会によるオンライン交流

- (1) モデル校 ・宇都宮市立宮の原中学校
・うるま市立あげな中学校

(2) 内容

	生徒同士の交流（1回目）	生徒同士の交流（2回目）
時 期	令和7年1月27日（月）	令和7年2月25日（火）
参加者	生徒会役員，学校職員	生徒会役員，学校職員
テーマ等	生徒会役員の自己紹介 今後の交流内容について	宮の原中学校による 宇都宮市，宮の原中学校の紹介
様 子	<p>オンライン会議システムを使って交流</p> <p>① 自己紹介</p> <p>② アイスブレイク ・ジェスチャーでしりとり</p> <p>③ 今後の交流内容についての意見交換</p> 	<p>① 宇都宮市，宮の原中学校のクイズと紹介 ・1人1台端末を使って，紹介をクイズにして行う</p> <p>[クイズ内容] 餃子，L R T，大イチョウ，部活動， 中学校の生徒数等</p> 
	生徒同士の交流（3回目）	生徒同士の交流（4回目）
時 期	令和7年6月5日（木）	令和7年11月20日（木）
参加者	生徒会役員，学校職員	生徒会役員，学校職員
テーマ等	あげな中学校による うるま市，あげな中学校の紹介	宮の原中学校による 生徒会執行部の活動紹介
様 子	<p>① 新生徒会役員の紹介</p> <p>② 沖縄県うるま市，あげな中学校のクイズと紹介</p> <p>[クイズ内容] 伝統芸能，シーサー，琉球の着物紅型，沖縄そば，給食メニュー等</p> 	<p>① 宮の原中学校生徒会活動の紹介 新入生歓迎会，3年生を送る会等</p> <p>② 質疑応答</p>  

2 学校給食交流

(1) 目的

児童生徒が食の多様性や地域ごとの食文化について理解を深めるとともに、地域への愛着と相互の関心を高める機会とする。

(2) 実施内容

① 献立交換

【内容】

令和7年10月から、本市とうるま市の学校給食で提供されている郷土料理や特産品を使用した料理などのレシピを交換し、それらを相互に学校給食で提供する。

【実施校】

本市：82校(小学校59校，中学校23校)※10月～1月末時点

うるま市：10月に全小・中学校(26校)で実施。

提供した献立は、モロフライ、モロのからあげ、かんぴょうの卵とじ汁など

(例)



清原北小学校(10/3)
 ・タコライス
 ・にんじんしりしり
 ・シークワサーゼリー
 ・牛乳



一条中学校(11/5)
 ・麦入りごはん
 ・ミヌダル
 ・にんじんしりしり
 ・もずくスープ
 ・牛乳

② 児童同士のオンライン交流

【内容】

- ・互いの市の郷土料理や特産品を使用した給食を提供し、児童が献立を紹介し合う。
- ・児童が食べた感想の発表と食や地域に関するクイズを出し合う。

【交流学校】

- ・宇都宮市立田原小学校 6年生 19名
- ・うるま市立彩橋小中学校 6年生 20名

【実施日】

令和8年1月29日(木)

【交流当日の献立】

田原小学校

- ・タコライス
- ・もずくスープ
- ・ぬちまーすちんすこう
- ・牛乳



彩橋小中学校

- ・ごはん
- ・モロフライ
- ・かんぴょうのごま酢和え
- ・にら玉汁
- ・イチゴスティックケーキ
- ・牛乳



【田原小学校児童の感想】

- ・オンラインでうるま市の児童と交流することができて楽しかった。
- ・ちんすこうがサクサクで美味しかった。



3 不登校児童生徒によるオンライン交流

(1) 実施場所 デジタル適応支援教室「U@りんくす」

(2) 内容

	うるま市民との交流（第1回）	うるま市民との交流（第2回）
時 期	令和7年5月28日（水）	令和7年7月16日（水）
参加者	「U@りんくす」を利用する不登校児童生徒、 「U@りんくす」職員	「U@りんくす」を利用する不登校児童生徒、 「U@りんくす」職員
テーマ等	うるま市職員によるうるま市の紹介 「うるま市ってどんなところ？」	地元青年会による伝統芸能の紹介 「エイサーの魅力」
当日の様子	<p>○うるま市職員3名をメタバースに招待 ・友好都市提携1周年記念を迎えるうるま市の様々な魅力について紹介する 〔紹介内容〕うるま市の概要（立地，気候，服装，食べ物），うるま市の自然や文化（海中道路，闘牛，エイサー）等</p> 	<p>○うるま市職員2名・具志川青年会2名をメタバースに招待 ・ふるさと宮まつりで披露するエイサーの魅力について詳しく紹介する 〔紹介内容〕エイサーの歴史，楽器や踊りの特徴，練習風景，ふるさと宮まつりの予定等</p>  <p>※具志川青年会…ふるさと宮まつりに40名超を招待。うるま市との友好都市提携1周年記念事業において，エイサーを披露</p>
事後活動	<p>○うるま市職員へのお礼のメッセージを作成 →メールでうるま市に送付</p> 	<p>○具志川青年会への応援メッセージを作成 →提携1周年記念セレモニー当日に手渡し</p> 

※ その他，令和8年度における「オンライン修学旅行」，「オンライン文化祭」等の実施に向けてうるま市との調整を開始

報告第11号

令和7年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について

令和7年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞表彰者について、次のとおり報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和7年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について

1 表彰について

(1) 趣 旨

教育委員会と宇都宮市立小・中学校が一体となって児童生徒の豊かな心や社会性を育成する「心の教育プロジェクト」の取組として、学校や地域において他の模範となる行動を実践している児童生徒に対して、教育委員会が表彰を行うことにより、児童生徒の実践意欲を一層高め、心の教育を推進するもの

(2) 被表彰者

小学校第6学年及び中学校第3学年在籍の児童生徒（各校1名）

(3) 表彰要件

授業や学校行事等の教育活動全般に、真剣かつ主体的に取り組むとともに、「宮っ子の誓い」の趣旨を踏まえ、以下の項目の1つ以上について秀でた行動を実践している児童生徒とする。

【表彰要件①】 きまりを守る素直な心を持った児童生徒

【表彰要件②】 よわい人をいたわる心を持った児童生徒

【表彰要件③】 美しいものを愛する心を持った児童生徒

【表彰要件④】 夢を抱いてやりぬく心を持った児童生徒

【表彰要件⑤】 その他、学校や地域の活動において他の模範となっている児童生徒

(4) 審査及び表彰

- ・令和8年2月6日（金）宇都宮市教育委員会児童生徒表彰委員会において審査
- ・2月中に表彰状を学校へ送付し、集会等において校長が被表彰者へ伝達

2 被表彰者について

(1) 被表彰者数

94名（内訳：小学校69名，中学校25名）

(2) 表彰要件別の該当内訳（延べ人数）

	表彰要件①	表彰要件②	表彰要件③	表彰要件④	表彰要件⑤
小学校	51	41	7	28	37
中学校	19	11	0	17	22
計	70	52	7	45	59

(3) 具体的な行動の様子（抜粋）

【表彰要件①】 進んできまりを守り、素直な気持ちで何事にも真面目に取り組むことができる。自らがきまりを守り、模範となる姿を示した。学級全体が規律を守れる集団となるよう工夫して声かけをした。等

【表彰要件②】 日頃から周囲をよく見て行動し、困っている友達に優しく声を掛けて寄り添っていた。誰に対しても優しく公平に接し、困っている人に自然と手を差し伸べ、思いやりがある。等

【表彰要件③】 学年の花壇の世話をボランティアとして友達と協力して毎週行っていた。等

【表彰要件④】 将来、医療に携わる仕事がしたいという夢をもち、授業や家庭学習に粘り強く取り組んだ。将来は野球に関わる仕事をしたいという夢を持っており、学習や野球に熱心に取り組むなど、文武両道に励み、ともに優秀な成績を収めた。等

【表彰要件⑤】 運営委員長として、よりよい学校づくりを目指し、いじめゼロ集会の企画・運営に主体的に取り組んだ。ボランティア活動を推進し、自らも率先して活動に参加し、地域に開かれた学校づくりに大きく貢献した。等

宮っ子心の教育表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市教育委員会と宇都宮市立小学校及び中学校（以下、「小学校」「中学校」という。）が一体となって児童生徒の豊かな心や社会性を育成する「心の教育プロジェクト」の取組として、学校や地域において他の模範となる行動を実践している児童生徒に対して表彰を行うことにより、児童生徒の実践意欲を一層高めるとともに小学校及び中学校における児童生徒表彰を促進し、「宮っ子心の教育」を推進することを目的として定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、教育委員会賞、教育長奨励賞とする。

(表彰の要件)

第3条 教育委員会賞は、小学校第6学年児童又は中学校第3学年生徒のうち、授業や学校行事等の教育活動全般に真剣かつ主体的に取り組むとともに、「宮っ子の誓い」の趣旨を踏まえ、次に掲げる第1号から第5号の一つ以上について秀でた行動を実践している児童生徒に対して行うものとする。

- (1) きまりを守る素直な心を持った児童生徒
- (2) よわい人をいたわる心を持った児童生徒
- (3) 美しいものを愛する心を持った児童生徒
- (4) 夢を抱いてやりぬく心を持った児童生徒
- (5) その他、学校や地域の活動において他の模範となっている児童生徒

2 教育長奨励賞は、校内での善行や活躍、地域での活動などについて、小学校又は中学校における児童生徒表彰を受けた者のうち、校長から申請のあった児童生徒に対して行うものとする。

(表彰者)

第4条 教育委員会賞の表彰者は、教育委員会とする。

2 教育長奨励賞の表彰者は、教育長とする。

(被表彰候補者の推薦及び申請)

第5条 推薦及び申請できる者は、小学校又は中学校の校長とする。

2 小学校又は中学校の校長は、第3条の1に規定する表彰の要件に該当する児童生徒を、別に定める「宮っ子心の教育表彰要項」により、教育委員会賞被表彰候補者として年度末に推薦するものとする。

3 小学校又は中学校の校長は、第3条の2に規定する表彰の要件に該当する児童生徒を、教育長奨励賞被表彰候補者として各学期末に申請するものとする。

(被表彰者の決定及び通知)

第6条 教育委員会賞被表彰者の決定は、被表彰候補者のうちから、別に定める宇都宮市教育委員会児童生徒表彰委員会が行うものとする。

2 教育長奨励賞被表彰者の決定は、被表彰申請者のうちから、宇都宮市教育委員会事務局学校教育課長が行うものとする。

3 教育委員会賞及び教育長奨励賞の被表彰者が決定されたときは、宇都宮市教育委員会事務局学校教育課長が、その旨を当該被表彰者が在籍する小学校又は中学校の校長に通知するものとする。

(表彰の方法等)

第7条 被表彰者には、当該被表彰者の在籍する小学校又は中学校の校長が、学校において表彰状を授与するものとする。

2 表彰状は、教育委員会において作成し、当該被表彰者の在籍する小学校又は中学校へ送付するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月2日から適用する。

報告第12号

空間放射線量率測定及び給食の放射性物質(食材・調理済給食)検査の終了について
空間放射線量率測定及び給食の放射性物質(食材・調理済給食)検査の終了について、
次のように報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

空間放射線量率測定及び給食の放射性物質(食材・調理済給食)検査の終了について

◎ 趣旨

東日本大震災後から現在まで実施している小・中学校等の空間放射線量率測定及び給食の放射性物質(食材・調理済給食)検査の終了について報告するもの

1 検査の目的

放射線の影響を受けやすい子どもへの影響や保護者の不安を考慮し、より安心感を高める。

2 これまでの経過

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災後、本市災害対策本部会議において震災に係るモニタリングとして空間放射線量率測定及び給食の放射性物質(食材・調理済給食)検査を実施することが全庁統一的に決定された。

3 検査の概要

(1) 空間放射線量率測定

開始時期	平成23年10月
調査地点	小・中学校等 97か所, 子どもの家 2か所, 冒険活動センター 1か所
測定頻度	定点(校庭の中心・地表から1mの高さ) 毎月1回, 定点外必要に応じて

(2) 給食の放射線物質検査

	食材	調理済給食
開始時期	平成23年10月	平成24年1月
対象施設	小・中学校等(市立小・中学校, 上河内学校給食センター, 私立・国立小学校, 冒険活動センター) (令和7年度94施設)	
検査検体	各施設が選定した使用食材(野菜・果物・米) 1品目	各施設において調理した給食(1人分×1週間分)
検査頻度	各施設 月1回	各施設 年1回
検査項目	放射性セシウム(134・137), 放射性ヨウ素(国基準に基づくもの)	

4 これまでの検査結果

(1) 空間放射線量率測定

測定開始から、国が示した管理目標値 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える数値は出ていない。

(2) 給食の放射性物質検査

○ 食材検査

基準値超過事例は、平成28年度に小学校の食材放射性物質検査の1事例(※)のみであり、それ以降8年間は基準値超過事例はない。

(※)平成28年5月に本市小学校の給食で使用したタケノコから基準値を超過する放射性セシウムが検出された。出荷業者が出荷制限区域産のタケノコを、出荷制限がない宇都宮市産に混ぜて市場に出荷したため(県の調査結果より)。

○ 調理済給食

検査開始から14年間、基準値超過事例はない。

5 放射性物質検査の終了について

小・中学校等における空間放射線量率測定及び給食の放射性物質（食材・調理済給食）検査については、令和7年度末で終了とする。

〔終了の理由〕

(1) 空間放射線量率測定

長期間にわたり低水準（ $0.06 \mu\text{Sv/h}$ ）で安定しており、この値は、事故前の関東地方のモニタリングポスト測定値の水準まで低下しているため。

(2) 給食の放射性物質検査

食材は直近8年間、調理済給食は検査開始から14年間基準値の超過がないことや国において食材の流通段階での管理体制が確立され、安全性が確保されていることから、給食に対する児童や保護者の安心感を高めるという当初の目的を達成することができたため。

6 今後のスケジュール

3月 空間放射線量率測定，食材・調理済給食放射性物質検査終了

小・中学校等へ周知

市ホームページで周知

報告第13号

令和7年度本市児童生徒の体力について

令和7年度本市児童生徒の体力について、次のとおり報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和7年度本市児童生徒の体力について
— 「令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から —

◎ 趣旨

令和7年度における新体力テスト結果の全国、県との比較について報告するもの

1 新体力テスト

本市児童生徒の体力の状況を把握・分析し、市の施策や各学校の取組に生かし、児童生徒の体力向上の推進を図るもので、毎年4月～6月に全小中学校で実施

2 小学5年、中学2年における体力の状況

(1) 本市と全国・県との種目別平均値の比較

【体力合計点】

- 令和7年度の新体力テストの結果から、小学5年女子、中学2年男女において、体力合計点の平均が全国平均を上回った。また、体力合計点を令和6年度本市同学年の平均と比較すると、小学5年男女、中学2年男女、全ての調査対象学年において上回った。

【国平均値を上回った種目】

- 上体起こし、反復横跳びについて、小学5年男女、中学2年男女、全ての調査対象学年において上回った。

【国平均値を下回った種目】

- 本市の課題であった、長座体前屈や立ち幅跳びのうち、長座体前屈について、小学5年男女、中学2年男女、全ての調査対象学年において下回った。また、立ち幅跳びについて、小学5年男女、中学2年男子において下回った。

: 全国平均と同じか良好な種目

【小学生】

学年男女	区分	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール投げ (m)	体力合計点
5年男子	市	15.86	19.60	32.20	41.93	47.82	9.48	147.62	20.56	52.31
	全国	15.96	19.46	33.88	40.86	47.94	9.46	150.93	21.06	53.02
	県	15.90	19.44	32.44	42.08	48.25	9.52	148.81	20.70	52.55
	R6市	15.78	19.47	31.89	41.31	46.01	9.54	146.31	20.27	51.69
5年女子	市	15.65	18.81	36.69	40.01	37.45	9.77	138.86	13.59	54.03
	全国	15.61	18.36	38.15	38.70	36.85	9.77	142.34	13.11	53.97
	県	15.69	18.72	36.89	40.12	38.58	9.75	140.93	13.61	54.37
	R6市	15.65	18.67	36.52	39.49	36.14	9.76	138.99	13.47	53.54

【中学生】

学年男女	区分	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール投げ (m)	体力合計点
2年男子	市	28.91	26.63	44.92	52.90	80.46	7.98	196.32	20.53	42.63
	全国	28.95	26.09	45.12	51.64	78.82	8.00	197.51	20.74	42.20
	県	29.39	26.01	44.68	53.07	79.64	8.00	196.39	20.32	42.32
	R6市	29.41	26.43	44.69	51.87	79.16	8.04	196.87	20.43	41.87
2年女子	市	23.18	22.61	46.95	46.69	53.35	8.91	168.08	12.53	48.81
	全国	23.15	21.70	46.99	45.74	50.60	8.97	166.44	12.43	47.58
	県	23.64	21.98	46.61	47.16	53.37	8.91	168.41	12.54	49.01
	R6市	23.36	22.22	45.72	46.13	52.73	8.99	167.98	12.48	47.82

(2) 本市と全国との段階別割合の比較

ア 総合評価によるA～E段階別人数の割合

【全国との比較】

- 今年度の総合評価によるA～Eの段階別割合において、体力が高いとされるA段階の割合が、全国平均と比較して、中学2年男女において共に上回った。

【前年度（令和6年度）との比較】

- 今年度の総合評価によるA段階の割合を令和6年度本市同学年の割合と比較すると、小学5年男女、中学2年男女、全ての調査対象学年において上回った。

【小学5年】

全国平均：男子	A段階 11.6%	E段階 12.0%	女子	A段階 12.8%	E段階 8.8%
宇都宮市：男子	A段階 <u>10.5%</u>	E段階 12.5%	女子	A段階 <u>12.6%</u>	E段階 8.9%
(R6宇都宮市：男子	A段階 8.8%	E段階 14.9%	女子	A段階 12.0%	E段階 8.7%

【中学2年】

全国平均：男子	A段階 10.2%	E段階 8.1%	女子	A段階 25.3%	E段階 3.8%
宇都宮市：男子	A段階 <u>12.0%</u>	E段階 <u>7.8%</u>	女子	A段階 <u>28.4%</u>	E段階 <u>2.1%</u>
(R6宇都宮市：男子	A段階 10.4%	E段階 9.2%	女子	A段階 25.5%	E段階 3.2%

3 今後の取組

(1) 成果と課題

- 本市においては、体力の向上を図るため、新体力テストの結果を踏まえた補強運動や外遊びの奨励など、運動機会の創出を推進してきたことにより、本年度においても全国と比較して、体力向上に一定の効果があったと推察される。
- 一方で、長座体前屈、立ち幅跳びなど、柔軟性や瞬発力などにおいて全国平均を下回る種目もあることから、引き続き、各学校は、新体力テストの結果から児童生徒の実態を把握し、補強運動等により体力の向上に取り組む必要がある。

(2) 対応策

- 本市においては、引き続き、各学校に対し、体育科・保健体育科の学習における活動時間の十分な確保や外遊びの奨励、学級及びグループで仲間と協力しながら挑戦する「うつのみや元気っ子チャレンジ」^{※1}への積極的な参加を促し、児童生徒の体力や技能の向上及び底上げに努めていく。
- また、運動機会の更なる創出のために、放課後や休日などに個人で取り組むことができる「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」^{※2}を実施するなど、学校外においても運動に取り組む機会をつくり、運動時間を確保し、体力向上に取り組んでいく。
- 「うつのみや元気っ子チャレンジ」、「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」の実施に際しては、本市の課題改善につながる柔軟性や瞬発力を高める動きを加えることで、体力向上を目指していく。

※1・※2 「うつのみや元気っ子チャレンジ」、「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」の内容 (R7)

うつのみや元気っ子 チャレンジ	うつのみや元気っ子チャレンジ特別版
ドッジボール投げリレー (中学校：ハンドボール)	夏休み版 (体を柔らかくする運動や力強い動きを高める運動) 例：体側伸ばし・うで立て伏せ
ダッシュ&回転リレー	スポーツの秋版 (巧みな動きを高める運動) 例：縄跳び・ジャグリング
3x3&フリースロー	冬休み版 (動きを持続する能力を高める運動) 例：ランニング・縄跳び
長縄連続8の字跳び	(太枠塗潰し ⇒ 柔軟性や瞬発力を高める動きを含む内容)

報告第14号

「令和8年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について
令和8年度宇都宮市教職員研修計画について、次のように報告する。

令和8年2月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

「令和8年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について

◎趣 旨

「令和8年度宇都宮市教職員研修計画」の内容について報告するもの

1 策定の目的

子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」を担う教職員が、自ら専門性を高め、誇りを持って研修に打ち込むことができるよう、学びのマネジメントの構築が必要であると言われている。このため、本市の目指す「豊かな人間性を備え、高い指導力と情熱を持ち続ける教職員」の育成をより一層推進していくことが大切であると考え、令和7年度の取組と課題に対する対応策を踏まえた「令和8年度宇都宮市教職員研修計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・ 教育公務員特例法第22条の4に定められている研修計画
- ・ 「栃木県教員育成指標」「宇都宮市学校事務職員育成指標」「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」及び「宇都宮市教職員人材育成システム」との整合性を図りながら本市が目指す教職員の育成を図るための研修計画

3 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

4 令和7年度の取組と課題及び今後の対応策について

（1）令和7年度の取組

「令和の日本型学校教育」を担う教職員が、自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを行えるよう、下記に関連する研修内容を重点的に実施した。

- ・ 学び続ける教職員を支える研修
- ・ 次世代を担う教職員を支える研修
- ・ 理論と実践の往還を図る研修

（2）課題と対応策

① 自ら学ぶ意欲を高められるような魅力ある研修内容の実施

- 研修の実施にあたっては、集合型研修、オンライン（ライブ、オンデマンド）型研修の特性を踏まえ、効果的に実施する。
- 当該研修の意義や目標を丁寧に説明し、十分理解した上で受講できるようにする。
- 理論が実践と密接な関係があることを実感させることができるよう、演習等を工夫する。

② 日常的なOJT、校内研修等の充実

- 若手教員育成システムを始めとしたOJTに係るセンター事業の充実を図る。
- 校内研修サポート事業等、学校が応募する事業については、事業の意義や効果を明確かつ端的に伝えられるよう周知方法を工夫する。

- ③ 喫緊の今日的課題（不登校児童生徒及び特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応，働き方改革の更なる加速化等）を自分事として捉えるなどの自覚促進及び対応力の向上
- 今日の課題を直接扱う研修においては，上記「①」をもとに研修内容の充実を図る。
- 多くの研修においては，今日的課題と関連付けて研修内容を構成するとともに，教育に係る事業を説明するショート動画などを活用して，課題意識等の促進を図る。

5 令和8年度研修計画の概要 資料1

(1) 基本方針

本市が求める教職員像の具体化等に向け、「教育センター研修」（集合研修（OFF-JT））を基盤にしつつ，学校における校内研修（OJT）や教職員の自主研修を相互に関連させ，計画的に実施していく。

(2) 令和8年度の実施について

<重点>

「令和の日本型学校教育」を担う教職員が自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを意識できるよう，以下のスローガンのもと各種研修を実施する。

スローガン **学ぶ つなぐ 生かす**

- (1) **学ぶ 学び続ける教職員を支える研修**
・探究心を持ち，自律的に学べる教職員の育成に努めます。
- (2) **つなぐ 次世代を担う教職員を支える研修**
・キャリアマネジメントを意識し，相互研鑽し合う教職員の育成に努めます。
- (3) **生かす 理論と実践の往還を図る研修**
・学びを自分事として捉え，生かし，自己の成長を実感できる教職員の育成に努めます。

(3) 令和8年度宇都宮市教職員研修計画（案） 資料2

6 今後のスケジュール

令和8年3月末 学校へ「令和8年度宇都宮市教職員研修計画」を配付
4月 校長会議において報告
研修の実施

<p>【計画の趣旨】 社会の在り方は、刻々と変化しており、今後の社会を見据え、現代社会の変化に対応するため、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正や中央教育審議会まとめ及び答申における新たな教師の学びの姿などが示されている。これらを受け、教職員が、自らの専門性を高めていく営みと自覚しながら、誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができる学びのマネジメントを行えるようにするとともに、本市が求める教職員像の具現化を図るため「宇都宮市教職員研修計画」を策定する。</p>	<p>【計画期間】 令和8年度 (毎年見直し)</p>
---	--

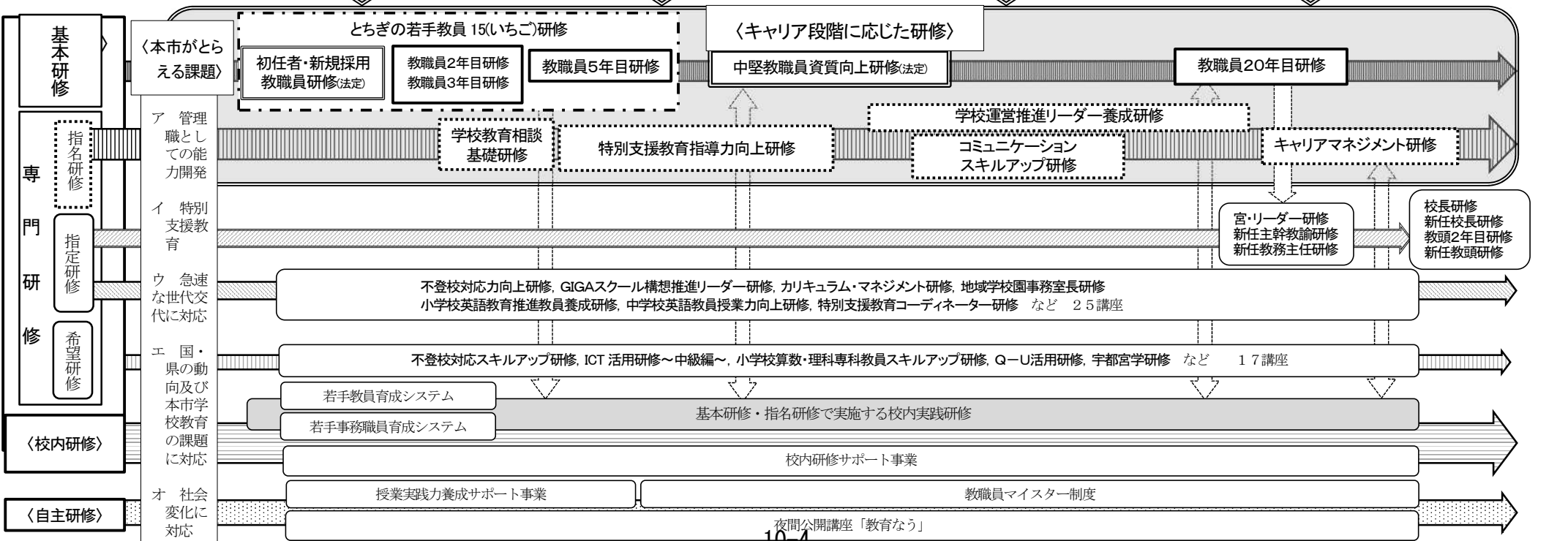
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年答申 「授業観・学習観の転換」 令和4年答申 「研修観の転換」 令和6年答申 「教師を取り巻く環境整備の着実な実施」 	<p>《本市が求める教職員像》 ～豊かな人間性を備え、高い指導力と情熱を持ち続ける教職員～</p>	<p>第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画 宇都宮市教職員人材育成システム</p>
--	--	---

本年度の重点 …「令和の日本型学校教育」を担う教職員が自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを意識できるよう、以下のスローガンのもと各種研修を実施する。

スローガン **学ぶ つなぐ 生かす** ～学ぶだけじゃ もったいない～

<p>○学ぶ 学び続ける教職員を支える研修 ・探究心を持ち、自律的に学べる教職員の育成に努めます。</p>	<p>○つなぐ 次世代を担う教職員を支える研修 ・キャリアマネジメントを意識し、相互研鑽し合う教職員の育成に努めます。</p>	<p>○生かす 理論と実践の往還を図る研修 ・学びを自分事として捉え、生かし、自己の成長を実感できる教職員の育成に努めます。</p>
---	---	--

	ステージⅠ(概ね1年目～5年目)	ステージⅡ(概ね6年目～10年目)	ステージⅢ(概ね11年目～19年目)	ステージⅣ(概ね20年目～)
教員の全体指標	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し、組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなどミドルリーダーとして学校運営に積極的に参加している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。
学校事務職員の全体指標	学校事務に係る基礎的な知識や能力を習得し、正確に事務処理を行っている。また、自らの役割を理解し、管理職や地域学校園事務室長に主体的に相談することが出来る。	学校事務に係る高度な知識や能力を習得し、複雑な業務や事務改善に努めている。また、教職員への支援や助言を行うとともに、地域学校園事務職員に対しても、助言を行っている。	学校事務について完成した能力を有し、業務を自主的に行うとともに、専門的な立場から学校運営に参加し、教育活動の充実に貢献している。また、教職員及び地域学校園事務職員に対しても、指導や助言を行っている。	学校事務について完成した能力を有し、高度かつ困難な業務にも自主的かつ主導的に行うとともに、専門的な立場から学校運営に参加し、教育活動の充実に貢献している。また、教職員及び地域学校園事務職員に対しても、指導や支援を行うなど、最大限に能力を発揮している。
	主事【能力育成期】	主任【能力開発期】 (概ね10年目)	係長級(概ね20年目)	補佐級(概ね30年目)





(案)
令和 8 年度
宇都宮市教職員研修計画

令和 8 年 2 月
宇都宮市教育委員会

令和8年度 宇都宮市教職員研修計画

1 計画策定の趣旨

社会の在り方は、刻々と変化しており、今後の社会を見据え、現代社会の変化に対応するため、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正や中央教育審議会まとめ及び答申における新たな教師の学びの姿などが示されている。これらを受け、教職員が、自らの専門性を高めていく営みと自覚しながら、誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができる学びのマネジメントを行えるようにするとともに、本市が求める教職員像の具現化を図るため「宇都宮市教職員研修計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 教育公務員特例法第22条の4に定められている研修計画
- (2) 「栃木県教員育成指標」「宇都宮市学校事務職員育成指標」「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」及び「宇都宮市教職員人材育成システム」との整合性を図りながら本市が目指す教職員の育成を図るための研修計画

3 計画の期間

令和8年度（1年間）

4 対象

校長，副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，学校栄養職員，学校事務職員 等

5 中央教育審議会答申

- ・令和3年答申 「授業観・学習観の転換」
～個別最適な学びと、協働的な学びの充実を通じた『主体的・対話的で深い学び』の実現～
- ・令和4年答申 「研修観の転換」
・新たな教師の学びの姿（主体的な姿勢，継続的な学び，個別最適な学び，協働的な学び）
・教師の学びの姿も，子どもの学びの相似形 ・教師は子どもにとってのロールモデル
- ・令和6年答申 「教師を取り巻く環境整備の着実な実施」
・学校における働き方改革の更なる加速化 ・学校の指導・運営体制の充実
・教師の処遇改善

6 栃木県教員育成指標・宇都宮市学校事務職員育成指標

各指標は、教職員一人一人が、自らの職責、経験及び適性に応じて、資質の向上を図る際の目安となるもの、さらに、高度な段階を目指す際の手がかりとなるものである。

7 本市が求める教職員像

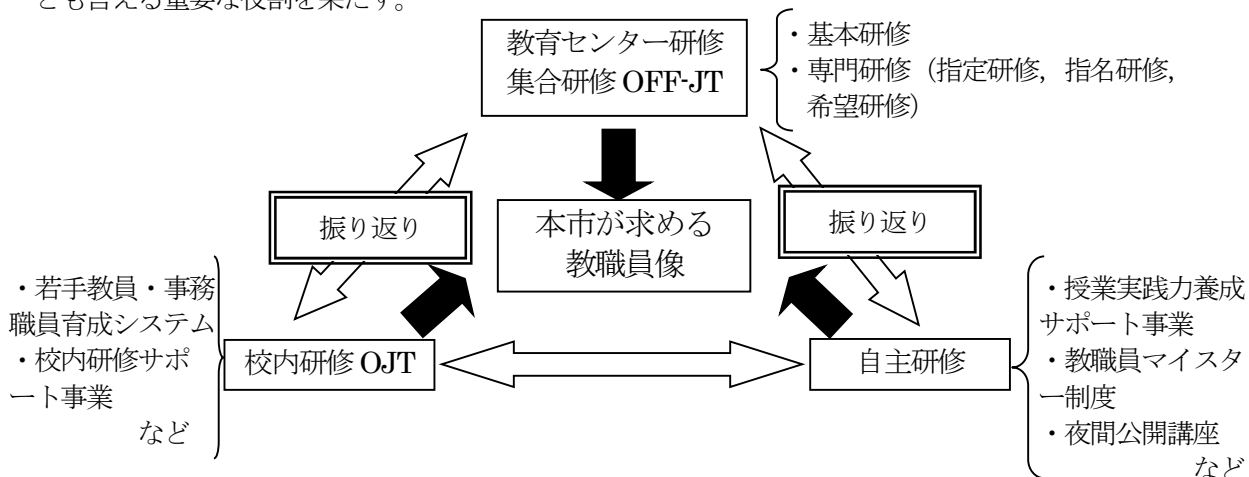
栃木県教員育成指標・宇都宮市学校事務職員育成指標と「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」及び「宇都宮市教職員人材育成システム」を踏まえ、本市教職員に求められる教職員像を、教育指導や学校経営上の実践力となる「専門性・指導力」と、実践的な知識や指導力の基盤となる「総合的な人間力」「教育への情熱」の3点から示した。

《本市が求める教職員像》
～豊かな人間性を備え、高い指導力と情熱を持ち続ける教職員～

8 教職員研修の全体像

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教職員の学びの姿の実現に向けて、「教育センター研修」(集合研修(OFF-JT))の他、学校における校内研修や授業研究・事務改善に代表される教職員同士の学び合い(OJT)や自主研修を相互に関連させ、一人一人が、主体的な学びのマネジメントを構築し、本市が求める教職員を育成する。

学びの姿の実現のポイントは、下記「振り返り」であり、集合研修と校内実践の往還において、潤滑油とも言える重要な役割を果たす。



9 研修の実施にあたっての考え方

各研修においては、「育成指標」及び「キャリアマネジメントのイメージ」に基づいて実施する。

また、「キャリアマネジメントのイメージ」は、各研修とキャリアアップの体系的な位置づけを明確にしていることから、教職員は、これまでの受講を振り返るとともに今後の方向性を見通して、主体的・計画的に自己の資質能力を向上するために活用することができる。

なお、各研修は、集合、オンライン(ライブ型・オンデマンド型)、集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド研修など、研修の目的や内容に応じて、より充実した研修となる方法で実施することとする。ただし、伝達講習や説明等が主な研修内容となる場合には、基本的にオンライン研修とする。

(1) 教員のキャリアのステージに応じた研修の実施

指標に示された各ステージの資質の向上を図るために適切な研修を実施する。

<全体指標における教員のキャリア段階と各ステージで身に付けたい資質能力>

	ステージⅠ (おおむね1～5年目)	ステージⅡ (おおむね6～10年目)	ステージⅢ (おおむね11～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
全体指標	教育活動に必要な 基礎的・基本的な知識・技能 を身に付けるとともに、 同僚からの助言等 を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する 実践的指導力 を身に付けるとともに、 同僚と協働 しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し、 組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮 したりするなどミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通じて培った経験のもと リーダーシップを発揮 し、学校の教育目標の達成を目指して 積極的に学校経営を支え 続けている。

(2) 学校事務職員の職位のステージに応じた研修の実施

指標に示された各職位の資質の向上を図るために適切な研修を実施する。

<全体指標における学校事務職員のキャリア段階と各職位で身に付けたい資質能力>

	主事	主任 (おおむね10年目)	係長級事務長 (おおむね20年目)	補佐級事務長 (おおむね30年目)
全体指標	学校事務に係る 基礎的な知識や能力 を習得し、正確に事務処理を行っている。また、自らの役割を理解し、 管理職や地域学校園事務室長に主体的に相談 することが出来ている。	学校事務に係る 高度な知識や能力 を習得し、 複雑な業務や事務改善に努め ている。また、 教職員の支援や助言 を行うとともに、 地域学校園事務職員に対しても、助言 を行っている。	学校事務について 完成した能力を有し、業務を主体的に行う とともに、 専門的な立場から学校運営に参加 し、教育活動の充実に貢献している。また、 教職員及び地域学校園事務職員に対しても、指導や助言 を行っている。	学校事務について完成した能力を有し、 高度かつ困難な業務にも自主的かつ主導的に行う とともに、 専門的な立場から学校運営に参加 し、教育活動の充実に貢献している。また、 教職員及び地域学校園事務職員に対しても、指導や支援 を行うなど、最大限に能力を発揮している。

(3) 本市の教職員人材育成における今日的な課題に対応した研修の実施

- ア 管理職としての能力開発に係る研修
…教職員個々の資質を高め、統合し、組織的に課題解決を図るためのマネジメント力など、管理職に必要とされる能力開発のための研修を充実する。
- イ 不登校及び特別な配慮や支援*を必要とする児童生徒への対応に係る研修
…不登校及び特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導を行うための力量を身に付け、専門性を向上させる研修を充実する。
※特別支援教育、日本語指導、ヤングケアラー等
- ウ 急速な世代交代に対応するための研修
…ベテラン教職員の知恵と技の円滑な伝承や、若手教職員の資質能力の向上のための研修を充実する。
- エ 国・県の動向及び本市学校教育の課題に対応するための研修
…「令和の日本型学校教育」を担う教職員の専門性や指導力の向上を図るため、学習指導要領や本市学校教育の課題に対応した研修を実施する。
…「学校における働き方改革の更なる加速化」を図るため、職務の明確化や校務の効率化等に関する研修を、キャリアのステージに応じて実施する。
- オ 社会の変化に対応する将来を見越した研修
…情報通信技術（ICT）の発展、社会・経済グローバル化、少子化・高齢化の進展、人工知能に関する研究の進化、雇用環境の変容、地域社会のつながりや支え合い機能の低下、子どもの虐待・貧困等、社会の急激な変化に対応できる研修を実施する。

10 重点及び取組について

<重点>

「令和の日本型学校教育」を担う教職員が自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができ、学びのマネジメントを意識できるよう、以下のスローガンのもと各種研修を実施する。

スローガン **学ぶ つなぐ 生かす**
～学ぶだけじゃ もったいない～

- (1) **学ぶ** 学び続ける教職員を支える研修
・探究心を持ち、自律的に学べる教職員の育成に努めます。
- (2) **つなぐ** 次世代を担う教職員を支える研修
・キャリアマネジメントを意識し、相互研鑽し合う教職員の育成に努めます。
- (3) **生かす** 理論と実践の往還を図る研修
・学びを自分事として捉え、生かし、自己の成長を実感できる教職員の育成に努めます。

(1) 集合研修 (OFF-JT)

平成12年に県費負担教職員の研修権限委譲を受けた際に交わした県との覚書に基づき、教育センターで行う県費負担教職員対象の研修は、基本研修と専門研修に大別する。

① 基本研修・・・教職員のキャリア段階に応じて必要とされる資質能力を育成する研修

★については、栃木県総合教育センターと連携し、「とちぎの若手教員15 (いちご) 研修」として実施する。◆については、本市独自の内容を1日実施する。

研修名	ねらい	主な内容
初任者研修 (法定) ★◆	新任の教諭等に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。	社会人及び教員としての基礎・基本、学習指導の基礎・基本、学級経営の基礎・基本、教育公務員としての服務と接遇、児童生徒理解とカウンセリングマインド
教職2年目研修 (フォローアップ研修) ★	教職2年目の段階に即応した教員としての資質の向上を図る。	業力の向上をめざして、児童生へのかかわりの基本と実際、児童生徒への適切な指導・支援のために、教育相談、プログラミング教育
教職3年目研修 (フォローアップ研修) ★	教職3年目の段階に即応した教員としての資質の向上を図る。	教員として学び続けるために、学校段階等間の接続、キャリア教育、教科指導の在り方、よりよい学級経営に向けて～学業指導の視点から～、外国語教育
教職5年目研修 (ステージアップ研修) ★◆	教職5年目の段階に応じた専門的知識・技能、態度等を身に付け、教員としての専門性の向上を図る。特に、教科指導力や学級経営能力の向上を図る。	学級集団づくりに生かす教育相談、ICTを活用した授業づくり、学校組織マネジメント、授業力の向上、特別の教科 道徳の授業づくり、選択研修
中堅教諭等資質向上研修 (法定)	中堅教諭に即応した教育に関する知識・技能・態度等を身に付け、教員としての資質の向上を図る。	授業力の向上(「主体的・対話的で深い学び」の実現)、ミドルリーダーとしての資質の向上、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、特別支援教育、服務、教育法規、選択研修
教職20年目研修	教職20年目の段階に即応した広い視点からの教員としての在り方について考え、学校における中核的リーダーとして活躍できる資質の向上を図る。	中核的リーダーとしての資質・能力の向上(宇都宮大学教職大学院との連携)、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、特別支援教育、服務、教育法規、働き方改革、選択研修

② 専門研修・・・職位や職務等に関する知識・技術を身に付けたり、教育に関する喫緊の課題並びに教職員のニーズに対応して指導力の向上を図る研修

1) 指名研修：基本研修を補完する形で、本市独自に経験年数に応じて受講者を指名して実施

研修名	ねらい	主な内容
学校教育相談基礎研修 (教職4年目対象)	児童生徒指導や学級経営の基盤となる学校教育相談の基礎を身に付ける。	学校教育相談の基礎の習得、発達障がいの理解と対応、不登校の理解と対応
特別支援教育指導力向上研修 (教職8年目研修)	授業に特別支援教育の視点を取り入れることにより、発達面等に課題のある児童生徒も含めた全ての児童生徒への指導力の向上を図る。	児童生徒の困り感の理解・分析、授業力・学級経営力の向上、授業実践
コミュニケーションスキルアップ研修 (教職15年目対象)	コミュニケーションスキルをはじめ、教職15年目の段階に即応した教育実践がなされるために必要とされる資質・能力の向上を図る。	ミドルリーダーとしての自覚と学校経営参画、保護者対応などを適切に行うコミュニケーションスキルの向上、服務、教育法規、働き方改革、接遇
キャリアマネジメント研修 (教職30年目対象)	教育の今日的課題の理解を深め、組織におけるキャリアの活かし方について実践を通して、ベテラン教員に求められる資質・能力の向上を図る。	ベテラン教員としてのマネジメントマインドの高揚、カリキュラム・マネジメント、働き方改革、個別課題実践研修
学校運営推進リーダー養成研修	本市学校教育を支え、将来の学校運営を推進する上で必要となる学校組織及び教育課程をマネジメントする資質・能力の向上を図る。	学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、働き方改革、人材育成

2) 指定研修：職務や職位に応じて受講者を指定して実施

GIGAスクール構想推進リーダー研修，小学校プログラミング教育推進リーダー研修，不登校対応力向上研修，カリキュラム・マネジメント研修，小学校英語教育推進教員養成研修，中学校英語教員授業力向上研修，特別支援教育コーディネーター研修，など 25講座

3) 希望研修：受講希望者を学校から募集して実施

WEBQU・QU活用研修，school Takt活用研修，小学校算数・理科専科教員スキルアップ研修，小学校英語研修，不登校対応スキルアップ研修，宇都宮学研修，など 17講座

(2) 校内研修（OJT）

学校での日常的な職務の遂行を通して，必要な知識や技能，意欲・態度などを高めるための研修

事業名	ねらい	主な内容
若手教員 育成システム	授業実践力の基礎を身に付けた若手教員の育成を図る。「OJT」を活性化し，教員の相互研鑽の雰囲気醸成する。	若手教員が教職2～4年目の3年間，校内サポーター（先輩教員）の指導により，年2回の授業公開及び日常的なOJTを行う。
若手事務職員 育成システム	事務改善企画力の基礎を身に付けた若手事務職員を育成する。学校及び地域学校園事務室における「OJT」を活性化し，事務職員の相互研鑽の体制を確立する	若手事務職員が事務職員2～4年目の間，地域学校園事務室先輩事務職員（地域学校園事務室サポーター）の指導により，年2回の事務改善検討会を実施し，日常的なOJTを行う。
校内研修 サポート事業	各学校の校内研修（授業研究会）を支援し，校内研修の効果的な在り方を追求することを通して，校内研修を活性化し，学校組織の協働性や同僚性の向上を図る。	カリキュラム開発や授業分析等を専門とする大学教員等を授業研究会講師として研究協力校に派遣し，授業及び授業研究会の在り方について校内研修会を行う。（原則2年間，年4回程度）

(3) 自主研修

教員自らが自己の資質能力を向上させるために課題意識をもって取組む研修

事業名	ねらい	主な内容
教職員 マイスター制度	ベテラン教職員の知恵と技の伝承を通して，本市学校教育の教科等における指導的役割を担えるような中堅教職員を育成する制度を構築することにより，教職員の指導力のより一層の向上を図る。	リーダー（ベテラン教職員）と所属校の違うメンバー（中堅教職員）で構成するペアを単位にして，1年間継続的にOJT方式の研修を行う。
授業実践力養成 サポート事業	授業力や学級経営力をさらに高めたいと考えている教員や自らの授業実践に課題や悩みをもつ教員に対して，より「わかる授業」や「学ぶ喜びがもてる授業」，「いがいのある学級経営」などが実践できるように教科等の授業実践力の向上を支援する。	受講者一人に指導者一人を充てるマンツーマン方式による研修。授業の公開及びそれに基づく指導助言を年間3回程度行う。
夜間公開講座 「教育なう」	基本的な知識・技能や発展的内容，今日的な教育課題等についての講座を夜間に開催することにより，教職員の自主的・主体的な研修を促し，資質・能力の向上を図る。	教職員からニーズの高い内容の講座を，教職員が受講しやすいよう夜間に実施する。
教職員サポート クラス（※）	育児休業等により長期休業をしている教職員に対し，学校現場に復帰する際の不安を軽減し，円滑な職場復帰ができるようにするとともに，全教職員に対しては，自らの課題意識に基づいて，いつでもどこでも学ぶことができるよう支援する。	教科指導や児童生徒指導等に関連する動画及びデータ視聴ができる学びの場を紹介する。

※・・・詳細は令和6年10月1日付 宮学教セ第414号『教職員サポートクラス』の案内について」を参照

1.1 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励*について

※全国教員研修プラットフォーム：Plant（プラント）

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は，教師自らの研修ニーズ，自分の強みや弱み，今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら，必要な学びを主体的に行っていくことを基本としているため，教師の意欲・主体性と調和した者となるよう，当該教師の意向を十分くみ取って行う。

詳細は，令和6年12月6日付 宮教セ第644号『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励』実施の手引の改定について」を参照のこと。（手引き本体は，「研修のトビラ」にも提示）

県教員育成指標につきましては、県より収受次第、差し替え予定です。

栃木県教員育成指標(校長)

全体指標	学校経営全般	今日的な教育課題や国の教育改革の動向及び県の教育施策等を踏まえ、校長としての教育理念の下に学校の教育目標を掲げ、その実現に向けてリーダーシップを発揮している。
	学校教育管理全般	学校の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成・運用、学校事務の運営、学校安全の確保等にリーダーシップを発揮している。
	人事管理全般	教職員に対して的確な指導・助言を行いながら、適正な職務遂行に向けてリーダーシップを発揮している。

○学校経営に関する指標

学校経営の理念の確立・周知	学校の教育目標の設定	学校の現状や課題及び地域の関係等の把握の下に学校の教育目標を設定するとともに、教職員・保護者・地域と共有している。
	学校経営方針の設定	学校の教育目標の達成及び「特色ある学校づくり」「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校経営方針を設定し、教職員・保護者・地域と共有している。
組織マネジメントの実施	組織的な学校経営	学校の教育目標の実現に向けて、学校経営上の課題を把握し、課題解決のために組織的な学校経営を実施している。
	業務改善	教職員が本来の業務に専念し、教育の質の維持・向上が図られるよう、ICTの活用などによる業務の効率化や改善、及び教職員の意識改革等の取組にリーダーシップを発揮している。
	アセスメント(情報収集・整理・分析・共有)	国、県、市町の長官、教育施策、児童生徒の現状、家庭・地域の実態、社会情勢等について幅広く情報を収集・整理・分析・共有し、学校組織マネジメントの実施に生かすとともに、特色ある学校づくりを推進している。
	学校評価・学校評議員制度等の活用	学校評価制度や学校評議員制度等を、学校教育活動の見直しや教職員の学校経営への参画意識の高揚など、学校組織マネジメントの実施等に活用している。
	ファシリテーション(学校内外関係者との連絡)	学校内外の人的・物的資源を活用して、学校の教育力の向上を図っている。

○学校教育管理に関する指標

教育課程の編成・運用	学習指導要領に基づき、学校や地域の実態を踏まえながら、魅力ある教育課程を編成・運用している。
学校事務の管理	請求書等の整理、公文書の発行・管理、予算の執行、公金や備品等の管理を適正に行うとともに、業務の効率化に向けて指導・監督している。
学校施設・設備の管理	学校の施設・設備の維持・管理とともに、警備・防火計画を適切に策定するなど、安全確保を図っている。
危機管理	危機管理マニュアルを整備するとともに、適宜見直しや改善を図りながら、教職員の危機等意識を高め、実効性のある危機対応体制を構築している。 また、緊急時において、状況を迅速・正確に把握し、教職員等が的確な指示を行うとともに、関係機関と連携した組織的な対応にリーダーシップを発揮できるように、日頃より心がけている。

○人事管理に関する指標

人材育成	教職員の人事評価	教職員の資質・能力や勤務状況を的確に把握することにより、教職員一人一人の人事評価を公正かつ厳正に行っている。
	人材の育成・指導	学校運営の中核となる人材を見いだし育成するとともに、全ての教職員に対し、個々の特性に応じて資質・能力の向上に向けた指導・助言を適切に行っている。
人事管理	校内組織の構築	一人一人の教職員が正力を発揮できる業務分掌を作成したり、ミドルリーダーを適所に配置したりするなど、学校の教育目標の実現を目指した校内組織体制を構築している。
	教職員の資質・能力の向上	教職員の指導方向向上のための指導・助言や校内研修等の実施に取り組んでいる。
	職場環境づくり	教職員のメンタルヘルスの維持に努めるとともに、教職員同士の円滑なコミュニケーションと支え合う雰囲気や醸成された職場環境づくりにリーダーシップを発揮している。
職務の管理	教職員の職務管理を適切に行い、規律を確保している。特に、体罰や各種ハラスメントの根絶と、人権が尊重された学校づくりにリーダーシップを発揮している。	

○意欲・態度に関する指標

教育の意欲・熱意	教育的意欲	児童生徒に対し、教育の意欲・熱心・使命感をもって振舞っている。
	柔軟性・元気強さ	何事にも柔軟に動き強く取り組んでいる。
	人権尊重の精神	人権尊重の視点を重視した教育活動を行っている。
命令の遵守等	管理・監督責任者としての立場を自覚し、厳正に勤務している。	
責任感・包容心等	責任感	責任をもって職務を遂行している。
	寛容心	異なる意見・立場を尊重し、職務にあたっている。
切磋琢磨の意欲	自己の能力向上のために、研究と修業に取り組んでいる。	

※教頭の指標は、校長の指標を準用する。

児童・生徒の 生活・成長	学習意欲の向上、非行防止等	児童・生徒の生活の改善、生活力の向上、生活習慣の向上等の対応の強化を図っている。	児童からの助言や意見を参考に、児童生活の改善を推進している。	全学年等での行事や行事、行事等を通じて、児童生活の向上を図っている。	児童生活の自己管理力を高めるための指導や指導を行っている。また、生活習慣を定めて実践できるように指導・調整を行っている。	自己管理力を高める指導や指導を行っている。また、生活習慣を定めて実践できるように指導・調整を行っている。
	門外生・通学への対応		通学路の安全確保、通学路の安全確保、通学路の安全確保等の対応の強化を図っている。	門外生等への対応や通学路の安全確保等の対応の強化を図っている。	通学路の安全確保、通学路の安全確保、通学路の安全確保等の対応の強化を図っている。	通学路の安全確保、通学路の安全確保、通学路の安全確保等の対応の強化を図っている。
	校内運動、生徒指導等への対応		校内運動や生徒指導等の実施を推進している。	校内運動や生徒指導等の実施を推進している。	校内運動や生徒指導等の実施を推進している。	校内運動や生徒指導等の実施を推進している。
特別支援教育実施の必要とされる児童・生徒への対応	児童生活の改善や生活力の向上等の対応の強化を図っている。	児童生活の改善や生活力の向上等の対応の強化を図っている。	児童生活の改善や生活力の向上等の対応の強化を図っている。	児童生活の改善や生活力の向上等の対応の強化を図っている。	児童生活の改善や生活力の向上等の対応の強化を図っている。	児童生活の改善や生活力の向上等の対応の強化を図っている。

○参画・経営に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
参画・経営全般	組織の一員として自分の役割を果たそうとする強い意思を持っている。	報告・連絡・相談)を確実に実施し、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	社会の変化に目を向け、広い視野をもつとともに、同僚と協働しながら積極的に取り組んでいる。	学校経営上の課題解決に向けた対策を積極的に提案するとともに、学年や部、教務部門の連絡・調整及び調整において、モデルリーダーとしての役割を果たしている。	リーダーシップを発揮しながら同僚の意欲の向上や組織の活性化を図るとともに、学校の教育目標の達成に向けて積極的に学校経営に参画している。
校務分掌への取組	校務の一環として、責任の所在を明確に理解している。	担当する校務分掌について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	担当する校務分掌について、同僚と協働しながら取り組んでいる。	校務分掌への対応や同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	学校の教育目標の達成に向けて校務分掌に取り組むとともに、組織の活性化を図るとともに、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。
ICT活用・教育データの活用	ICT活用や教育データの活用について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	ICT活用や教育データの活用について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	ICT活用や教育データの活用について、同僚と協働しながら取り組んでいる。	ICT活用や教育データの活用について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	ICT活用や教育データの活用について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。
保護者・地域・関係機関等との連携	保護者・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	保護者・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	保護者・地域・関係機関等との連携について、同僚と協働しながら取り組んでいる。	保護者・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	保護者・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。
学校経営への参画	組織の一員として、自分の役割を果たそうとする強い意思を持っている。	報告・連絡・相談)を確実に実施し、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	学校経営全般に関与し、同僚と協働しながら積極的に取り組んでいる。	学校経営全般に関与し、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	学校経営全般に関与し、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。
学校の経営方針の策定・実施	学校の経営方針の策定・実施について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	学校の経営方針の策定・実施について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	学校の経営方針の策定・実施について、同僚と協働しながら取り組んでいる。	学校の経営方針の策定・実施について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	学校の経営方針の策定・実施について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。
家庭・地域・関係機関等との連携	家庭・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	家庭・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	家庭・地域・関係機関等との連携について、同僚と協働しながら取り組んでいる。	家庭・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	家庭・地域・関係機関等との連携について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。

○意欲・態度に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ～ステージⅣ
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。
教育活動への参画・意欲	教育活動への参画・意欲について、同僚からの助言や意見を参考に、業務遂行に当たっている。	児童生徒の教育活動に積極的に参画している。 正しい意欲の向上、熱意や使命感をもって仕事に取り組んでいる。 人材育成の努力を重視し、教育活動を行っている。 向上心や進取の意欲を持って仕事に取り組んでいる。 責任感や使命感を持って仕事に取り組んでいる。 業務・勤務の在り方を自ら考え、責任を担っている。 自らもって働き方を進めている。 自らもって働き方を進めている。具体的には、 同僚と協働して業務を進めている。 自己の成長のために、学習や研修に取り組んでいる。

栃木県教員育成指標(養護教諭)

とらぎの求める教師像
～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
 人間性豊かで信頼される教師
 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
 教育的愛情と使命感をもった教師

全体指標	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
	養護教諭としての基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通じて自律的に学び続けようとする強い意志をもっている。	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚や先輩等からの助言等を得ながら職務を遂行している。	教育活動に必要な専門的知識及び実務的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学級の課題解決を目指し、組織を活性化させたり企画力・実行力を発揮したりするなど、モデルリーダーとして学級運営に積極的に参画している。	教職生活を通じて培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目標として他校の学校経営を支え続けている。

○保健教育・保健管理に関する指標

保健教育・保健管理全般	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
	保健教育・保健管理の基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通じて自律的に学び続けようとする強い意志をもっている。	保健教育・保健管理の基礎・基本を身に付けるとともに、児童生徒の姿を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	保健会等への参加、同僚との情報交換やコミュニケーションを通して、効果的な保健教育・保健管理の工夫・改善を図っている。	児童生徒の心身の健康の増進及び悩み課題の解決に当たって組織的に対応し、他の教職員や関係機関、保護者等と協働して効果的な解決を図るコーディネーターの役割を果たしている。	保健室経営等で培った経験を生かして、学校全体の推進や学校全体の活動に関する調整にリーダーシップを発揮している。
保健教育	保健教育の基礎・基本を適切に行っている。	発問問題の解決に向けて、担任教師の力量・力量を身に付け、保健教育の進め方を行っている。	学校や児童生徒の状況に応じて、朝・昼・夜の保健教育を行うことができるよう、改善を行っている。	児童生徒が、自らの心身の健康増進を促し、対応できるように必要な知識や実践的指導を行うことができるよう、工夫・改善を行っている。	リーダーシップを発揮して、他校との連携や、地域社会との連携の促進を図っている。
健康診断・健康相談	健康診断・健康相談の基礎・基本を理解している。	健康診断の実施と業務上の対応に努めている。	健康診断の進め方等の指導を行っている。	健康診断の結果や健康相談の機会を活用し、校内を健康増進の場とするよう努めている。	校内より健康増進の推進に努めている。
学校保健管理の基礎・基本の理解	学校保健管理の基礎・基本を理解している。	学校保健管理の基礎・基本を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	学校保健管理の進め方等の指導を行っている。	学校保健管理の進め方等の指導を行っている。	学校保健管理の進め方等の指導を行っている。
教育現場	教育現場の基礎・基本及び長官の役割の重要性を理解している。	教育現場の基礎・基本を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	教育現場の進め方等の指導を行っている。	教育現場の進め方等の指導を行っている。	教育現場の進め方等の指導を行っている。

○児童・生徒指導に関する指標

児童・生徒指導全般	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
	児童・生徒指導の基礎・基本を理解しているとともに、指導力の向上を目指して学び続けようとする強い意志をもっている。	児童・生徒指導の基礎・基本を身に付けるとともに、児童生徒の姿を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	指導力の活用や研修等への参加、同僚との情報交換やコミュニケーションを通して、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒指導の推進を図るべく、組織的に指導力を発揮し、他校との連携を図っている。	指導・指導員等に児童・生徒指導の進め方等を指導するとともに、児童生徒の指導力の向上を図っている。
児童生徒との信頼関係の構築	児童・生徒との信頼関係を構築している。	児童・生徒の姿を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒の姿を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒の姿を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒の姿を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。
児童生徒への指導・支援	児童・生徒への指導・支援の基礎・基本を理解している。	児童・生徒への指導・支援の基礎・基本を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒への指導・支援の進め方等の指導を行っている。	児童・生徒への指導・支援の進め方等の指導を行っている。	児童・生徒への指導・支援の進め方等の指導を行っている。
児童生徒の心身の健康増進	児童・生徒の心身の健康増進の基礎・基本を理解している。	児童・生徒の心身の健康増進の基礎・基本を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒の心身の健康増進の進め方等の指導を行っている。	児童・生徒の心身の健康増進の進め方等の指導を行っている。	児童・生徒の心身の健康増進の進め方等の指導を行っている。
特別支援教育の推進	特別支援教育の推進の基礎・基本を理解している。	特別支援教育の推進の基礎・基本を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	特別支援教育の推進の進め方等の指導を行っている。	特別支援教育の推進の進め方等の指導を行っている。	特別支援教育の推進の進め方等の指導を行っている。

○参画・経営に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
参画・経営全般	組織の一員として役割を果たそうとする強い意欲をもっている。	報告・連絡・相談」を必要に行うとともに、同僚からの助言等を得ながら、保健室経営に当たっている。	社会の变化に目を向け、広い視野をもつとともに、自覚と協働しなめる。保健室経営の見直し等を行っている。	学校経営方針を認識し、学校・家庭・地域の連携をもとに推進することにより保健室経営を学校運営の視点に立って取り進んでいる。	児童生徒の健康づくりを効果的に推進するため、学校・家庭・地域の連携の強化を図っている。
学校経営への貢献	教師の一環を担い、組織の一員として働くことの人財力を発揮している。	担当する保健室業務において、同僚からの助言等を得ながら、迅速・正確な対応を行っている。	担当する業務分野において、自覚と協働が定着し、工夫・改善を行っている。	学校経営において、工夫や改善を行うとともに、強い視野に立っての対応を行っている。	学校全体の健康を担うとともに、学校内に活動の中心となつて、ワークショップを推進している。
ICTや情報・教育の活用	ICTや情報・教育の活用に関する見識、実践等に関する活用方法を理解している。	ICTや教育の活用に関する基本的な見識を身に付け、同僚からの助言等を得ながら、実践改善を認識して、実践の活用を行っている。	ICTや教育の活用し、授業や学習の場でも、活用が定着している。	学校の状況について、業務改善の取組を行う。ICTを活用してITの活用を行っている。	学校全体の健康を担うとともに、ICTを活用して、学校全体の活動の中心となつてワークショップを推進している。
保健室経営	保健室経営の仕組み、基本を理解している。	同僚の助言を得ながら保健室経営計画を作成し、計画的に保健室経営を行っている。	児童生徒の健康意識を高めるための保健室経営を行うとともに、工夫・改善を行っている。	学校経営上の健康を担い、保健室経営の推進を図り、学校全体の健康意識を高める取組を行っている。	
同僚・経営者への参画	組織の一員として、同僚・経営者に対する参画の意識を育んでいる。	報告・連絡・相談」を必要に行うとともに、同僚からの助言等を得ながら、保健室経営に当たっている。	学校経営方針を認識し、同僚を援助しながら、業務知識を吸収している。	学校経営への参画を促すとともに、同僚・経営者との連携を図り、学校全体の健康意識を高める取組を行っている。	学校が教育目標の達成を促すための健康意識の強化を図り、同僚への支援・助言を積極的に行っている。
日常の業務活動における自主性	日々の業務活動の先取りとなる自主性や責任感を持っている。	同僚からの助言等を得ながら、日々の業務活動の先取りを行っている。	学校の経営方針を理解し、同僚を援助しながら、自主性を発揮している。	学校の状況と関係性を把握し、業務の先取りを行うとともに、同僚への支援・助言を積極的に行っている。	保健室経営の先取りに努めるとともに、業務改善を推進し、学校全体の健康意識を高める取組を行っている。
家庭・地域・関係者等との関係	家庭・地域・関係者等との関係を構築している。	学校の状況について理解を深めながら、同僚と連携している。	学校保健室経営の推進の取組を進めるために、情報収集し、家庭・地域と連携・協力しながら、業務を推進している。	地域とつながる学校づくりを目指し、学校保健室の充実・強化を図っている。	学校が教育目標の達成を促すために、家庭・地域・関係者等との連携・協力を図り、学校保健室の充実・強化を行っている。

○意欲・態度に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ～ステージⅣ
教育活動 の意欲	教育活動と関係性を高める意欲を持っている。	児童生徒の教育活動に関心をもち、意欲を持って取り組んでいる。
	役割・責任	上級・同僚からの助言等を受け、意欲を持って取り組んでいる。
	人材育成の意欲	人材育成の視点を重視し教育活動を行っている。
	誠実・公正	誠実な態度で児童生徒に関わりあっている。
	公正	争いがないよう、公正な態度で取り組んでいる。
	意欲の維持	職務・業務の責任を担い、意欲を持って取り組んでいる。
責任感・責任性・意欲	責任感	一任を任せて職務を遂行している。
	責任性	長年の経験・業務を尊重し、職務に専念している。
	意欲	同僚と協働して職務に専念している。
同僚に対する意欲		自己の能力向上のために、同僚と積極的に取り組んでいる。

栃木県教員育成指標(栄養教諭)

とちぎの求める教師像
～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
 人間性豊かで信頼される教師
 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
 教育的愛情と使命感をもった教師

全体指標	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～18年目)	ステージⅣ (おおむね19年目～)
	栄養教諭としての基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもってしている。	教育活動に必要な基礎的・本能的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校体質に積極的に参画し、組織の活性化を図りながら学校の健康課題等の解決を目指して、企画力・実行力を発揮している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。

○「食に関する指導」に関する指標

食に関する指導全般	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～18年目)	ステージⅣ (おおむね19年目～)
	児童生徒への食に関する指導の意義・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもってしている。	児童生徒の食に関する指導の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校体質に積極的に参画し、組織の活性化を図りながら学校の健康課題等の解決を目指して、企画力・実行力を発揮している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。
授業等における食に関する指導	食に関する指導の意義・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもってしている。	児童生徒の食に関する指導の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校体質に積極的に参画し、組織の活性化を図りながら学校の健康課題等の解決を目指して、企画力・実行力を発揮している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。
県民性や地域性を踏まえた指導	県民性や地域性を踏まえた指導の意義・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもってしている。	県民性や地域性を踏まえた指導の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	県民性や地域性を踏まえた指導の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	県民性や地域性を踏まえた指導の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	県民性や地域性を踏まえた指導の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。
指導の進捗の調整	指導の進捗の調整の意義・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもってしている。	指導の進捗の調整の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	指導の進捗の調整の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	指導の進捗の調整の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	指導の進捗の調整の意義・基本を理解するとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。

○学校給食の管理に関する指標

学校給食の管理全般	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～18年目)	ステージⅣ (おおむね19年目～)
	児童生徒に必要となる栄養管理の基礎・基本を理解している。	児童生徒に必要となる栄養管理の基礎・基本を理解している。	児童生徒に必要となる栄養管理の基礎・基本を理解している。	児童生徒に必要となる栄養管理の基礎・基本を理解している。	児童生徒に必要となる栄養管理の基礎・基本を理解している。
学校給食の基本的方針の策定	学校給食の基本的方針の策定の意義・基本を理解している。	学校給食の基本的方針の策定の意義・基本を理解している。	学校給食の基本的方針の策定の意義・基本を理解している。	学校給食の基本的方針の策定の意義・基本を理解している。	学校給食の基本的方針の策定の意義・基本を理解している。
栄養管理に関する業務	栄養管理に関する業務の意義・基本を理解している。	栄養管理に関する業務の意義・基本を理解している。	栄養管理に関する業務の意義・基本を理解している。	栄養管理に関する業務の意義・基本を理解している。	栄養管理に関する業務の意義・基本を理解している。
衛生管理に関する業務	衛生管理に関する業務の意義・基本を理解している。	衛生管理に関する業務の意義・基本を理解している。	衛生管理に関する業務の意義・基本を理解している。	衛生管理に関する業務の意義・基本を理解している。	衛生管理に関する業務の意義・基本を理解している。
安全管理に関する業務	安全管理に関する業務の意義・基本を理解している。	安全管理に関する業務の意義・基本を理解している。	安全管理に関する業務の意義・基本を理解している。	安全管理に関する業務の意義・基本を理解している。	安全管理に関する業務の意義・基本を理解している。

○参画・経営に関する指標

	職務内容の例	主事		主任		事務長	
		1～3年目	4年目～	1～3年目	4年目～	係長級	主任級
参画・経営全般に発揮すべき主な能力		・コミュニケーション能力 ・自己マネジメント能力	・総務マネジメント力 ・自己マネジメント能力	・組織マネジメント力 ・プレゼンテーション能力	・総務マネジメント力 ・交渉能力	・学校組織運営能力 ・交渉能力	・地域連携力 ・コーディネータ能力
学校行事等への参画		学校行事等において活動の意義を理解し、担当業務を誇りに行っている。	学校行事等において活動の意義を理解し、学年職員と連携しながら積極的に参加している。	学校行事等において活動の意義や役割を理解し、企画運営等に参入している。	学校行事等において活動の意義や役割を理解し、改善点の分かる企画・運営等に参入している。	学校行事等において専門的な立場から、企画・運営や教職員への指導や助言を行っている。	学校行事等において専門的な立場から、企画・運営や地域員への指導及び支援を行っている。
学校経営への参画	学校の組織運営に関すること	全体の流れの中で、自らの役割を果している。	学校経営に関する課題に対して、全体の流れの中で、自らの役割を果たしている。	全体の流れの中で、学校経営改善の観点から自らの役割を果たしている。	学校経営改善の観点から、学校経営の向上に貢献している。	事務管理を徹底し、関係機関と連携しながら、学校経営の向上に貢献している。 学校経営マネジメントを推進し、学校経営改善を行っている。	事務管理を徹底し、関係機関と連携しながら、学校経営の向上に貢献している。 学校経営マネジメントを推進し、学校経営改善を積極的に進めている。
	地域連携・地域学校関係の推進	地域学校関係の推進を目的とし、学校経営に生かしている。また、特別活動や地域学校関係の推進に貢献している。	地域学校関係の推進を目的とし、積極的に情報共有や連携を図っている。また、特別活動や地域学校関係の推進に貢献している。	地域学校関係の推進を目的とし、積極的に情報共有や連携を図っている。また、特別活動や地域学校関係の推進に貢献している。	地域学校関係の推進を目的とし、積極的に情報共有や連携を図っている。また、特別活動や地域学校関係の推進に貢献している。	地域学校関係の推進を目的とし、積極的に情報共有や連携を図っている。また、特別活動や地域学校関係の推進に貢献している。	地域学校関係の推進を目的とし、積極的に情報共有や連携を図っている。また、特別活動や地域学校関係の推進に貢献している。
日常の教育活動における安全確保		学校の安全計画を理解し、実施している。安全上の課題の解消のため、特別活動や安全確保活動に取り組んでいる。	学校の安全計画を理解し、実施している。安全上の課題の解消のため、特別活動や安全確保活動に取り組んでいる。	学校の安全計画を理解し、実施している。安全上の課題の解消のため、特別活動や安全確保活動に取り組んでいる。	学校の安全計画を理解し、実施している。安全上の課題の解消のため、特別活動や安全確保活動に取り組んでいる。	学校の安全計画を理解し、実施している。安全上の課題の解消のため、特別活動や安全確保活動に取り組んでいる。	学校の安全計画を理解し、実施している。安全上の課題の解消のため、特別活動や安全確保活動に取り組んでいる。
家庭・地域との連携		連携を推進するための各種事業の意義を理解し、関わっている。	連携を推進するための各種事業の意義を理解し、関わっている。	連携を推進するための各種事業の意義を理解し、関わっている。	連携を推進するための各種事業の意義を理解し、関わっている。	家庭及び地域と連携し、学校への理解と協力関係を築くための企画・運営を行っている。	家庭及び地域と連携し、学校への理解と協力関係を築くための企画・運営を行っている。

○意欲・態度に関する指標

	職務内容の例	主事		主任		事務長	
		1～3年目	4年目～	1～3年目	4年目～	係長級	主任級
教育的愛情・熱意	教育的愛情	児童生徒の教育活動に関心をもち、傾いている。					
	信念・熱意	正しい信念のもと、熱意と使命感を持って仕事に取り組んでいる。					
	大層な仕事への意欲	大層な仕事の機会を積極的に教育活動を行っている。					
誠実・品位・公正・法令の遵守等	誠実・品位	礼儀正しい態度で誠実に仕事に取り組んでいる。					
	公正	偏見のない見方・考え方で公正に勤務している。					
	法令の遵守	職務・勤務の内容及び責任、法令に厳格に従っている。					
責任感・寛容性・協調性等	責任感	責任をもって職務を遂行している。					
	寛容性	異なる意見・立場を尊重し、職務にあたる。					
	協調性	互恵と協調して職務にあたる。					
研修に対する意欲		自己の能力向上のために、研修と修養に取り組んでいる。					

令和7(2025)年度栃木県教員研修計画

とちぎの求める教師像
 ～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
 人間性豊かで信頼される教師
 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
 教育的愛情と使命感をもった教師

	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
全体指標	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し、組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなど、ミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。

<総合教育センターが主催する研修>

基本研修

○経験年数に即応し、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識・技術及び態度を習得させる研修
 教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象に、経験年数に即応した研修

専門研修

- 教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識・技能及び態度を習得させる研修
 ミドルリーダーを育成する研修、教育相談に関する研修、特別支援教育に関する研修、幼小連携に関する研修 等
- 法律によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的知識・技能及び態度を習得させる研修
 校長・教頭を対象とした研修、新任の主任等を対象とした研修 等
- 自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる研修
 教科指導に関する研修、ICTに関する研修、教育相談に関する研修、特別支援教育に関する研修、校内研修に関する研修、幼児教育に関する研修、学校図書館に関する研修 等
- 教員としての識見や能力の一層の向上を図るための自主的な研修
 若手教員や本県の教員を目指す大学生等を対象とした研修、夏季休業中に宇都宮大学が実施する研修講座

<教育委員会事務局各課室、各教育事務所が主催する研修>

【研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について】

「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」については、教師が自らの研修ニーズ、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことを基本としている。そのため、学校管理職等は、教師の意欲・主体性と調和したものとなるよう、当該教師の意向を十分くみ取って行う。

○ 対象となる教師の範囲

校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、学校栄養職員、寄宿舎指導員

○ 研修履歴の記録の目的

対話に基づく受講奨励の際に研修履歴を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的とする。

○ 研修履歴の記録の範囲

研修には、教師の資質の向上を目的に行われるものと、事実上の情報提供や説明会に留まるものの双方が想定されるが、後者と判断されるものは記録の対象としない。記録の対象とする研修は、以下のとおり。

ア 県教育委員会が実施する研修

①栃木県教育委員会が実施する研修

※県総合教育センター、県教育委員会各課、各教育事務所が実施する研修（教職大学院派遣、内地留学生派遣、社会体験研修派遣を含む）

②大学院修学休業により履修した大学院の課程等

③県教育委員会が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

イ 市町教育委員会が実施する研修

④職務研修として行われる市町教育委員会が実施する研修

ウ 学校が実施する研修

⑤学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等

※国・県・市町等の指定や学校の教育課題に基づく研究実践・授業研究、現職教育研修等が記録対象

※校内研修・研究が時期・頻度・方法等を含め、多様なスタイルで行われ、記録が難しい側面はあるが、教職生涯を通じた資質向上を図る上で教師個人の研修履歴を蓄積し、それを振り返るという趣旨に鑑み、その主なものを記録

エ 個人が自主的に参加する研修

⑥教師が自主的に参加する研修等（職専免研修を含む）

※文部科学省、教職員支援機構、大学・教職大学院、教育関係団体（教科研究会等）、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習

オ 教政第1号指定研修（県教育委員会や小・中教研などの教育研究関係団体の長からの推薦を受けて参加する研修等）

○ 研修履歴の記録の方法

「Plant 全国教員研修プラットフォーム」にて記録。

○ 対話に基づく受講奨励の方法・時期

教師への対話に基づく受講奨励

当初面談での活用

・校長は、本年度に受講指定された研修及び希望する研修を教師から聞き取るとともに、必要に応じて研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行う。

・教師は、校長へ研修等の予定を伝えるとともに、校長から情報提供や指導助言を受け、研修等の見通しをもつ。

期末面談での活用

・校長は、本年度に受講した研修等についての報告を教師から受けるとともに、必要に応じて教師の今後の資質向上のための指導助言を行う。

・教師は、校長へ研修等を報告するとともに、校長から指導助言を受け、学びの成果や自らの成長、課題の振り返りを行う。

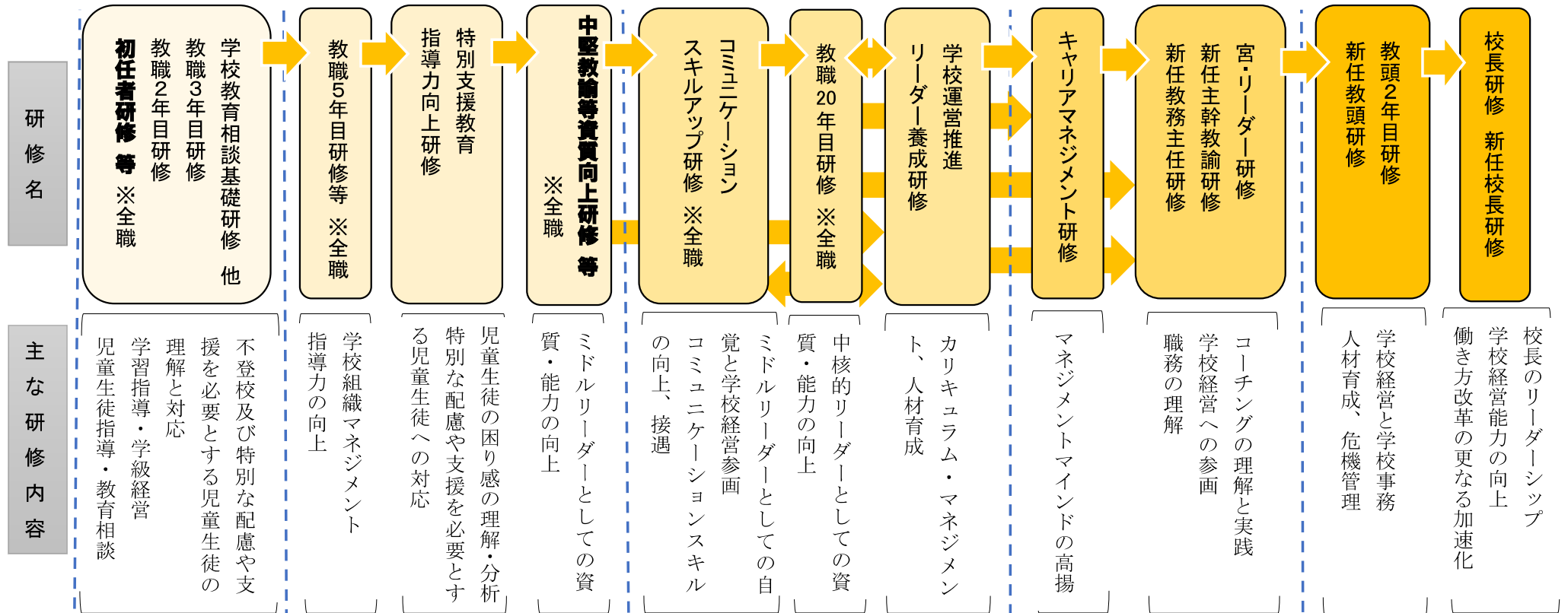
校長への対話に基づく受講奨励

・服務監督権者は、面談において、必要に応じて情報提供や指導助言を行う。

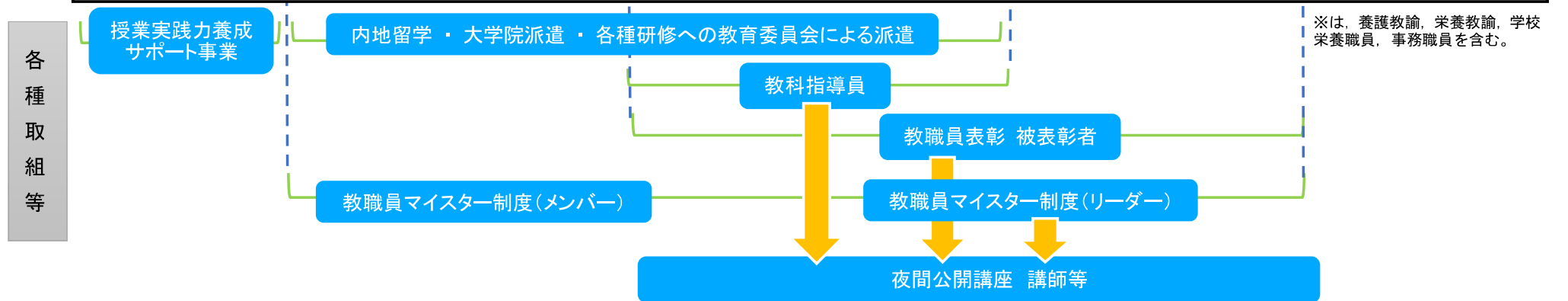
○ その他

臨時的任用教員等については、研修履歴の記録の対象とはならないが、当初面談及び期末面談の場を活用して、必要に応じて対話に基づく受講奨励を行う。

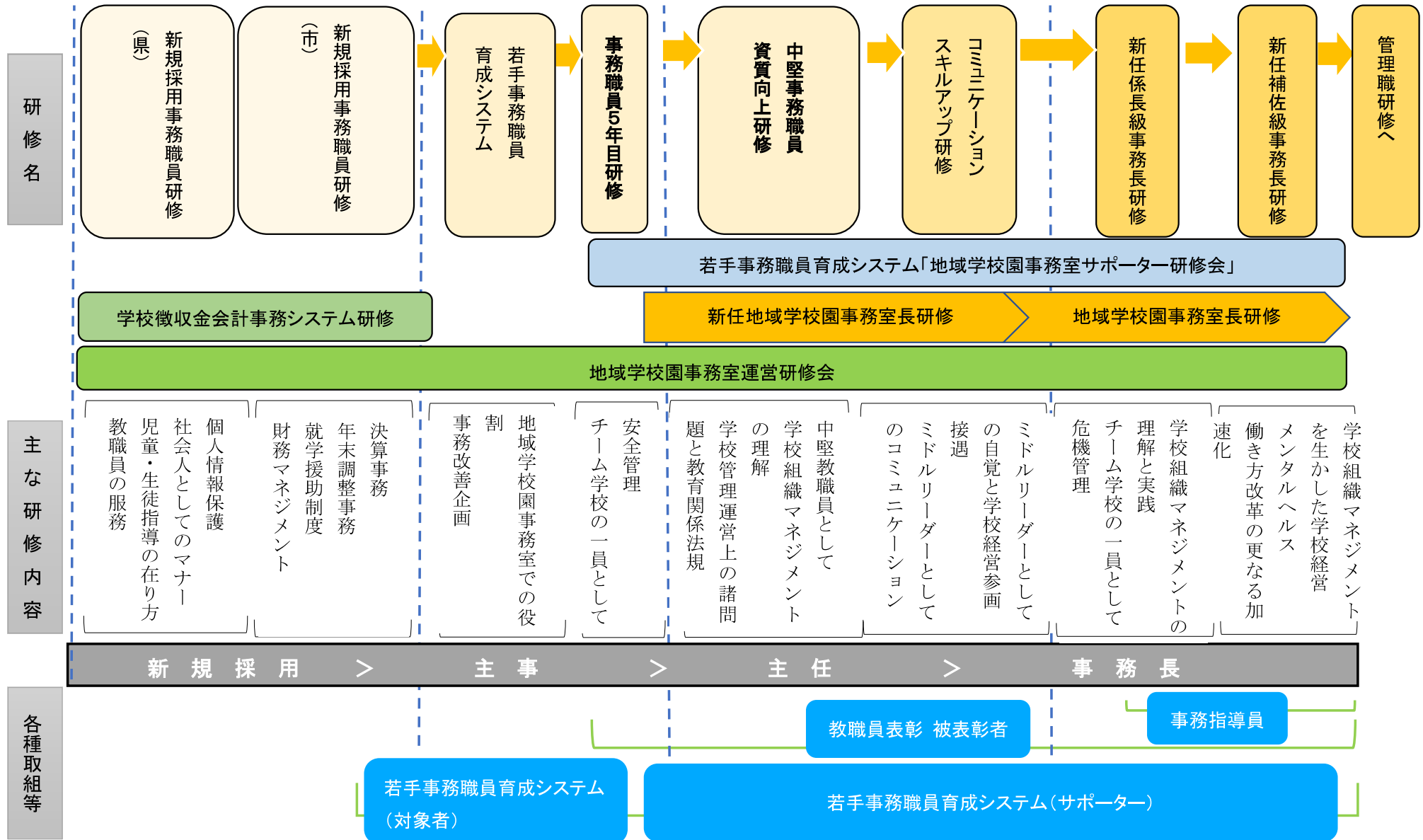
本市「教職員」各種研修を通じたキャリアマネジメントのイメージ



新採・若手教員 > 中堅教員 > ベテラン教員・各種主任等 > 教務主任・主幹教諭 > 副校長 > 校長



本市「学校事務職員」に係る各種研修を通じたキャリアマネジメントのイメージ



キャリアマネジメントのイメージに応じた研修内容

研修名	初任者研修等 ※全職	教職2年目研修	教職3年目研修	学校教育相談基礎研修	教職5年目研修等 ※全職	特別支援教育指導力向上研修	中堅教諭等資質向上研修等 ※全職	スキルアップ研修 ※全職	教職20年目研修 ※全職	推進リーダー養成研修 学校運営	キャリアマネジメント研修	新任教務主任研修	新任主幹教諭研修	宮・リーダー研修	新任教頭研修	教頭2年目研修	新任校長研修	校長研修
研修内容 / 回数(回数)	15	3	2	3	3	2	7	2	4	4	4	2	2	2	4	2	3	2
1 素養 心構え	○		○		○		○	○	○	○	○			○			○	○
2 服務	○				○		○	○	○									
3 教育等関係法規	○						○	○	○			○	○	○	○			
4 働き方	○							○		○			○					○
5 メンタルヘルス	○				○養		○養・栄		○養							○	○	
6 GIGAスクール構想							○		○									
7 学級経営	○	○	○	○														
8 児童・生徒指導, 理解		○		○														
9 いじめ・非行	○養	○養・栄		○	○養		○養											
10 不登校	○養			○	○養		○養											
11 カウンセリング(マインド)	○			(○)			○養	(○)						(○)	(○)			
12 情報モラル, 情報セキュリティ	○				○		○		○									
13 接遇, 傾聴	○			○				○										
14 教育相談				○	○													
15 学習指導	○						○		○			○						
16 教科研究	○	○	○				○		○									
17 授業力向上		○			○	○	○		○									
18 ICT活用	○養				○				○※									
19 外国語教育			○															
20 生活科	○																	
21 特別の教科 道徳	○	○			○		○											
22 総合的な学習の時間	○																	
23 特別活動	○				○													
24 人権教育	○				○養・栄		○栄		○養						○		○	
25 特別支援教育	○				○	○	○		○						○		○	
26 プログラミング教育		○																
27 幼児教育	○		○		○													
28 キャリア教育			○															
29 家庭・地域との連携	○	○	○				○栄								○			
30 社会福祉	○																	
31 地域学習			○															
32 危機管理	○						○養・栄		○養		○				○			
33 安全管理・安全教育	○						○栄											
34 学校運営								○	○	○	○			○			○	○
35 学校組織マネジメント	○養・栄				○		○		○※	○		○			○	○	○	
36 カリキュラム・マネジメント							○		○	○			○					
37 校内研修									○※									
38 人事評価															○	○	○	○
39 人材育成																	○	
40 コーチング														○				
41 ファシリテーション								○						○				
42 学校保健行政	○養						○養											
43 疾病管理	○養																	
44 保健指導	○養																	
45 保健教育	○養																	
46 保健室経営	○養																	
47 児童虐待	○養																	
48 保健管理		○養			○養		○養											
49 性被害		○養																
50 食に関する指導	○栄	○栄			○栄		○栄		○栄									
51 衛生管理	○栄	○栄																
52 個人情報保護	○栄																	
53 職場関係構築等	○栄																	
54 学校給食管理	○栄				○栄													
55 管理衛生・衛生管理	○栄								○栄									
56 健康教育	○栄																	
57 栄養管理		○栄																
58 調理場管理									○栄									
59 ヤングケアラー	○				○		○			○								

○養・養護教諭に実施するもの

養護教諭等に実施するもの

※・選択研修を含む

キャリアマネジメントのイメージに応じた研修内容（事務職員のみ）

研修内容	研修名	新規採用事務職員研修	若手事務職員育成システム	事務職員5年目研修	中堅事務職員資質向上研修	スキルアップ研修 ※全職	新任係長級事務長研修	新任補佐級事務職員研修	新任教頭研修	教頭2年目研修	新任校長研修	校長研修
研修内容 / 回数 (回数)		16	／	3	3	2	2	1	4	2	3	2
1 素養 心構え		○		○	○	○	○		○		○	○
2 服務		○		○	○	○						
3 教育等関係法規		○		○	○	○	○	○				
4 働き方						○					○	
5 メンタルヘルス					○		○	○		○	○	
6 GIGAスクール構想												
7 学級経営												
8 児童・生徒指導、理解		○		○	○							
9 いじめ・非行												
10 不登校												
11 カウンセリング（マインド）		○				(○)			(○)			
12 情報モラル、情報セキュリティ		○										
13 接遇、傾聴		○	○			○						
14 教育相談												
15 学習指導												
16 教科研究												
17 授業力向上												
18 ICT活用												
19 外国語教育												
20 生活科												
21 特別の教科 道徳												
22 総合的な学習の時間												
23 特別活動												
24 人権教育		○		○	○		○		○		○	
25 特別支援教育									○		○	
26 プログラミング教育												
27 幼児教育												
28 キャリア教育												
29 家庭・地域との連携									○			
30 社会福祉												
31 地域学習												
32 危機管理							○		○			
33 安全管理・安全教育		○		○								
34 学校運営					○	○		○			○	○
35 学校組織マネジメント			○	○	○		○	○	○	○	○	
36 カリキュラム・マネジメント												
37 校内研修												
38 人事評価									○	○	○	○
39 人材育成											○	
40 コーチング			○							○		
41 学校保健行政												
42 疾病管理												
43 保健指導												
44 保健教育												
45 保健室経営												
46 児童虐待												
47 保健管理												
48 性被害												
49 食に関する指導												
50 衛生管理												
51 個人情報保護		○										
52 職場関係構築等		○		○			○					
53 学校給食管理												
54 管理衛生・衛生管理												
55 健康教育												
56 栄養管理												
57 調理場管理												
58 各種手続き（給与・年金等）事務関係		○	○	○	○		○	○				
59 業務遂行上の課題		○	○		○		○	○				
60 財務マネジメント		○										
61 タイムマネジメント		○										
62 ヤングケアラー		○										